

宮 古 市 地 域 防 災 計 画

宮 古 市
宮古市防災会議

宮古市地域防災計画

本 編

本 編 目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	市民の責務	2
第3節	法令に基づく他の計画との関係	2
第4節	災害時における個人情報の取扱い	2
第5節	宮古市防災会議	3
第1	所掌事務	3
第2	組織	3
第3	防災会議の招集	3
第6節	防災機関の責務及び業務の大綱	4
第1	防災関係機関の責務	4
第2	防災関係機関の業務の大綱	5
第7節	宮古市の概況	10
第1	位置と地勢	10
第2	面 積	10
第3	人 口	10
第8節	災害の発生状況及び災害想定	11
第1	災害の発生状況	11
第2	災害の想定	11

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	12
第1	基本方針	12
第2	防災知識の普及	12
第3	宮古市総合防災ハザードマップの更新	15
第2節	地域防災活動活性化計画	16
第1	基本方針	16
第2	消防団の強化	16
第3	自主防災組織等の育成強化	16
第4	住民等による地区内の防災活動の推進	17
第3節	防災訓練計画	18
第1	基本方針	18
第2	防災訓練の実施	18
第4節	避難対策計画	21
第1	基本方針	21
第2	避難計画の作成	21
第3	避難場所等の整備等	26

第 4	避難所の運営体制等の整備	28
第 5	避難行動要支援者の名簿	29
第 6	避難に関する広報	29
第 7	避難訓練の実施	30
第5節	通信確保計画	31
第 1	基本方針	31
第 2	市防災行政無線の整備	31
第 3	通信施設の多重化	31
第 4	その他の通信施設	32
第 5	災害時優先電話の指定	32
第 6	通信運用マニュアルの作成等	32
第6節	要配慮者の安全確保計画	33
第 1	基本方針	33
第 2	避難行動要支援者の実態把握	33
第 3	災害情報等の伝達体制の整備	34
第 4	避難誘導	35
第 5	避難生活	35
第 6	社会福祉施設等の安全確保対策	35
第 7	外国人の安全確保対策	36
第7節	食料・生活必需品等の備蓄計画	37
第 1	基本方針	37
第 2	備蓄目標	37
第 3	備蓄計画	38
第8節	孤立化対策計画	40
第 1	基本方針	40
第 2	孤立化想定地域への対策の推進	40
第9節	防災施設等整備計画	42
第 1	基本方針	42
第 2	防災拠点施設等の整備	42
第 3	消防施設の整備	42
第 4	災害対策用資機材等の整備	43
第10節	建築物等安全確保計画	44
第 1	基本方針	44
第 2	建築物の不燃化の促進	44
第 3	防災空間の確保	44
第 4	市街地再開発事業等による都市整備	45
第 5	建築物の安全確保	45
第 6	宅地の安全確保	45
第 7	防火対策の推進	46
第 8	文化財の災害予防対策	46

第11節	交通施設安全確保計画	48
第1	基本方針	48
第2	道路施設	48
第3	鉄道施設	49
第4	港湾施設、漁港施設	49
第12節	ライフライン施設等安全確保計画	50
第1	基本方針	50
第2	電力施設	50
第3	ガス施設	52
第4	上下水道施設	52
第13節	危険物施設等安全確保計画	56
第1	基本方針	56
第2	石油類等危険物	56
第3	高压ガス及び火薬類災害予防対策	57
第4	毒物、劇物災害予防対策	58
第5	放射線災害予防対策	58
第14節	風水害予防計画	59
第1	基本方針	59
第2	予防対策	60
第3	浸水想定区域	60
第15節	雪害予防計画	63
第1	基本方針	63
第2	雪崩防止対策	63
第3	道路交通の確保	63
第4	鉄道交通の確保	65
第5	雪害予防の普及啓発	65
第16節	高潮、波浪災害予防計画	66
第1	基本方針	66
第2	予防対策	66
第3	高潮浸水想定区域の指定等	67
第17節	土砂災害予防計画	68
第1	基本方針	68
第2	土砂災害発生危険箇所の現況	68
第3	災害予防対策	68
第4	土砂災害防止対策の推進	68
第5	土砂災害警戒情報の発表	69
第6	土砂災害発生時における情報収集及び報告系統	71
第18節	火災予防計画	72
第1	基本方針	72
第2	出火防止、初期消火体制の確立	72
第3	消防力の充実強化	74

第19節	林野火災予防計画	71
第1	基本方針	71
第2	林野火災防止対策の推進	71
第20節	農畜産物関係の気象災害予防計画	73
第1	基本方針	73
第2	予防対策	73
第21節	海上災害予防計画	74
第1	基本方針	74
第2	船舶の安全指導等	74
第3	防除体制の強化	74
第4	施設、設備及び資機材の整備・保管	74
第22節	防災ボランティア育成計画	75
第1	基本方針	75
第2	防災ボランティア・リーダー等の養成	75
第3	防災ボランティアの登録	75
第4	防災ボランティアの受入体制の整備	76
第5	関係団体等の協力	76
第23節	事業継続対策計画	77
第1	基本方針	77
第2	事業継続計画の策定	77
第3	企業等の防災活動の推進	78
第24節	原子力災害予防対策計画	79
第1	基本方針	79
第2	防災知識の普及	79
第3	情報の収集・伝達連絡及び通信確保	80
第4	モニタリング	81
第5	医療・保健活動体制の整備	81

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	82
第1	基本方針	82
第2	市の活動体制	82
第3	防災関係機関の活動体制	89
第2節	職員の動員計画	99
第1	基本方針	99
第2	配備体制	99
第3	動員体制の整備	100
第3節	気象予報・警報等の伝達計画	102
第1	基本方針	102
第2	実施機関（責任者）	102
第3	実施要領	102

第4節	通信情報計画	115
第1	基本方針	115
第2	実施要領	115
第5節	情報の収集・伝達計画	118
第1	基本方針	118
第2	実施機関	118
第3	実施要領	121
第6節	広報広聴計画	126
第1	基本方針	126
第2	実施機関	126
第3	実施要領	128
第7節	交通確保・輸送計画	131
第1	基本方針	131
第2	実施機関	131
第3	交通確保	132
第4	緊急輸送	136
第8節	消防活動計画	139
第1	基本方針	139
第2	実施機関	139
第3	実施要領	139
第9節	水防活動計画	145
第1	基本方針	145
第2	実施機関	145
第3	実施要領	145
第10節	相互応援協力計画	146
第1	基本方針	146
第2	実施機関	146
第3	実施要領	148
第11節	自衛隊災害派遣要請計画	152
第1	基本方針	152
第2	実施機関	152
第3	実施要領	152
第12節	防災ボランティア活動計画	158
第1	基本方針	158
第2	実施機関	158
第3	実施要領	159
第13節	義援物資、義援金の受付・配分計画	162
第1	基本方針	162
第2	実施機関	162
第3	実施要領	162

第14節	災害救助法の適用計画	164
第1	基本方針	164
第2	実施機関	164
第3	実施要領	164
第4	救助の種類、程度、期間等	166
第15節	避難・救出計画	167
第1	基本方針	167
第2	実施機関	167
第3	実施要領	169
第16節	医療・保健計画	187
第1	基本方針	187
第2	実施機関	188
第3	初動医療体制	189
第4	後方医療活動	192
第5	傷病者の搬送体制	193
第6	個別疾患への対応体制	194
第7	健康管理活動の実施	194
第8	災害救助法が適用された場合の医療、助産	195
第9	愛玩動物の救護対策	195
第17節	食料・生活必需品等供給計画	193
第1	基本方針	193
第2	実施機関	193
第3	実施要領	194
第18節	給水計画	198
第1	基本方針	198
第2	実施機関	198
第3	実施要領	198
第19節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	202
第1	基本方針	202
第2	実施機関	202
第3	実施要領	203
第20節	感染症予防計画	208
第1	基本方針	208
第2	実施機関	208
第3	実施要領	208
第21節	廃棄物処理・障害物除去計画	212
第1	基本方針	212
第2	実施機関	212
第3	実施要領	213
第22節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	219
第1	基本方針	219

第 2	実施機関	219
第 3	実施要領	219
第2 3節	応急対策要員確保計画	222
第 1	基本方針	222
第 2	実施機関	222
第 3	実施要領	222
第2 4節	文教対策計画	224
第 1	基本方針	224
第 2	実施機関	224
第 3	実施要領	224
第2 5節	農畜産物応急対策計画	228
第 1	基本方針	228
第 2	実施機関	228
第 3	実施要領	228
第2 6節	公共土木施設応急対策計画	230
第 1	基本方針	230
第 2	実施機関	230
第 3	実施要領	231
第2 7節	ライフライン施設応急対策計画	235
第 1	基本方針	235
第 2	実施機関	235
第 3	実施要領	236
第2 8節	危険物施設等応急対策計画	248
第 1	基本方針	248
第 2	石油類等危険物	248
第 3	火薬類	249
第 4	高圧ガス	250
第 5	毒物・劇物	251
第2 9節	海上災害応急対策計画	254
第 1	基本方針	254
第 2	実施機関	254
第 3	実施要領	255
第3 0節	林野火災応急対策計画	257
第 1	基本方針	257
第 2	実施機関	257
第 3	実施要領	258
第3 1節	原子力災害応急対策計画	265
第 1	基本方針	265
第 2	活動体制	265
第 3	特定事象発生情報等の伝達	266
第 4	情報の収集・伝達	267

第 5	住民等への情報提供・広報広聴	267
第 6	緊急時モニタリング	268
第 7	避難・影響回避	268
第 8	医療・保健	270
第 9	放射線対策計画	271
第32節	防災ヘリコプター応援要請計画	272
第 1	基本方針	272
第 2	実施機関	272
第 3	実施要領	272

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	274
第 1	基本方針	274
第 2	災害復旧事業計画	274
第 3	激甚災害の指定	275
第 4	緊急災害査定の促進	275
第 5	緊急融資等の確保	275
第2節	生活の安定確保計画	276
第 1	基本方針	276
第 2	担当課	276
第 3	生活相談	276
第 4	被災者台帳の作成	276
第 5	罹災証明の交付	277
第 6	住宅金融支援機構融資のあっせん	277
第 7	農林漁業制度金融の確保	278
第 8	中小企業融資の確保	278
第 9	り災者の恒久的生活の確保	279
第3節	復興計画の作成	283
第 1	基本方針	283
第 2	復興方針・計画の作成	283
第 3	復興事業の実施	283
第 4	災害記録編纂計画	284
第4節	原子力災害復旧計画	285
第 1	基本方針	285
第 2	低減措置・廃棄物等対策	285
第 3	健康確保等	286
第 4	風評被害対策	286

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき宮古市防災会議が作成する計画であって、市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

本市及び岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の総力を結集して、宮古市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等を総合的かつ計画的に実施することにより市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することを目的とする。

第2節 市民の責務

市民は、宮古市地域防災計画により、防災上の責務とされている事項については誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

第3節 法令に基づく他の計画との関係

この計画は、宮古市地域に係る防災対策として、総合的、かつ、基本的な性格を有するものであって、指定行政機関等の長が作成する防災業務計画又は岩手県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

〔資料編 1-1-3-1：災害対策基本法（抄）〕

〔資料編 1-1-3-2：災害救助法（抄）〕

〔資料編 1-1-3-3：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る
地震防災対策の推進に関する特別措置法〕

第4節 災害時における個人情報の取扱い

市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、条例等の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

第5節 宮古市防災会議

第1 所掌事務

宮古市防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- 1 宮古市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 宮古市水防計画を調査審議すること。
- 3 市域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

〔資料編 1-1-5-1：宮古市防災会議条例〕

〔資料編 1-1-5-2：宮古市防災会議規則〕

〔資料編 1-1-5-3：宮古市防災会議の構成〕

第2 組織

宮古市防災会議は、会長である宮古市長及び資料編 1-1-5-3 に掲げる委員をもって組織する。

第3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

第6節 防災機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

2 市及び広域行政組合

市及び広域行政組合は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、支援、協力、指示、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県

機関名	業務の大綱
県 (沿岸広域振興局 宮古地域振興センター)	<ol style="list-style-type: none"> 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 防災訓練の実施に関すること。 防災知識の普及及び教育に関すること。 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 災害応急対策の実施に関すること。 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 医療及び助産救助の実施に関すること。 医薬品及び医療資機材の確保に関すること。 被災地域の防疫業務の実施に関すること。 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。
県立宮古病院	<ol style="list-style-type: none"> 収容患者に対する災害時の避難体制の確保 災害時における負傷者等の収容保護及び医療救護

2 市及び広域行政組合

機関名	業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 防災訓練の実施に関すること。 防災知識の普及及び教育に関すること。 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 災害予防・応急対策の実施に関すること。 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。
宮古地区広域行政組合	<ol style="list-style-type: none"> 消防業務に関すること。 救急救助業務に関すること。 ごみ処理及びし尿処理に関すること。 災害予防・応急対策の実施協力に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	業務の大綱
東北管区警察局 (岩手県警察本部、宮古警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 防災関係職員の派遣に関すること。

	<p>4 緊急時の住民等の避難誘導及び救助に関すること。</p> <p>5 被災地秩序維持に関すること。</p> <p>6 沈没品及び漂流物に関すること。</p> <p>7 交通規制に関すること。</p> <p>8 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
東北財務局	<p>1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</p> <p>2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。</p> <p>3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。</p> <p>4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。</p> <p>5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。</p>
東北厚生局	<p>1 災害状況の情報収集、通報に関すること。</p> <p>2 関係職員の派遣に関すること。</p> <p>3 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
東北農政局	<p>1 國土保全事業の推進に関すること。</p> <p>2 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。</p> <p>3 種苗その他営農資材の確保に関すること。</p> <p>4 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。</p> <p>5 災害資金の融通に関すること。</p> <p>6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</p>
東北森林管理局 (三陸北部森林管理署)	<p>1 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。</p> <p>2 山火事防止対策に関すること。</p> <p>3 災害復旧用材の供給に関すること。</p>
東北経済産業局	<p>1 工業用水道の応急復旧に関すること。</p> <p>2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</p> <p>3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</p>
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	<p>1 電気、高圧ガス、火薬類等の保安対策に関すること。</p> <p>2 電気、都市ガス等の応急復旧対策に関すること。</p> <p>3 鉱山に関する災害の防止に関すること。</p> <p>4 鉱山における災害応急対策に関すること。</p>
東北運輸局 (岩手運輸支局)	<p>1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。</p> <p>3 運送関係事業者等に対する協力要請及び輸送命令の発動に関すること。</p>
第二管区海上保安本部 (釜石海上保安部、宮古海上保安署)	<p>1 気象予警報等の船舶への周知に関すること。</p> <p>2 海難救助、海上警備、治安維持及び海上交通の安全確保に関すること。</p> <p>3 船舶交通の障害の除去及び海洋汚染、海上災害の防止に関すること。</p> <p>4 救援物資、避難者等の海上・航空輸送に関すること。</p>
仙台管区気象台 (盛岡地方気象台)	<p>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p>

	<p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>4 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>
東北総合通信局	<p>1 通信の確保に必要な措置に関すること。</p> <p>2 通信システムの被害状況等の把握に関すること。</p> <p>3 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関すること。</p> <p>4 レアラート（災害情報共有システム）の普及・促進に関すること。</p> <p>5 非常通信協議会の指導育成に関すること。</p>
岩手労働局 (宮古労働基準監督署)	<p>1 事業場における労働災害の防止に関すること。</p> <p>2 被災労働者の救済に関すること。</p> <p>3 被災労働者の就労斡旋等に関すること。</p> <p>4 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。</p>
東北地方整備局 (三陸国道事務所、釜石港湾事務所 宮古港出張所)	<p>1 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。</p> <p>2 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。</p> <p>3 直轄公共土木施設の復旧に関すること。</p> <p>4 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>5 道の駅の防災拠点化に関すること。</p> <p>6 災害対策支援に係る調整に関すること。</p>
東北地方環境事務所	<p>1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。</p> <p>2 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。</p> <p>3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。</p> <p>4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。</p> <p>5 愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。</p>
東北防衛局	<p>1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</p> <p>2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</p> <p>3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</p>
東北地方測量部	<p>1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</p> <p>2 復旧測量等の実施に関すること。</p>

4 自衛隊

機関名	業務の大綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊 航空自衛隊山田分屯基地	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5 指定公共機関

機関名	業務の大綱
日本銀行盛岡事務所	<p>1 災害時における通貨の供給確保に関すること。</p> <p>2 災害時における非常金融措置の指導に関すること。</p>

日本赤十字社岩手県支部	1 災害時における医療救護に関すること。 2 災害時における血液の確保供給に関すること。 3 救援物資の配分に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 3 県知事及び市長からの要請に基づく災害放送に関すること。 4 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社	1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 2 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ミュニケーションズ(株) 株 NTT ドコモ K D D I (株) ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。 3 電気通信設備の復旧に関すること。
ヤマト運輸(株) 宮古営業所	1 災害時における車両による緊急輸送に関すること。 2 緊急及び代行輸送体制の確立並びに貨物の損害防止に関すること。
東北電力ネットワーク(株) 宮古電力センター	1 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。 3 電力施設の災害復旧に関すること。
日本郵便(株) 宮古郵便局	1 災害時における郵便業務運営の確保に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
(一社)岩手県建設業協会宮古支部	1 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 2 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

6 指定地方公共機関

機関名	業務の大綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	1 気象予報・警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 3 県知事及び市長からの要請に基づく災害放送に関すること。 4 防災知識の普及啓発に関すること。
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 岩手県北自動車(株) 宮古営業所	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
三陸鉄道(株)	1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 2 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会 宮古支部	1 ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。 3 ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県医師会 (一社)宮古医師会 (一社)岩手県歯科医師会 宮古歯科医師会	1 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 2 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。

(一社)岩手県薬剤師会 宮古薬剤師会	1 医療救護活動に関すること。 2 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社)岩手県栄養士会	1 災害時における栄養管理に関すること。
(公社)岩手県看護協会	1 医療救護活動及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	1 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 2 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社)岩手県獣医師会 (一社)岩手県獣医師会 宮古市会	災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	業務の大綱
農業協同組合 漁業協同組合 森林組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 2 農林水産関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 3 被災農林漁家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 4 被災農林漁家に対する種苗その他資材の確保のあっせんに関すること。
商工会議所	1 災害時における物価安定についての協力に関すること。 2 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般病院 診療所	1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
水門施設の管理者	水門施設の防災上の整備及び管理に関すること。
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 宮古エフエム放送(株)	1 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。 2 県知事及び市長からの要請に基づく災害報道に関すること。 3 防災知識の普及啓発に関すること。

第7節 宮古市の概況

第1 位置と地勢

本市は、岩手県の東端ほぼ中央、本州では最東端に位置している。

東は太平洋に面し、名勝浄土ヶ浜を境に、北は隆起式、南はリアス式の海岸線を形成している。北、西、南の三方は、北上山地より連なる山々に囲まれ、太平洋に注ぐ閉伊川など全域が変化に富んだ地形となっている。

気候は、夏季にヤマセ（濃霧）の影響を受けやすいものの、冬季は比較的温暖で積雪も少ない。一方、山間部では標高が高いことから、夏季は冷涼で、冬季は沿岸部に比べ気温が低く積雪も多い。

第2 面 積

本市の面積は 1,259.15km²で、岩手県総面積の約 8.2%を占めている。また、特徴として森林の広さがあり、総面積の約 91.8%を占めている。

第3 人 口

本市は、平成 17 年 6 月 6 日に宮古市、田老町、新里村の三市町村が合併、また、平成 22 年 1 月 1 日に川井村と合併し、人口 50,369 人、21,289 世帯（2020 年国勢調査）となった。

第8節 災害の発生状況及び災害想定

第1 災害の発生状況

本市における異常気象等による過去の災害は、資料編1-1-9-1のとおりである。

〔資料1-1-9-1：過去の主な災害記録〕

第2 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、気象等の自然的条件及び都市化の状況、産業構造等の社会的条件並びに過去における災害発生状況を勘案し、「地震・津波災害対策編」に示す地震災害、津波災害を除く、次の災害を想定している。

- 1 大雨、台風による災害
- 2 大規模な林野火災による災害
- 3 危険物の漏洩、流出、爆発等による災害
- 4 その他異常な自然現象による災害

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く市民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮することに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第2 防災知識の普及

【危機管理課】

1 防災知識普及計画の作成

防災関係機関等は、その所掌する防災業務に関する事項について、防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

(1) 防災関係機関等は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

(2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ① 防災対策関連法令
- ② 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ③ 災害に関する基礎知識
- ④ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
- ⑤ 市民に対する防災知識の普及方法
- ⑥ 災害時における業務分担の確認

3 市民に対する防災知識の普及

(1) 市は、被害の防止、軽減の観点から、市民が、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断でタイミングを逸すことなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。

- (2) 防災関係機関等は、市民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底に努める。
- ① 広報誌、ホームページの活用
 - ② 講演会等の開催
 - ③ 自主防災活動に対する指導
 - ④ 防災関係資料の作成、配布
 - ⑤ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
 - ⑥ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
 - ⑦ 起震車等による災害の擬似体験
 - ⑧ 日頃からの地域における話し合い
 - ⑨ 学校等における防災教育
- (3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
- ① 災害に関する基礎知識
 - ② 過去における主な災害事例、東日本大震災における教訓
 - ③ 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - ④ 自主防災組織等の活動に対する理解と協力
 - ⑤ 気象警報、避難指示等の意味及び内容
 - ⑥ 早期避難の重要性及び、災害時における心得、避難方法
 - ア 普段の生活場所での避難指示等の受信方法を確認する。
 - イ 普段の生活場所での危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
 - ウ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - ⑦ 平常時における心得
 - ア 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - イ いざというときの対処方法を検討する。
 - ウ 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - エ 愛玩動物との同行・同伴避難や指定避難所（グリーピア三陸みやこ等）での飼養の方法を決めておく。
 - オ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - カ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
 - ⑧ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - ⑨ 心肺蘇生法、止血法等の応急処置

⑩ 災害危険箇所に関する知識

- (4) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
- (5) 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じた5段階の警戒レベルにより提供することについて、市民が情報の意味を直感的に理解できるよう周知を図る。
- (6) 市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

- (1) 市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。
- (2) 市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

5 防災学習教育旅行等の促進

市は、過去の災害の教訓を全国・次世代に伝承するため、宮古市観光文化交流協会等が行う、津波遺産を活用した防災学習教育旅行等の誘致を促進する。

6 防災文化の継承

- (1) 市及びその他の防災関係機関は、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 市及びその他の防災関係機関は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

7 国際的な情報発信

市及びその他の防災関係機関は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

8 防災と福祉の連携

市は、防災及び福祉の関係機関との連携により、高齢者等の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

9 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（気象防災アドバイザー等）の活用を図るものとする。

第3 宮古市総合防災ハザードマップの更新

【危機管理課】

1 宮古市総合防災ハザードマップの更新

市は、次の事項をまとめた「宮古市総合防災ハザードマップ」を、平成30年3月に更新した。

また、内閣府が令和2年9月に公表した「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定」に基づく「宮古市総合防災ハザードマップ（被害予測地図）暫定版」を令和4年2月に作成した。

(1) 津波

- ① 「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」（平成16年12月）に基づく、津波で想定される浸水区域
- ② 「東日本大震災津波詳細地図（日本情報地質学会）」による津波浸水範囲
- ③ 内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定」に基づく、浸水区域

(2) 洪水

- ① 開伊川、八木沢川、津軽石川については、岩手県による浸水予想シミュレーションに基づく洪水浸水範囲及び深さ
- ② その他の河川については、岩手県の河川計画資料を参考に、宮古市独自にシミュレーションを行った結果

(3) 土砂

- ① 岩手県が作成した「土砂災害警戒区域等指定図」、「土砂災害基礎調査結果公表図」、「土砂災害危険箇所図」

(4) 宮古市総合防災ハザードマップの修正

県は、上記の各事項における最新の浸水想定等を設定し、関係市町村長に通知するとともに公表する。

市は、県からの通知を受け、「宮古市総合防災ハザードマップ」の修正を行う。

2 周知及び活用

市は、「宮古市総合防災ハザードマップ」を活用し、市民に対する避難対象地域や避難場所等に関する周知、啓発に努める。

市民は、日頃から自宅の最寄りの避難場所（高台）や避難所（施設）、そこまでの経路について家族や地域で確認し、災害時に適切な行動がとれるよう本ハザードマップを活用する。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の強化を図る。また、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 市は、「自分達の地域は、自分達で守る」という、市民の自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織及び婦人防火クラブの育成、強化を図る。
- 3 市は、市内の一定の地区内の住民等から宮古市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、宮古市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 消防団の強化

【消防対策課】

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化及び消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進するため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- 1 消防団の車両・資機材・拠点施設の充実強化
- 2 消防団員の必要な資格の取得など実践的な教育訓練の充実強化
- 3 競技会、行事等の開催
- 4 青年層・女性層の消防団への入団の促進
- 5 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請
- 6 停電時・災害時でも確実に動作可能な水門の遠隔遮断機能の整備等による消防団員の災害時安全確保対策
- 7 消防団活動マニュアル等による、津波に対する退避基準の明確化
- 8 自主防災組織等との連携・協働
- 9 消防団活動の市民への周知

第3 自主防災組織等の育成強化

【危機管理課】

1 自主防災組織の結成促進及び育成

- (1) 市は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を説明会の開催、ホームページでの広報等により促進し、その育成に努める。
- (2) 市は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、地域福祉活動と地域防災活動とが連携した防災福祉コミュニティの検討を行う。

- (3) 市は、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の市民防災リーダーの育成に努める。
- (4) 市は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。
- (5) 市が実施する主な自主防災組織の支援は、次の通りとする。
 - ① 自主防災組織結成に関する説明会等の開催
 - ② 市民防災リーダー育成に関する研修会等の開催
 - ③ 防災資機材の配備
 - ④ 地域での防災訓練開催等
 - ⑤ 自主防災組織活動マニュアル作成に関する助言
 - ⑥ 自主防災組織の集会等の活動にかかる市有施設の提供
- (6) 市は、自主防災組織、町内会等に対するアンケート等を継続的に実施し、自主防災活動に係る地域のニーズの把握に努める。

2 自主防災組織の活動

市は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、新たに「自主防災組織活動マニュアル」を作成した。

マニュアルは、自主防災組織の役割と編成、平常時の活動、発災時の活動（津波編）から構成されており、各自主防災組織が独自の活動マニュアルを作る際の素材として活用できるように編集した。

今後、マニュアルを活用し、自主防災組織の活動の活性化、未結成地区での自主防災組織の結成の促進を図る。

【資料編 1-2-2-1：自主防災組織の現況】

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

【危機管理課】

- 1 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- 2 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、当該地区の市と連携する。
- 3 市は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、宮古市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 市は、計画提案の制度について、その普及に努める。
- 5 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

【資料編 1-2-2-2：地区防災計画一覧】

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 防災訓練の実施

【各課】

1 実施方法

- (1) 市は、災害対策基本法に基づき、毎年1回以上、関係防災機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施する。
- (2) 市は、訓練結果の事後評価を通して防災対策上の課題を明らかにし、その改善に努める。
- (3) 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とする。
 - ① 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
 - ② 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。
- (4) 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

① 通信情報連絡訓練	⑦ 水防訓練	⑬ 交通規制訓練
② 職員非常召集訓練	⑧ 救出・救助訓練	⑭ 避難所運営訓練
③ 自衛隊災害派遣要請訓練	⑨ 医療救護訓練	
④ 避難訓練	⑩ 施設復旧訓練	
⑤ 消防訓練	⑪ 流出油等対策訓練	
⑥ 地震・津波対策訓練	⑫ 緊急物資輸送訓練	

2 実施に当たって留意すべき事項

市は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。

(2) 市民等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかける。市民に対する防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図り、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、市民の積極的な参加を得て実施する。

(3) 広域的な訓練の実施

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

(4) 教育機関等における訓練の実施

児童・生徒に対する防災教育の観点から、幼稚園、保育所、小学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。

(5) 要配慮者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を地域の自治会・町内会・自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

(6) 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

(7) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

(8) 訓練災害対策本部の設置

訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。

(9) 所有資機材等の活用

訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

3 各訓練項目において留意すべき事項

(1) 通信情報連絡訓練

災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政無線、衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施すること。

(2) 職員非常招集訓練

災害により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施すること。

(3) 消防訓練

災害により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等を用いた消火訓練を実施すること。

(4) 避難訓練

洪水や土砂災害等が発生した場合を想定し、市民の避難訓練を実施すること。

(5) 救出・救助訓練

災害により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

(6) 施設復旧訓練

災害によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、火災、水害等の災害から市民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、市民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- 4 避難対策を行う者は、いつでも円滑に行動できるよう日常の体制整備に努める。
- 5 市民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、日常から災害に対する備えに努める。
- 6 市は、地震・津波に対する避難対策を実施し、基本的にこれを準用して、風水害等に対する避難計画等を整備する。

第2 避難計画の作成

【危機管理課、各施設管理者】

1 市の避難計画

- (1) 市は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした「宮古市避難計画」を作成するものとする。

- | |
|---|
| ① 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法 |
| ② 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口 |
| ③ 避難場所等への経路及び誘導方法 |

- | | |
|-----------|--|
| ④ 避難所等の管理 | <p>ア 管理責任者
 イ 管理運営体制
 ウ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保
 エ 災害対策本部及び各避難所等との連絡手段
 オ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法
 カ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法
 キ 医療機関との連携方法
 ク 避難所の秩序維持
 ケ 避難者に対する災害情報の伝達</p> |
|-----------|--|

	<p>コ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 サ 避難者に対する各種相談業務 シ 自主避難者に対する各避難所の隨時解放体制</p>
⑤ 避難者に対する救援、救護措置	<p>ア 給水 イ 給食 ウ 空調 エ 応急救護、衛生、こころのケア オ 生活必需品の支給 カ その他必要な措置</p>
⑥ 避難行動要支援者に対する救援措置	<p>ア 情報の伝達 イ 避難の誘導及び避難の確認 ウ 避難所等における配慮 エ 平常時から関係機関による避難行動要支援者情報の収集、共有 オ 個別避難計画の策定 カ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 キ 避難場所から避難所への移送手段</p>
⑦ 避難場所等の整備	<p>ア 収容施設 イ 給食施設 ウ 給水施設 エ 情報伝達施設</p>
⑧ 住民に対する広報	
⑨ 避難訓練	

- (2) 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (3) 避難計画策定に当たっては、危機管理課を中心に、福祉課、介護保険課等福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど、避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- (4) 市は、「避難情報等に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下本編中「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、市地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- (5) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川について、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外

の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

- (6) 避難手段は、原則として徒步によるものとする。車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。また、自転車、原動機付き自転車、自動二輪車については、道路の混乱を大幅に助長するものではなく、迅速な避難や車両渋滞の緩和につながることから、避難の手段として奨励する。ただし、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- (7) 避難時の道路の渋滞を緩和するため「津波避難駐車場の指定」などの方策を検討する。
- (8) 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとして令和3年度に「避難情報等の発令基準及び災害時行動計画」を改正したが、その見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。
- (9) 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- (10) 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- (11) 避難計画の作成に当たっては、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- (12) 避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当た

っては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。なお、各施設に共通する事項は次のとおりである。
 - ア 津波警報等の入場者等への伝達
 - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - エ 出火防止措置
 - オ 水、食料等の備蓄
 - カ 消防用設備の点検、整備
 - キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- (2) 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- (3) 市は、洪水浸水想定区域の指定、雨水出水浸水想定区域の指定又は高潮浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、市長が行う避難訓練の実施に関する事項、及び浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地等について定める。
 - ① 主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設
 - ② 市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設であって、所有者又は管理者から申し出があった施設
- (4) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告するとともに、計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。
- (5) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成

し、当該計画に基づく訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは市長に報告するものとする。

- (6) 学校、幼稚園、保育所等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定めるとともに、登下校中の児童、生徒を一時的に保護するため津波シェルター等の確保に努める。

また、児童、生徒を保護者に引き渡す際の、安全を確認する条件、方法を定める。なお、保護者への児童、生徒の引き渡しは、引渡し先の安全を確認できた後に行うこととする。

- (7) 保育所、児童館等においては、学校に準じた対応を行う。
- (8) 病院等においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。また、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を実施する。
- (9) 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- (10) 海岸近くにある施設の管理者は、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する。
- また、伝達するために必要な措置を実施する。
- (11) 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所の管理者は、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

3 広域避難及び広域一時滞在

- (1) 市は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- (2) 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

(3) 市は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

〔資料編 1-3-15-1：避難情報等の発令基準及び災害時行動計画〕

第3 避難場所等の整備等

【危機管理課】

1 避難場所等の整備

市は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定する。

さらに、市内の社会福祉施設と協議の上で協定締結等を行い、福祉避難所の指定を推進する。

避難場所 (高台)	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 ② 崖崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物が蓄積されていない場所であること。 ③ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。 ④ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を収容できるような場所であること。 ⑤ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等の横断を要さない場所であること。 ⑥ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滯水により孤立するおそれのない場所であること。
避難所	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 ⑤ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 ⑥ トイレ機能を確保できるものであること。 ⑦ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。 ⑧ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの

	⑨ 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。また、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女の双方の視点等に配慮すること。
--	---

- (1) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (2) 市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (3) 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- (4) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
- (5) 市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (6) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (7) 市は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (8) 市は、避難場所等を指定する際に併せて広域避難等の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (9) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。
- (10) 市は、指定緊急避難場所や避難所に愛玩動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における愛玩動物の受入状況を含む避難状況の把握に努めるものとする。

2 避難道路等の選定及び整備

市は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに、「宮古市東日本大震災復興計画」や「地区別まちづくり計画」等を踏まえた安全な避難行動に資する避難道路及び避難誘導標識の整備に努める。

避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

- (1) 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- (3) 津波、浸水等の危険のない道路であること。
- (4) 避難道路は、原則として相互に交差しないこと。
- (5) 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

3 避難場所等の環境整備

市は、次の事項に留意し、避難場所等の環境整備を図る。

- (1) 各種情報を確実に住民へ伝達する手段の確保
- (2) 避難場所等と市災害対策本部との双方向の通信機材の配備
- (3) 非常用電源の配備とその燃料の備蓄
- (4) 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
- (5) 避難場所等における簡易トイレ(組立て式)、照明(太陽光発電等)、東屋等の整備
- (6) 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- (7) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- (8) 段ボールベット等の簡易ベット、毛布、暖房器具、暖房施設等の整備
- (9) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した環境の整備
- (10) プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した環境の整備
- (11) 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備
- (12) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

〔資料編 1-2-4-1：津波避難ビル一覧〕

〔資料編 1-3-15-2：避難場所及び避難所〕

第4 避難所の運営体制等の整備

【危機管理課】

市は、指定避難所を円滑に設置し運営するために作成した「避難所開設・運営マニュアル」の内容について、訓練を通じて住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第5 避難行動要支援者の名簿

【福祉課】

1 市は、避難について特に支援が必要な市民（避難行動要支援者）の把握に努め、避難行動要支援者への避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、適宜これを更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

避難行動要支援者名簿の記載事項は原則として次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由

2 避難行動要支援者名簿の掲載者の範囲は、高齢者又は障がい者等であつて、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、自ら避難することが困難であり、その円滑な避難の確保を図るために特に支援を要すると市が認めた者とする。

3 避難行動要支援者名簿は、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）に基づき、作成し活用するものとする。

4 市は、避難支援等の実施に必要な限度で消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市の条例の定めによりあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

5 市は、避難支援等の実施に携わる関係者に対し、迅速な避難と安全確保のため、研修、訓練などを実施する。

第6 避難に関する広報

【危機管理課】

市は、市民が早期避難の重要性を認識し、的確な避難行動をとることができるよう周知徹底を図る。このため、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌やパンフレット等

の活用、講習会や避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行う。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

避難場所等に関する事項	① 災害種別に応じた避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の区分 ② 避難場所等への経路 ③ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	① 平常時における避難の心得 ② 避難指示等の用語の意味 ③ 避難指示等の伝達方法 ④ 避難の方法 ⑤ 避難後の心得
災害に関する事項	① 災害に関する基礎知識 ② 過去の災害の状況

第7 避難訓練の実施

【危機管理課】

- 1 市は、災害時に市民が的確な避難行動をとることができるように、避難訓練を実施する。併せて、市は、住民自らが避難経路や避難場所を実際に確認し、又は避難所の運営訓練や地域独自の避難訓練を実施するなど、自主防災意識の高揚につながるように努める。
- 2 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民等が参加するよう配慮する。

第5節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 市及びその他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。
また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。
- 3 災害時に通信が長期間途絶する可能性を考慮し、通信設備に依存しない情報伝達、共有方法、通信が行えない場合でも自立的に活動できる活動体制やマニュアル等の整備を図る。
- 4 効率的・効果的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- 5 市及び電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・C A T Vケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

第2 市防災行政無線の整備

【危機管理課】

- 1 防災行政無線の多機能化による行政サービスの向上を図り、屋外拡声子局、戸別受信機等により聞こえにくい地域の解消を行う。なお、これらの整備に当たっては、非常電源設備の整備、聴覚障害者に対する文字放送可能な戸別受信機の整備等を検討し、その機能強化に努める。
- 2 防災行政無線、その他の通信施設に係る非常電源設備の整備、周辺施設の耐震化等に努める。

第3 通信施設の多重化

【危機管理課】

- 1 災害時における通信の多重化を図るため、東日本大震災時にも有効であった衛星携帯電話について、市役所及び各総合事務所に配備する。
- 2 避難所・拠点施設等の通信手段を確保するため、移動系防災行政無線機を配備する。併せて、多様な情報伝達手段を確保するため、緊急地震速報受信装置を配備する。
- 3 大規模な災害が発生した場合において、消防、警察、海上保安署等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。
- 4 アマチュア無線を活用できるよう、アマチュア無線局との連携を進める。

第4 その他の通信施設

【財政課】

防災関係機関は、災害時における円滑な情報収集・連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む）、コンピューター等に係る非常電源設備の整備を図るとともに、通信手段の複線化、耐震化及び耐浪化に努める。

第5 災害時優先電話の指定

【財政課】

市及びその他の防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

第6 通信運用マニュアルの作成等

【危機管理課】

- 1 市及び防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- 2 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関との間の衛星携帯電話を含む電話番号情報の共有に努める。
- 3 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。
- 4 市は、通信設備に依存しない伝達、共有方法を検討し、通信が行えない場合でも自立的に活動できる活動マニュアルの整備や、通信の途絶を前提とした防災訓練等を実施し、通信の途絶に備えた体制整備を図る。

第6節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

- 1 市は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国・県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。
- 2 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

第2 避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画

【福祉課、介護保険課、総合窓口課】

- 1 市は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、個別避難計画を策定する。
個別避難計画の作成に関しては、その記載内容、利用範囲等において、個人情報の保護に配慮する。
- 2 自主防災組織等は、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力し、円滑な情報伝達・避難支援等のため、避難行動要支援者情報を掲載した地域福祉マップづくりに取組む。市は、地域福祉マップづくりに関する情報の提供等、必要な支援を行うものとする。
地域福祉マップの作成に関しては、その掲載内容、利用範囲等において、個人情報の保護に配慮する。
- 3 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の作成について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。
- 4 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- 5 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援

者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- 6 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。
- 7 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。
- 8 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第3 災害情報等の伝達体制の整備

【福祉課、介護保険課、総合窓口課】

- 1 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- 2 市は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- 3 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、個別避難計画等を基に情報伝達を実施する。
- 4 市は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- 5 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

- 6 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- 7 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第4 避難誘導

【各課】

市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

市は、自力での避難が困難な避難行動要支援者に対して、津波等の浸水の危険性が少ない地域への住まいの移転等、災害時に避難を要しない対策の実施を促進する。

市は、地域において要配慮者の避難等を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら、避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

第5 避難生活

【各課】

1 市は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。

2 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努め、早期の仮設が困難な設備については、事前整備を図る。

3 一般の避難所では収容困難な、要配慮者に対応するため、市は、市内の社会福祉施設と協議の上で協定締結等を行い、福祉避難所の指定を推進する。

第6 社会福祉施設等の安全確保対策

【各施設管理者】

1 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。

特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

2 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

第7 外国人の安全確保対策

【危機管理課】

1 防災教育、防災訓練の実施

市は、県及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。なお、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

2 避難計画

市は、避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や一時的にイーストピアみやこ（市民交流センター等）に避難するなど、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

3 情報伝達及び案内標示板等の整備

市は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。

また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等により、わかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 情報の提供

市は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

5 ボランティアの育成等

市は、県及び国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

また、県及び市町村は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる

外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

6 生活相談

市は、県及び国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

[資料編 1-3-15-2：避難誘導担当区域表]

第7節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

- 1 市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行う。
- 2 市民及び事業所における物資の備蓄の促進を図る。
- 3 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。
- 4 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運搬手段の確保を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努めるものとする。

第2 備蓄目標

【危機管理課】

1 宮古市

(1) 食料

食料については、東日本大震災時の避難の実態等を踏まえ、想定する避難者数を7,200人程度とし、想定避難者数の3日分に相当する64,800食を備蓄目標とする。

(2) 飲料水

飲料水については、想定避難者数1人あたり1日3リットルの3日分に相当する64,800リットルを備蓄目標とする。

(3) 毛布及び生活必需品

避難所における必要物資については、就寝、防寒等に不可欠な毛布について、想定避難者数1人あたり2枚、14,400枚を備蓄目標として定め、その他生活必需品の備蓄を、避難所の特性に応じて推進する。

(4) 備蓄場所

食料・生活必需品等の備蓄場所は、各避難所における分散配置とし、防災倉庫の設置等、備蓄場所の確保に努める。

2 市民

市民は、各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等

3 事業所

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

第3 備蓄計画

【各課、各総合事務所】

1 避難所における食料、飲料水、毛布

備蓄目標を維持するため、計画的に消費期限等に配慮した備蓄品の管理を行う。不足分については、他の自治体や業者等と災害時の食料・物資の供給協定を締結するなど、関係業者・団体等の協力を得られる体制を整備するものとする。

2 避難所におけるその他物資の備蓄

避難所等における備蓄を行う物資の品目は、ストーブ、発動発電機、カセットコンロ、懐中電灯、ラジオ、電池、ロウソク等の全ての避難者に共通して必要となる品目とする。これに加え、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切り、子供用・大人用おむつや下着類、洋式トイレ、空調機器など、性別によるニーズの違いや、乳幼児や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人及び妊産婦、性的マイノリティ（L G B T等）等の要配慮者及び女性の多様なニーズに配慮した物資等の備蓄を図る。

3 燃料

東日本大震災時にも災害対応上の課題となった燃料については、全ての発動発電機を最低1日稼働できる分は備蓄するとともに、事業者等の協力を得られる体制を整備する。

市有車両については、各車両の給油を可能な限りこまめに行い、いつ起こるか分からぬ災害の発生に備えるものとする。

4 市民等による備蓄の促進

市は、市民、自主防災組織を中心とする地域及び事業所に対し、広報誌、ホームページ、防災訓練等、あらゆる機会を通じて食料等の備蓄実施を促進する。

第8節 孤立化対策計画

第1 基本方針

市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から、災害時に孤立が想定される地域をあらかじめカルテ化（災害時孤立化地域カルテ）し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員等から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第2 孤立化想定地域への対策の推進

【危機管理課】

1 通信手段の確保

- (1) 市は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、日頃の機器の使用や訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 県は、防災ヘリコプターやドローン等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市はその方法をあらかじめ周知する。

〔県統一合図〕

- ① 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合）
- ② 黄旗（負傷者等はないが、救援物資等を求める場合）
- ③ 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合）

- (3) 市は、孤立のおそれがある場合に、支所による確認や地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

2 救出方法の確認

- (1) 市は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努める。
- (2) 地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

3 備蓄の奨励

- (1) 市は、孤立のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。
- (2) 備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において最低3日間、奨励1週間分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

なお、集落単位で備蓄が困難な場合は、ドローン等による集落外からの物資輸送を検討する。

4 防災体制の強化

市は、市民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

[資料編 1-3-7-2 : ヘリポートの現状(世界測地系)]

第9節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災拠点施設等の整備

【危機管理課】

(1) 対策活動施設

市は、災害時における災害応急対策活動の実施のため、次の機能の強化を図ることとし、そのための整備を図る。

- ① 災害応急対策活動における中枢機能
- ② 市庁舎等の被災時におけるサブ機能
- ③ 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- ④ 市民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- ⑤ 人員、物資等の輸送、集積機能
- ⑥ 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- ⑦ 災害対策用資機材の備蓄機能
- ⑧ 被災住民の避難・収容機能
- ⑨ 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能
- ⑩ 道の駅、グリーンピア三陸みやこ、リバーパークにいさと等を防災拠点として位置付け、所要の強化を図る。

(2) その他公共施設

- ① 市は、避難路、避難地（公園、緑地、道路、防災空地などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震化、不燃化及び非常用電源設備の整備等を推進する。
- ② 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、不特定多数の者を収容する重要施設等の耐震化、不燃化及び非常用電源設備の整備等を推進する。

第3 消防施設の整備

【消防対策課】

- 1 市は、地域の実情に即した消防車両、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

2 市は、地震災害時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等を整備する。

第4 災害対策用資機材等の整備

【各課】

市は、大規模な災害における災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。

〔資料編 1-2-9-1：消防力の現況〕

〔資料編 1-2-9-2：林野火災消火機（器）材備付状況〕

第10節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、市街地の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上、学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築物の不燃化の促進

【建築住宅課、都市計画課】

1 準防火地域の指定

市街地の建築物の状況を考慮し、用途地域見直しの際には、実体に即した地域指定を進める。

2 公営住宅の不燃化推進

- (1) 市営住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
- (2) 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

3 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での指導を強化し、民間住宅の不燃化を促進する。

第3 防災空間の確保

【都市計画課】

1 緑の基本計画

市街地における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画に従って、緑地の配置計画や都市公園及び緑地を整備する。

2 都市公園の整備

市街地における大規模火災に対する安全を確保するため、防災空間としての都市機能設備をもった都市公園の整備を推進する。

第4 市街地再開発事業等による都市整備

【担当部署】

1 市街地再開発

市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実させるため、市街地再開発の推進を図る。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、がけ地近接等危険災害住宅移転事業の推進に協力する。

3 土地区画整理事業

市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

第5 建築物の安全確保

【企画課、建築住宅課】

- 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、春季と秋季に、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、市民に対する情報提供を行う。
- 地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導に協力する。
- 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能の確保に係る指導に協力する。
- 防水扉及び防水板の整備など建物等を浸水被害から守るため、関係者に対する指導に協力する。また、建物等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。
- 市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第6 宅地の安全確保

【都市計画課】

宅地造成に伴う災害及び洪水、高潮、出水等による災害の防止を図るために、宅地造成工事規制区域及び災害危険区域における安全確保の促進を図る。

第7 防火対策の推進

【消防対策課】

- 1 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。
- 2 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 3 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに市民に対する防火思想及び防火意識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を図る。

第8 文化財の災害予防対策

【文化課】

1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	<p>① 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置を推進する。</p>
美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財	<p>① 自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器等の設備拡充を推進する。</p> <p>② 搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を推進する。</p>
史跡、名勝、天然記念物	<p>① 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を推進する。</p> <p>② 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、災害予防措置を講じる。</p>

3 文化財防災組織の編成、訓練等

- (1) 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。

(2) 災害時における文化財の搬出に万全を期すため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- ① 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
- ② 文化財の避難場所を定める。
- ③ 搬出用具を準備する。

第11節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

道路施設、鉄道施設、港湾施設及び漁港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

【建設課、道路管理者】

1 道路の整備

- (1) 市及びその他の防災関係機関は、災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、のり面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。
 - ① 道路隣接のり面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路のり面、盛土欠落危険調査を実施する。
 - ② 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。
- (2) 市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、経済産業省、総務省が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

2 トンネルの整備

市及びその他の防災関係機関は、災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。

- (1) トンネルの耐震点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定する。
- (2) 上記調査に基づき、補強等対策工事が必要とされた箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

3 障害物除去用資機材の整備

市及びその他の防災関係機関は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材の分散配備、増強に努める。

(1) 災害応急対策活動施設

市は、災害時における災害応急対策活動の実施のため、次の機能の強化を図ることとし、そのための整備を図る。

- ① 災害応急対策活動における中枢機能
- ② 市庁舎等の被災時におけるサブ機能
- ③ 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- ④ 市民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- ⑤ 人員、物資等の輸送、集積機能
- ⑥ 災害対策用資機材の備蓄機能
- ⑦ 被災住民の避難・収容機能
- ⑧ 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能
- ⑨ 道の駅、グリーンピア三陸みやこ、リバーパークにいさと等を防災拠点として位置付け、所要の強化を図る。

(2) その他公共施設

市及びその他の防災関係機関は、道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、漁港施設等の公共土木施設について、耐震性及び耐浪性の確保に努める。

第3 鉄道施設

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、県計画に定めるところにより、鉄道施設の耐震性の向上等を図る。

第4 港湾施設、漁港施設

【港湾施設、漁港施設管理者】

港湾施設、漁港施設管理者は、県計画に定めるところにより、港湾施設、漁港施設の耐震性及び耐浪性の向上等を図る。

第12節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

【電気事業者】

電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害対策

発電設備		<p>① 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化(窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等)等を実施する。</p> <p>② 特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所の点検、整備を実施する。</p> <p>ア ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸</p> <p>イ 導水路と渓流との交地点及びその周辺地形との関係</p> <p>ウ 護岸、水制工、山留壁、水位計</p>
送電設備	架空電線路	土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策(または減災対策)を計画、実施する。

(2) 風害対策

各設備共通	<p>① 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。</p> <p>② 既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。</p>
-------	---

(3) 雪害対策

変電設備	雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置(ヒーター)の取付け、設備の隠蔽化等を実施する。
送電設備	① 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。

	② 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
配電設備	① 縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。 ② 降雪期前に、樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

送電設備	① 架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ② 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ③ 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替を行い、災害の防止又は拡大防止に努める。
変電設備	① 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線によるしゃへいを行う。 ② 重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	襲雷頻度の高い地域においては、断線保護ホーン、耐雷ホーンを取付け、対処する。

2 電気工作物の予防点検等

- (1) 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生するおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- (2) 自家用需要家を除く需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- (3) 公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

3 災害対策用資機材の確保等

設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。

- (1) 所要資機材計画
- (2) 輸送計画（車両、船艇、ヘリコプター等）
- (3) 保管施設の整備
- (4) 資機材及び輸送の調達
- (5) 資機材輸送の調査確認

4 ヘリコプターの活用

- (1) 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。
- (2) 災害時においては、ヘリコプターの基地を有する電気事業者は、その設備の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。

第3 ガス施設

【ガス事業者】

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

1 L P ガス施設の整備

貯 藏 所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容 器 置 場	火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容 器 器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安 全 器 具	① 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ② 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ③ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

【上下水道部施設課】

1 上水道施設

水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

- ① 净水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
- ② 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。
- ③ 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

市及び水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ水器の配備、給水車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下水管渠	<p>① 下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。</p> <p>② マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。</p> <p>③ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。</p>
ポンプ場、終末処理場	<p>① ポンプ場、終末処理場は、非常発電設備を整備する。なお、津波が想定される地域に存する場合は機械・電気設備を想定津波浸水深を超える階高フロアに設置（移設）する。</p> <p>② 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。</p> <p>③ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。</p>

第5 通信施設

【電気通信事業者、放送事業者】

1 電気通信設備

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図るとともに、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

(1) 設備の整備

① 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

- ア 大雨、洪水、高潮、津波等の恐れのある地域の電気通信設備等について、は、耐水構造化を行う。
- イ 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。
- ウ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

② 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

- ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を、分散配置する。
- ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

- ① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- ② 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ③ 災害時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

- ① 保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

ア 非常用衛星通信装置	オ 移動電源車及び可搬型発電機
イ 可搬型衛星地球局	カ 応急ケーブル
ウ 可搬型無線機	キ 電気通信設備等の防災用機材
エ 移動基地局及び臨時基地局	(消火器、土のう等)

(4) 災害対策用資機材の確保等

- ① 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。
- ② 災害対策用資機材の設置場所について、市と協議し、あらかじめ定めておくよう努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

2 放送施設

放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1) 設備の整備

- ① 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。
- ② 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- ③ 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- ④ 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第13節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油類等危険物

【消防対策課、保管施設管理者】

1 保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- (1) 消防機関は、許可及び立入検査等を県の指導助言を受けながら実施し、危険物の流出防止等、災害防止に努める。
- (2) 消防機関は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。
- (3) 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。
 - ① 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
 - ② 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
 - ③ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導
 - ④ 地震動及び津波等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

- (1) 沈下測定の実施
危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。
- (2) 不等沈下の著しいタンクの措置
 - ① 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

② 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- (1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

【保管施設責任者】

保管施設責任者は、県等の指導に基づき、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制等の強化を図る。

1 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等の関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- (2) 高圧ガス及び火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- (3) 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

2 自主保安体制の整備

- (1) 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安の確保に万全を期する。
- (2) 定期的な自主検査の完全実施及び責任体制の確立を図る。
- (3) 災害発生時の自主防災対策を策定する。

第4 毒物、劇物災害予防対策

【保管施設責任者】

保管施設責任者は、県の監視指導に基づき、毒物、劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して、次の災害予防対策を講じる。

区分	内容
毒物・劇物営業者	営業施設の構造、設置基準への適合
毒物、劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造、設備基準への適合

第5 放射線災害予防対策

【保管施設責任者】

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第14節 風水害予防計画

第1 基本方針

- 1 水害を予防するため、県及び市は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修を促進するとともに、水防用資器材の整備を促進する。
- 2 風害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 3 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 風水害に強いまちづくり

- 1 市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 2 県及び市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 3 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 4 市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 5 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。
- 6 市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第3 予防対策

【危機管理課、消防対策課、建設課】

1 水害発生危険箇所の調査把握及び周知

- (1) 水防管理者は、台風や集中豪雨等により水害の発生が予想される箇所の調査を実施する。
- (2) 水防管理者は、危険箇所及び危険箇所に見合った水防工法等について、水防関係機関にあらかじめ周知を図る。

2 河川等の改修

- (1) 県管理の河川については、未改修河川の早期改修を促進する。
- (2) 市管理の河川、排水路については、緊急度の高い箇所から改修に努める。

3 水防用資器材の整備

水防管理者は、危険箇所の水防工法に適した工法用資器材の備蓄に努めるものとし、その資器材を運搬するために必要な車両の確保について、あらかじめ計画しておく。

4 施設の管理

- (1) 水防管理者は、毎年定期的に水防施設の巡視点検を行う。
- (2) 水防のため市が設置し、又は管理の委託を受けている水門等の操作連絡経由図は、資料（2-2-1 4-8）のとおりである。

第4 浸水想定区域

【危機管理課】

1 浸水想定区域の公表及び周知

- (1) 河川管理者は、想定し得る最大規模の降雨により水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、市に通知する。
- (2) 県は、その他の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ洪水浸水想定の情報を提供するよう努める。
- (3) 水防管理者は、中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。
- (4) 市は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

- (5) 市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ速な避難の確保を図るために必要な事項等を定める。
- (6) 市は、定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- (7) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めたときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、洪水時において円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、その施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法・伝達経路、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難のために必要な事項を定める。

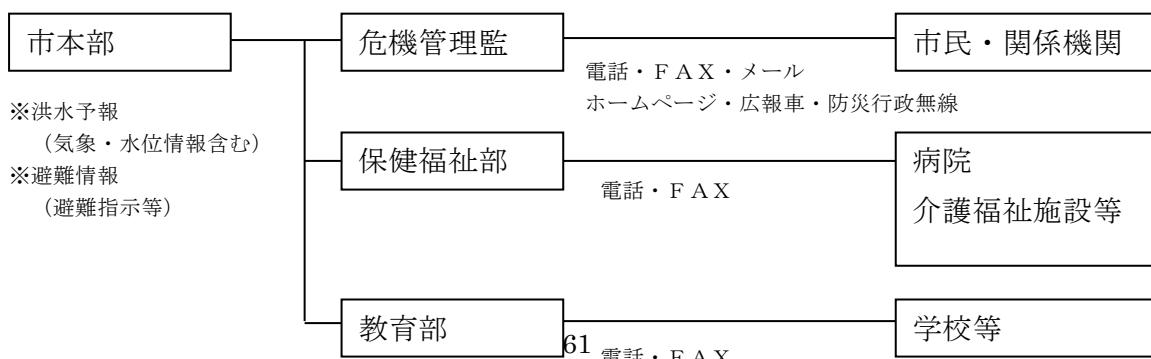
市は、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあっては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。

(1) 主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設

浸水想定区域において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は資料編（2-2-1 4-1 2）のとおりである。

(2) 洪水予報等の伝達方法・伝達経路

市は、住民・関係機関並びに(1)に規定された施設に対する洪水予報等の伝達方法・伝達経路を以下のとおりとし、防災行政無線、ファクシミリ、電子メール等による洪水予報等の伝達体制を整備する。



(3) 洪水予報等の伝達方法・伝達経路

浸水想定区域において洪水による被害が発生するおそれがある場合、当該浸水想定区域の住民等を資料編（2-2-14-1-2）の避難所に避難させる。

(4) 住民等に対する周知

市は、本計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設の名称及び所在地等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

(5) 関係者間の密接な連携体制の構築

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を参考とするなどし、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。

〔資料編 2-2-14-1：重要水こう門の操作連絡経由図〕

〔資料編 2-2-14-2：閉伊川・津軽石川浸水想定区域要援護者施設
及び避難所の指定状況〕

第15節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、市民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

第2 雪崩防止対策

【各防災関係機関】

1 雪崩危険箇所の調査及び周知

各実施機関は、適期に、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。

実施機関	調査対象
市	① 地域内の住家に危険を及ぼすもの ② 市道に危険を及ぼすもの
県	① 知事が管理を委託されている一般国道及び県道に危険を及ぼすもの ② 人家5戸以上（公共的建物を含む。）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ③ 製炭業従事者、製炭窯に危険を及ぼすもの ④ 民有林地域で主要公共施設又は人家等に危険を及ぼすもの
県警察本部	各機関に協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
東北地方整備局 (三陸国道事務所)	国が直接管理する一般国道等に危険を及ぼすもの
岩手労働局	事業場における寄宿舎等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 三陸鉄道(株)	鉄道に危険を及ぼすもの

2 雪崩防止施設等の整備

雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵、スノーシェッド等の整備を進める。

なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

第3 道路交通の確保

【各防災関係機関】

1 除雪対策

(1) 各実施機関は、国道、県道、市道等の主要路線の交通を確保するため、次により、市民生活上重要な路線の除雪を優先して行う。

なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

実施機関	調査対象
国土交通省	国直轄管理の一般国道等
県	県管理の一般国道、主要地方道及び一般県道
市	市道（積雪量がおおむね10cm以上の場合）

- (2) 各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検、除雪要員の確保を図る。
- (3) 各実施機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。
- (4) 集中的な大雪に対しては、各実施機関は道路ネットワーク全体として通行止めの最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- (5) 熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、各実施機関は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- (6) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- (7) 道路管理者は、過去の車両の立往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。
- (8) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。
- (9) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。
- (10) 道路管理者は、降雪予測から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

2 凍雪害防止対策

- (1) 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止

柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散水消融雪施設の整備を推進する。

- (2) 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

3 その他の対策

- (1) 排雪作業は、国、県が行う排雪作業に合わせて、近接する市道について行う。

第4 鉄道交通の確保

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、県計画に定めるところにより、雪害対策の万全を期す。

第5 雪害予防の普及啓発

【危機管理課、運送事業者】

- 1 運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- 2 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。
- 3 市は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。特に、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

第16節 高潮、波浪災害予防計画

第1 基本方針

津波等の災害を防除するため、水門等の維持管理に努めるとともに、防潮施設の整備を促進する。

第2 予防対策

【危機管理課、消防対策課、建設課、水産課、農林課】

1 河川・海岸施設の管理

- (1) 水門等の維持管理は、海岸水門管理要綱等により原則として設置者が行うが、有事の際に迅速かつ適切な措置が講じられるよう、門扉（水門、排水樋門、陸閘、道路門扉、遮断扉等）の操作等は市が委託を受けて実施する。なお、市は、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。設置者は、積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、水門等の操作員の安全確保及び、水門等閉鎖時間の短縮のため、水門等の電動化・遠隔化を促進する。また、水門等の仕様は、停電等で電源確保ができない場合でも稼働できるものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。
- (3) 設置者は、円滑な操作のため照明設備を設けるとともに、長時間閉鎖にともなって滞水することのないような構造とするよう努める。

2 防災施設の整備

- (1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強、漂流物の防除等必要な施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸管理者は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を推進する。
- (3) 市及び防災関係機関は、避難誘導標識及び避難地案内板の設置に当たっては、容易に確認できるよう配慮する。
- (4) 市及び防災関係機関は、津波等による海面変動を迅速に把握するため、津波監視施設（潮位観測装置）の整備に努める。
- (5) 市及び防災関係機関は、急傾斜地の崩壊防止工事の施行に当たっては、緊急時に避難できるよう配慮する。
- (6) 市及び防災関係機関は、緊急地震速報伝達体制を整備するとともに、道路通行中の車両への緊急情報を迅速に伝達するための多様な伝達手段を検討する。

第3 高潮浸水想定区域の指定等

【危機管理課、消防対策課、建設課、水産課、農林課】

- 1 市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、高潮浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- 2 市は、定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（高潮ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

〔資料編 1-2-14-1：海岸防潮堤防設置箇所〕

〔資料編 1-2-14-2：河川水門管理要綱〕

〔資料編 1-2-14-3：海岸水門管理要綱〕

第17節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を最小限に防止するため、地域住民の避難基準及び災害警戒体制を整備する。

第2 土砂災害発生危険箇所の現況

【建設課、危機管理課】

土砂災害発生危険箇所の現況は、次のとおりである。

種別	危険箇所数	備考
土砂災害警戒区域 (急傾斜)	668箇所	指定区域数 41
土砂災害警戒区域 (土石流)	613箇所	
山地災害危険地区	409箇所	地すべり危険箇所を除く

第3 災害予防対策

【建設課、危機管理課】

- 豪雨及び地震等により、地すべり又は山崩れの発生が予想される箇所を調査し、現況の把握に努める。
- 地域住民に対し、危険箇所の周知徹底を図るとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

第4 土砂災害防止対策の推進

【建設課、危機管理課】

- 県及び市は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画に当該計画区域ごとに次の事項について定める。
 - 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生する

おそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- (5) 救助に関する事項
- (6) その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

【資料編 2-2-17-1:土砂災害警戒区域への土砂災害情報の伝達手段等】

【資料編 2-2-17-2:土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設】

第5 土砂災害警戒情報の発表

【建設課、危機管理課】

1 目的及び発表機関

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市本部長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内のすべての市町村を発表対象とする。

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報(土砂災害)又は大雨特別警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、当該地域を対象として共同で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議の上で基準を下回っても解除しない場合がある。

4 利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、降雨からの予想可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 市本部長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大や緊急安全確保の発令を検討すること。

5 情報の伝達体制

- (1) 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、市町村に伝達し、あわせて住民に周知する。
- (2) 気象台は、気象業務法第15条により大雨警報（土砂災害）を県に通知することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（土砂災害）を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

6 避難指示等のための情報提供

- (1) 県は、補足情報として危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

土砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
災害切迫※ 【警戒レベル5相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達
危険 【警戒レベル4相当】	紫	実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想

警戒 【警戒レベル3相当】	赤	実況値又は2時間先までの予想値が警報基準に到達すると予想
注意 【警戒レベル2相当】	黄	実況値又は2時間先までの予想値が注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	白	—

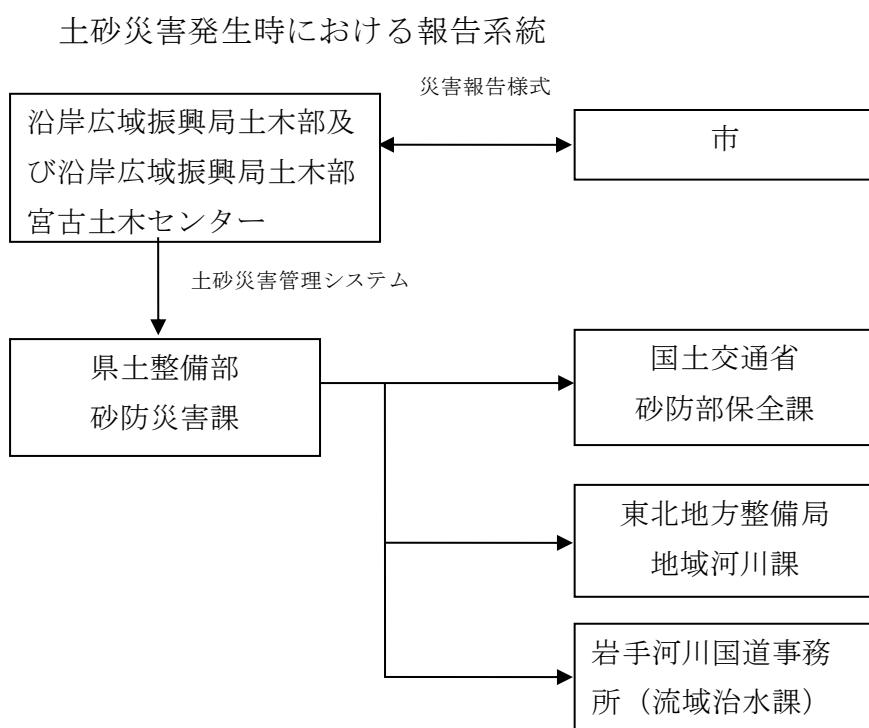
※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を1Km メッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

※ 「災害切迫」(黒)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

第6 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

【建設課、危機管理課】

1 県及び市は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には、被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式及び土砂災害管理システムにより報告系統のとおり報告する。



第18節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防設備の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

【消防対策課、各課】

1 火災予防の徹底

- (1) 市及び消防機関は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 市及び消防機関は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、市民に対し、初期消火に必要な消火資器材、住宅用防災機器（火災警報器）、

消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対象	指導内容
家庭	<p>① すべての市民が参加できるよう全地区を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。</p> <p>② 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。</p> <p>ア 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法</p> <p>イ 火気使用設備の取扱方法</p> <p>ウ 消火器の設置及び取扱方法</p> <p>エ 耐震自動消火装置付石油ストーブの点検履行</p> <p>③ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。</p>
職場	<p>予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。</p> <p>ア 災害発生時における応急措置要領の作成</p> <p>イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底</p> <p>ウ 避難、誘導体制の確立</p> <p>エ 終業後における火気点検の励行</p> <p>オ 自衛消防隊の育成</p>

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市は、火災時において、消防機関の活動とともに、市民が自主的に初期消火活動等行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

- (1) 防火防災訓練の実施

防災機関の訓練と併せ、市民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

① 婦人防火クラブの育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

② 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小・中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

- (1) 市及び消防機関は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的に実施する。
- (2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、隨時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

市及び消防機関は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

- ① 防火管理者の選任
- ② 消防計画の作成
- ③ 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
- ④ 消防用設備等の点検整備
- ⑤ 火気の使用又は取扱方法
- ⑥ 消防用設備等の設置

5 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

- ① 消防機関は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。
- ② 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。
- ③ 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(2) 高圧ガス、火薬類

市は、高圧ガス、火薬類による災害を未然に防止するため、県が実施する製造施設等への安全管理指導に対し協力する。

(3) 化学薬品

市は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転落落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

【消防対策課】

市は、大地震火災等に対処しうる消防力を確保するため、県の指導、援助のもとに、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期すため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎよ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎよ計画	建築物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物等について定める。
危険物の防ぎよ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎよ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

- (1) 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、分署等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。
- (2) 「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

- (1) 消防特殊車両等の増強

① 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

② 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

③ 救助用資機材の整備

倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

〔資料編 1-2-9-2：林野火災消火機（器）材備付状況〕

〔資料編 1-3-7-2：ヘリポートの現況（世界測地系）〕

第19節 林野火災予防計画

第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備とともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第2 林野火災防止対策の推進

【各防災関係機関】

1 林野火災予防思想の普及、徹底

(1) 山火事防止運動期間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項

- を重点的に、予防運動を実施する。
- ① 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
 - ② 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止
 - ③ たき火、たばこの完全消火
 - ④ 車からのたばこの投げ捨て禁止
 - ⑤ 火入れの許可遵守
 - ⑥ 子供の火あそびの禁止

(2) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、

地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

- ① 登山口、市庁舎、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
- ② テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報
- ③ ヘリコプター等の航空機、広報車などによる巡回広報

2 予防及び初期消火体制の整備

(1) 背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。

(2) 防火帯等を設置する。

3 組織の強化

(1) 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。

(2) 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

4 各関係機関別の実施事項

機 関	実 施 事 項
盛岡地方気象台	① 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底
県	① 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 ② 航空機及び広報車による巡回広報 ③ 横断幕、ポスター、標板等の配布 ④ 林務関係職員によるパトロールの実施
市町村	① 林野火災防止に関する打合せ会の開催 ② 県の広報活動に対する協力及び市町村広報活動と、防火思想の周知徹底 ③ 林野火災予防組織の育成強化 ④ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 ⑤ 火災警報等発令時の巡視強化 ⑥ 初期消火資機材の整備 ⑦ 火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	① 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 ② たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森林管理署等	① 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 ② 職員によるパトロールの実施 ③ 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 ④ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	① 火入れの許可・指示事項の遵守 ② 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ③ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 ④ 入山者に対する防火思想の普及啓発 ⑤ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 ⑥ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 ⑦ 作業小屋周辺の防火帯の設置 ⑧ 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	① 火入れの許可・指示事項の遵守 ② 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 ③ 有線放送等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	① 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 ② 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第20節 農畜産物関係の気象災害予防計画

第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び警報の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

第2 予防対策

【農林課】

1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	① 耐冷性品種の育成普及 ② 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ③ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 ④ 季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	① 低温注意報、霜注意報等の早期伝達 ② 樹園地における燃料の燃焼、散水の準備と励行 ③ 野菜のビニール栽培における保温資材の活用
水・雨害防止対策	① 水稲の品質向上のための乾燥施設の利用 ② 長雨、過湿により発生しやすい疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	① 水源（ダム、水利施設）の確保 ② 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ③ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	① 防風林、防風垣の設置 ② 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ③ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等）、主枝結束の徹底（わい化栽培） ④ 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	① 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） ② 消雪の促進 ③ 牛乳、飼料等の輸送経路の確保 ④ 樹園地の枝折れ、野ねずみ、野うさぎ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等） ⑤ 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 ⑥ 施設園芸等ハウスの倒壊防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	県病害虫防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

2 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

- ① 生鮮食品の輸送力の確保
- ② 異常気象による病害虫の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- ③ 災害常襲地帯への安定技術の普及
- ④ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- ⑤ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第21節 海上災害予防計画

第1 基本方針

海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）災害の発生及び拡大を防止する

ため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 船舶の安全指導等

【宮古海上保安署】

宮古海上保安署は船舶に対する安全指導並びに津波、高潮等に関する警報及び航路障害物の発生等の周知を行う。

第3 防除体制の強化

【各防災関係機関】

宮古海上保安署、市及び関係機関は、船舶又は油槽所等の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、岩手県沿岸排出油等防除協議会等を通じて相互連携を図りながら、防除体制の強化整備を図る。

- 1 情報連絡体制の整備
- 2 資機材の整備、保有状況の定期的な情報交換
- 3 防災訓練の実施

第4 施設、設備及び資機材の整備・保管

【各防災関係機関】

各防災関係機関、船舶関係者及び油槽所等の危険物施設の関係者は、大量に流出した危険物等の災害予防及び拡大防止に必要な設備及び資機材の整備を図る。また、耐用年数、損耗の度合いを定期的に管理し、適切に更新・保管する。

区分	設備及び資機材
流出した石油等の拡散防止	オイルフェンス、作業船等
流出した石油等の回収及び処理	回収装置、油処理剤、油吸着材等
流出した石油等からの火災発生防止	化学消防自動車、化学消火剤、消火器具等
流出した石油等による災害の拡大防止	ガス検知器等

【資料編 1-2-17-1：岩手県沿岸排出油等防除協議会会則】

第22節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 防災ボランティア・リーダー等の養成

【福祉課、宮古市社会福祉協議会】

- 1 市は、宮古市社会福祉協議会と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。
- 2 日本赤十字社岩手県支部は、日本赤十字社奉仕団に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修を行う。
- 3 宮古市社会福祉協議会は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。

この場合において、岩手県社会福祉協議会、宮古市社会福祉協議会は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。

- 4 市は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。
 - (1) 地域事情に関すること
 - (2) 要配慮者の状況
 - (3) 要配慮者に対する心構え
 - (4) 避難所の状況
 - (5) 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

第3 防災ボランティアの登録

【宮古市社会福祉協議会】

- 1 宮古市社会福祉協議会は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。
- 2 防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

第4 防災ボランティアの受入体制の整備

【福祉課】

- 1 市は、宮古市社会福祉協議会その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。
- 2 市本部長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。
 - (1) 防災ボランティアの受入担当課
 - (2) 防災ボランティアに提供する情報
 - (3) 防災ボランティアに提供する装備、資機材
 - (4) 防災ボランティアの宿泊する施設
 - (5) 防災ボランティアの活動拠点
 - (6) 防災ボランティアとの連絡調整の方法
 - (7) その他必要な事項
- 3 市は、宮古市社会福祉協議会等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」への事前加入について配慮する。

第5 関係団体等の協力

【危機管理課】

- 1 市は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。
 - (1) 自主防災組織
 - (2) 町内会・自治会
 - (3) その他必要と思われる団体
- 2 市は、日常的にボランティア活動や対人的サービスを行うNPOと、情報の共有と連携が図れる体制を整備する。

第23節 事業継続対策計画

第1 基本方針

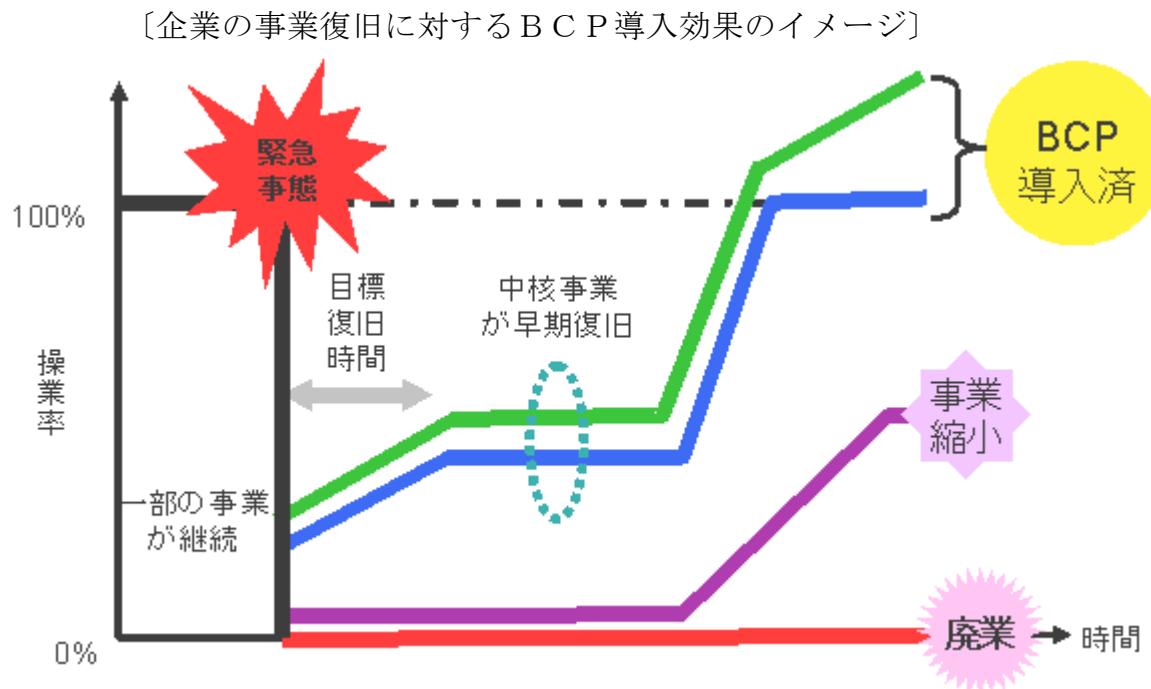
- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 市は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 市は、災害時に重要業務を継続するために策定した「宮古市 業務継続計画」が機能するよう職員への徹底を図る。
- 4 市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、共同して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 5 市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2 事業継続計画の策定

【産業支援センター、危機管理課】

- 1 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）（※）を策定するように努める。
- 2 市は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。



- 3 市は、災害時に重要業務を継続するため、重要業務の選定、庁舎の耐震化、業務実施に必要な資源の確保、行政データのバックアップその他の業務の継続に必要な事項を内容とする「宮古市 業務継続計画」を策定した。災害時に当該計画が機能するよう、職員に対し、その内容の徹底を図る。

第3 企業等の防災活動の推進

【産業支援センター、危機管理課】

- 企業等は、県及び市町村との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- 市は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
 - 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第24節 原子力災害予防対策計画

第1 基本方針

市、その他の防災関係機関は、原子力災害に対する知識の普及を図るとともに、避難対策、モニタリング、医療保健についてあらかじめ体制の整備を図る。

第2 防災知識の普及

【危機管理課】

市、その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。

なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、避難時等の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

1 防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年度、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

(1) 防災関係機関は、職員に対し、原子力災害における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及を図る。

(2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 防災対策及び原子力災害対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 放射性物質、放射線の特性に関する事項
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
- カ 原子力災害とその特性に関する事項
- キ 住民に対する防災知識の普及方法
- ク 災害時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

(1) 防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット、広報誌等の活用

- ウ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
 - エ 防災関係資料の作成、配布
 - オ 防災映画、ビデオ、スライド等の製作、上映、貸出し
- (2) 防災知識の普及活動は次の事項に重点を置いて実施する。
- ア 地域防災計画並びに各防災関係機関及び原子力事業者の防災体制の概要
 - イ 避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容
 - ウ 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項
 - エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
 - オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
 - カ 平常時における心得
 - ① 避難場所、避難道路等を確認する。
 - ② 3日分の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品(救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行う。
 - ③ いざという時の対処方法を検討する。
 - ④ 防災訓練へ積極的に参加する。
 - ⑤ 災害時の家庭内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - ⑥ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
 - キ 災害時における心得、避難誘導
 - ク 電気通信事業者は災害時に提供する伝言サービスの仕組みや普及を図る。

4 児童、生徒に対する教育

市は、児童、生徒に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における心得及び知識の普及を図る。

5 相談体制の整備等

市は、住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第3 情報の収集・伝達連絡及び通信確保

【危機管理課】

1 通信施設・設備の整備等

市その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

2 住民等への情報伝達手段の整備

- (1) 市は、住民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、住民等への情報伝達手段の整備を図る。
- (2) 情報伝達手段の整備に当っては、防災行政無線のほか、携帯端末の緊急速報メールの活用など、情報手段の多重化・多様化を図る。

第4 モニタリング

【環境課、各課】

市は、市内の空間線量率の状況並びに市内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性濃度を把握するため、県が実施するモニタリングに協力するほか、必要に応じて自主的な調査を実施する。

第5 医療・保健活動体制の整備

【健康課】

市は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関との連絡体制の構築など、あらかじめ必要な体制の構築に努める。

1 相談体制の整備

市は、健康、医療等に係る住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

2 スクリーニング等実施体制の整備

市は、県外等からの避難者等に対する身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染の実施に関して県と情報共有を図るとともに、除染の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 市及びその他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について、計画を定める。
- 2 災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう分掌事務に固執することなく各部局間の弾力的な人員運用体制を確立する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市及びその他の防災機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、相互応援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 4 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 市の活動体制

市は、市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、宮古市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は宮古市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。特に台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。

災害対策本部には、本部長を補佐し各部の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。

1 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部は、「宮古市災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集、伝達及び応急措置を行う。

(2) 災害警戒本部は、県の災害警戒本部及び災害警戒本部宮古地方支部と密接な連絡調整を図り、県派遣の現地連絡員等、支援、協力等を求める。

① 設置基準

ア 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する気象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、浸水警報又は洪水警報が気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）別表第四の岩手県宮古市に発表されたとき。

イ 前1号に掲げる場合のほか、大雨、長雨、大雪、融雪等により地滑り、土砂崩れその他の地面現象災害が発生するおそれがある場合において、副市長が必要と認めるとき。

ウ 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、副市長が必要と認めるとき。

エ その他災害応急対策上、副市長が必要と認めるとき。

② 組織

ア 災害警戒本部の組織は、別表1のとおりである。

イ 災害警戒本部の事務所は、危機管理監危機管理課に置く。

(3) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、別表2のとおりである。

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、必要に応じて、

次の防災活動を実施する。

部	課	担当内容
総務部	契約管財課	庁舎等被害情報の収集
	税務課	人的被害情報、住家被害情報の収集
企画部	田老総合事務所	本部と同等の担当内容とし、各総合事務所内
	新里総合事務所	で収集された情報を本部に伝達する。
	川井総合事務所	
市民生活部	市民協働課 (きれいなまち推進室)	衛生施設被害情報の収集
保健福祉部	福祉課	社会福祉施設被害情報の収集
	こども家庭センター	児童施設等被害情報の収集
	介護保険課	高齢者福祉施設被害情報の収集

	健 康 課	医療施設被害情報の収集
商工労働観光部	商業振興課 観光課 港湾課 農林課	商業関係被害情報の収集 工業関係被害情報の収集 高圧ガス、火薬類施設、誘致企業等工業関係及び鉱山関係被害報告の収集 観光施設被害情報の収集 港湾関係被害報告の収集 農業施設被害情報の収集 農作物等被害情報の収集 家畜等被害情報の収集 農地及び農業用施設被害情報の収集 林業関係被害情報の収集 水産課
農林水産部		水産関係被害情報の収集 漁港施設等被害情報の収集 海岸保全施設被害情報の収集
都市整備部	建設課 都市計画課 建築住宅課	土砂災害等の被害情報の収集 河川、道路、橋梁等の被害情報の収集 交通規制情報の収集 都市施設（下水道施設を除く。）被害情報の収集 市営住宅施設被害情報の収集
上下水道部	経営課 施設課	水道施設被害情報の収集 下水道施設被害情報の収集
教育部	総務課 学校教育課 生涯学習課 文化課	学校被害情報の収集 児童・生徒及び教職員等被害情報の収集 社会教育施設被害情報の収集 社会体育施設被害情報の収集 文化施設被害情報の収集 文化財被害情報の収集

(5) 廃止基準

- ア 災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害警戒本部を継続して設置する必要がなくなったとき。
 イ 宮古市災害対策本部が設置されたとき。

2 災害対策本部

- (1) 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

(2) 災害対策本部は、県の災害対策本部及び災害対策本部宮古地方支部と密接な連絡調整を図り、県派遣の現地連絡員等、支援、協力等を求める。

① 設置基準

ア 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する気象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、浸水警報又は洪水警報が気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）別表第四の岩手県宮古地域に発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が職員の非常配備を必要と認めるとき。

イ 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第5条に規定する気象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報が気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）別表第四の岩手県宮古市に発表されたとき。

ウ 大規模な火災が発生したとき。

エ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

オ その他災害応急対策上、市長が必要と認めるとき。

② 組織

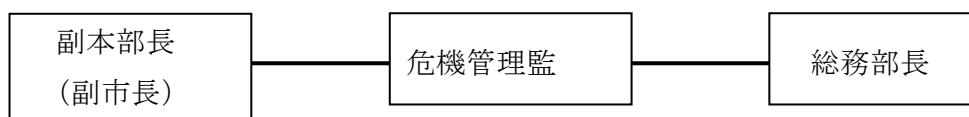
災害対策本部の組織は、別表3のとおりである。

③ 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、別表4のとおりである。ただし、各部班は、本部長の指揮及び部長会議等による調整のもと、弾力的な人員運用を行うものとし、市民の生命・身体の確保に関する対応を中心に、重要な業務に必要な人員を割り当てるものとする。

④ 部長会議

市本部長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に遂行するため、各部長を招集し、必要な活動について指揮する。なお、市本部長が不在のときは次の順位でその職務を代行する。



⑤ 代替施設

市庁舎が災害により、業務の実施が困難となった場合もしくは、被災が予測される場合の代替施設は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部

(ア) 第1順位 宮古消防署

(イ) 第2順位 総合事務所、水道庁舎、総合福祉センター
のいずれか又は全部

イ 応急対策要員の活動拠点

宮古消防署、総合事務所、水道庁舎、総合福祉センター、出張所等

⑥ 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害情報の収集、災害応急対策の指揮、監督及び防災関係機関との連絡調整を行う。

イ 現地災害対策本部長は、本部長が指名し、現地災害対策本部員は、危機管理監及び総務部長が関係部長と協議の上、指名する。

⑦ 合同災害対策本部

ア 合同災害対策本部は、激甚災害が発生し、防災機関が独自に活動するよりも、共同して迅速な災害応急対策を効率よく実施する必要を認めたときに設置し、救助等の活動対策の調整を行う。

イ 合同災害対策本部は、宮古海上保安署、宮古警察署、宮古消防署、自衛隊及びその他の機関をもって組織する。

ウ 合同災害対策本部の設置及び廃止の権限は、市本部長（市長）が編成機関の事前の了承のもとに委任を受けて担当する。

⑧ 廃止基準

ア 本部長が災害による被害の拡大のおそれがないと認め、かつ応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

イ 火災の制圧により応急対策がおおむね終了したとき。

ウ 本部長が災害の発生するおそれがなくなったと認めるとき。

エ 前記以外の災害応急対策がおおむね終了したとき。

⑨ 後発災害

市は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

⑩ 派遣要請

市本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求める。

3 災害対策本部運営班

- (1) 市本部長は、災害対策本部の活動を円滑に行うため、災害対策本部運営班を設置する。
- (2) 災害対策本部運営班は、次のとおり毎年度、各部長が指名する。
 - ① 総合調整班は総務部長及び企画部長
 - ② 情報班は総務部長

- ③ 広報班は企画部長
 - ④ 連絡班は各部長
- (3) 災害対策本部運営班の分掌事務は次のとおりである。
- ① 総合調整班は、各種情報等の対応について、本部長を補佐し、各部等との総合調整を行う。
 - ② 情報班は、関係機関及び市民等から各種情報を入手し、総合調整班に伝達する。
 - ③ 広報班は、市本部長の指示や災害対応状況等について、各種媒体を通じて情報発信する。
 - ④ 連絡班は、各部長等からの指示等を所属部、課等に伝達するとともに、職員参集状況等を含め、各対応状況について、部長等に報告する。
- (4) 災害対策本部運営班は、災害対策本部が設置された場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を行う。

4 災害時初動班

- (1) 市本部長は、大雨、洪水、暴風警報及び土砂災害警戒情報等の発表により、高齢者等避難等の発令準備に伴い、避難所開設の指示があった場合及びその他の災害等で必要となった場合は、災害時初動班を設置する。
- (2) 災害時初動班は、毎年度、危機管理監が指名する。
- (3) 災害時初動班は、初期組織として活動し、その所掌事務は次のとおりである。
- ① 災害対策本部の設置及び運営
 - ② 本部長の指令等の伝達
 - ③ 県及び防災関係機関等との連絡、調整
 - ④ 住民からの要請の処理
 - ⑤ 被害状況等の情報の収集及び県に対する報告
 - ⑥ 住民への災害情報等の伝達
 - ⑦ その他、市本部長が指示した業務

5 避難所運営班（第1班）

- (1) 市本部長は、災害発生初期（概ね発災から24時間程度）の避難所の開設及び運営を行うため、避難所運営班（第1班）を設置する。
- (2) 避難所運営班（第1班）の班員は、市職員個人を対象として危機管理監が指名する。
- (3) 避難所運営班（第1班）は、避難所1箇所あたり概ね3名体制とし、避難所近傍に居住するものを指定することを基本とする。
- (4) 避難所運営班（第1班）の分掌事務は、次のとおりである。

- ① 避難所の開錠及び開設
 - ② 避難者の収容
 - ③ 災害対策本部との連絡体制確立
 - ④ 避難所施設管理者との協力体制確立
 - ⑤ 自主防災組織等による避難所運営体制確立の支援
 - ⑥ 炊き出し等、食料、生活必需品の供給
 - ⑦ その他避難所運営に関すること
- (5) 避難所運営班（第1班）は、大雨、洪水、暴風警報及び土砂災害警戒情報等の発表により、市災害警戒・対策本部が設置され、高齢者等避難等の発令の準備に伴い、避難所開設の指示があった場合及び他の災害等で必要となった場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- (6) 避難所運営班（第1班）の班員は、安全な参集経路により参集するものとする。ただし、参集が困難な場合は、避難所の管理者や自主防災組織、町内会、自治会等に連絡して避難所の開設に努める。その場合、班員は、「第2節 職員の動員計画」に準じて各公所等に参集する。
- (7) 災害規模や災害当初の所在場所により避難所運営班（第1班）の班員が避難所に参集できない場合があることから、市は、避難所の開設及び運営を連携して実施することを目的とした「避難所の運営に関する協定」を自主防災組織、町内会、自治会等との間で締結するなどし、迅速な設置に努める。

6 避難所運営班（第2班）

- (1) 市本部長は、避難所の開設及び運営を、全庁を挙げた体制で実施するため、避難所運営班（第2班）を設置する。
- (2) 避難所運営班（第2班）は、災害発生時において、市本部長の指揮のもと、避難所運営班（第1班）の業務を引き継いで（概ね発災から24時間以降）、継続的な避難所開設及び運営にあたるものとする。
- (3) 避難所運営班（第2班）は、市行政組織の部課を対象に市民生活部長が指名する。
- (4) 避難所運営班（第2班）は、避難所運営班（第1班）からの引継時から閉鎖まで設置し、各部班横断的な組織として活動し、その分掌事務は次のとおりである。
 - ① 避難所の開錠及び開設
 - ② 避難者の収容
 - ③ 災害対策本部との連絡体制確立
 - ④ 避難所施設管理者との協力体制確立
 - ⑤ 自主防災組織等による避難所運営体制確立の支援

- ⑥ 炊き出し等、食料、生活必需品の供給
- ⑦ その他避難所運営に関するこ
- (5) 災害発生以後であっても、市本部長は、必要に応じて避難所運営班（第2班）を増員することができる。
- (6) 避難所運営班（第2班）の活動の詳細は、市があらかじめ作成する「宮古市避難所開設・運営マニュアル」に従うものとする。
- (7) 避難所運営班（第1班）を配備できない避難所については、避難所運営班（第2班）が避難所運営班（第1班）の業務を行う。

第3 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画、県計画及びこの計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 3 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 4 災害応急対策の実施に当たっては、県本部及び市本部との連携を図る。
- 5 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。
- 6 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

〔資料編 1-3-1-1：宮古市災害対策本部条例〕

〔資料編 1-3-1-2：宮古市災害警戒本部設置要領〕

別表1 災害警戒本部の組織

(1) 設置基準

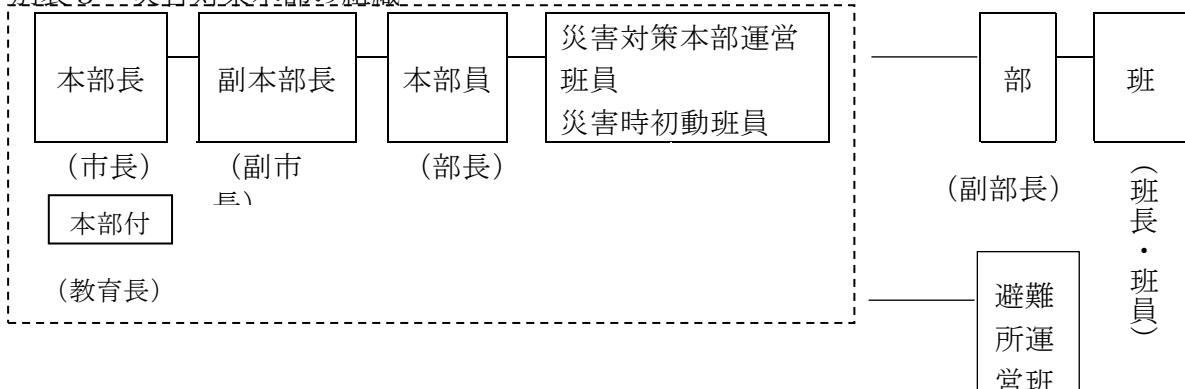
区分	「ア」「イ」の場合	「ア」のうち高潮警報、波浪警報が発表されたとき
本部長		副市長
副本部長		危機管理監
本部員	総務部長 企画部長 エネルギー・環境部長 市民生活部長 保健福祉部長 商工労働観光部長 都市整備部長 上下水道部長 教育部長	総務部長 企画部長 農林水産部長
本部職員 (課長及び 課員)	危機管理課 消防対策課 総務課 契約管財課 企画課 田老総合事務所 新里総合事務所 川井総合事務所 総合窓口課 建設課 施設課 教育委員会総務課 その他本部員が指名する者	危機管理課 消防対策課 契約管財課 企画課 田老総合事務所 水産課 その他本部員が指名する者

区分	「ウ」の場合	「エ」の場合
本部長		副市長
副本部長		危機管理監
本部員	総務部長 企画部長 災害発生場所及び施設等を所管する部長	総務部長 企画部長 災害対策を必要とする場所及び施設を所管する部長
本部職員 (課長及び 課員)	危機管理課 消防対策課 契約管財課 企画課 災害発生場所及び施設等を所管する課 その他本部員が指名する者	危機管理課 消防対策課 契約管財課 企画課 災害対策を必要とする場所及び施設等を所管する課 その他本部員が指名する者

別表2 災害警戒本部の分掌事務

課名	分掌事務
危機管理課	1 災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 県及び他の関係機関（報道機関を除く。）に対する市災害状況等の報告に関すること。 4 被害対策の調整に関すること。
消防対策課	1 地震情報、津波予報・注意報の収集及び伝達に関すること。 2 災害の拡大防止に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
総務課	危機管理課に対する応援に関すること。
契約管財課	1 電話交換に関すること。 2 車両の確保及び配車に関すること。
企画課	1 災害広報、記録に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。
総合窓口課	避難所の開設運営に関すること。
水産課	水産関係の被害調査に関すること。
建設課	1 河川、道路、橋梁等の被害調査に関すること。 2 交通の保安、道路施設の保全並びに通行の禁止及び制限に関するこ と。
施設課	水道施設及び下水道施設の被害調査に関すること。
教育委員会 総務課 学校教育課 文化課	1 学校、社会教育施設、社会体育施設、文化施設及び文化財 の被害調査に関すること。 2 児童生徒、教員等の被害調査及び安全確保に関すること。 3 避難所になっている学校等の確保に関すること。
田老総合事務所 新里総合事務所 川井総合事務所	1 事務所管内の被害対策全般に関すること。 2 情報の収集及び報告に関すること。 3 災害警戒本部との連絡調整に関すること。
避難所運営班	避難所の開設運営に関すること。

別表3 災害対策本部の組織



部	部長	副部長	班	班長
危機管理監	危機管理監	危機管理課長 消防対策課長	防災班 消防班	部長等が指名する者 部長等が指名する者
総務部	総務部長 会計管理者 議会事務局長	総務課長	第1庶務班	部長等が指名する者
		財政課長	財政班	部長等が指名する者
		契約管財課長	契約班	部長等が指名する者
		デジタル推進課	第2庶務班	部長等が指名する者
		税務課長	調査班	部長等が指名する者
		会計課長	出納班	部長等が指名する者
		議会事務局	協力班	部長等が指名する者
企画部	企画部長	企画課長	第3庶務班	部長等が指名する者
		公共交通推進課長	交通班	部長等が指名する者
		秘書課長	秘書班	部長等が指名する者
		田老総合事務所長	田老総合事務所班	部長等が指名する者
		新里総合事務所長	新里総合事務所班	部長等が指名する者
		川井総合事務所長	川井総合事務所班	部長等が指名する者
エネルギー・環境部	エネルギー・環境部長	エネルギー推進課長	エネルギー班	部長等が指名する者
		環境課	環境班	部長等が指名する者
市民生活部	市民生活部長	総合窓口課長	第2援護班	部長等が指名する者
		出張所班	部長等が指名する者	
		市民協働課長	衛生生活班	部長等が指名する者
保健福祉部	保健福祉部長 (地域保健医療推進監)	福祉課長	第1援護班	部長等が指名する者
		子ども家庭センター所長	第3援護班	部長等が指名する者
		介護保険課長	第4援護班	部長等が指名する者
		健康課長	医療班	部長等が指名する者
商工労働観光部	商工労働観光部長	商業振興課長	産業支援班	部長等が指名する者
		観光課長	観光班	部長等が指名する者
		企業立地推進課長	企業立地班	部長等が指名する者
		港湾課長	港湾班	部長等が指名する者
農林水産部	農林水産部長	農林課長	農林班	部長等が指名する者
		水産課長	水産班	部長等が指名する者
都市整備部	都市整備部長	建設課長	第1建設班	部長等が指名する者
		都市計画課長	第2建設班	部長等が指名する者
		建築住宅課長	第3建設班	部長等が指名する者
上下水道部	上下水道部長	経営課長	経営班	部長等が指名する者
		施設課長	施設班	部長等が指名する者
教育部	教育部長	総務課長	第1教育班	部長等が指名する者
		学校教育課長	第2教育班	部長等が指名する者
		生涯学習課長		

		文化課長	
--	--	------	--

別表4 災害対策本部の分掌事務

(1) 災害発生前

区分	活動項目	担当部班
1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 気象状況の把握及び分析 (2) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒態勢の強化	危機管理監 企画部
2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備	危機管理監 保健福祉部
3 公安警備対策	高齢者等避難、避難指示及び避難誘導の準備	危機管理監
4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部長等による対策会議の設置 (2) 企画部、市民生活部及び保健福祉部各班の活動開始準備	危機管理監 企画部 市民生活部 保健福祉部
5 活動体制の徹底	(1) 本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部の配備状況の把握 (6) 各部に対する被害速報の収集報告の指令 (人的及び住家被害情報の優先)	危機管理監 総務部 企画部

(2) 災害発生後

部名	班名	分掌事務	根拠法令
危機管理監	防災班 (危機管理課)	1 本部の設置及び運営に関する事。 2 情報の収集及び伝達に関する事。 3 職員の非常招集及び配備体制に関する事。 4 関係機関に対する被害状況等の報告に関する事。 5 非常通信に関する事。 6 警戒区域の設定に関する事。 7 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく従事命令等に関する事。 8 本部の庶務に関する事。 9 各部が実施する災害対策の総合調整に関する事。 10 関係機関、団体に対する応援要請等に関する事。 11 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関する事。 12 罹災証明書の交付に係る連絡調整に関する事。 13 防災機関との連絡調整に関する事。 14 部内各班の連絡調整に関する事。 15 防災会議に関する事。	基23条 基51条 基53条 基57条 基63条 基65条 自83条

	消防班 (消防対策課)	1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 予報及び警報の伝達に関する事。 3 消防活動及び水防活動に関する事。 4 被害の拡大防止に関する事。 5 避難立退きの指示及び誘導に関する事。 6 救助活動に関する事。 7 行方不明者の捜索、手配及び遺体の収容に関する事。 8 被災地の秩序維持に関する事。 9 危険物の保安に関する事。 10 部内他班に対する応援に関する事。	基 56 条 基 58 条 基 59 条 基 60 条
総務部	第1庶務班 (総務課)	1 防災班に対する応援に関する事。 2 災害時における職員の動員及び調整に関する事。 3 県知事から委任された従事命令に関する事。 4 市議会に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。	基 71 条
	財政班 (財政課)	1 応急対策予算の調整に関する事。 2 災害基金に関する事。 3 財政金融措置に関する事。 4 応急公用負担に関する事。 5 損失補償、損害補償等に関する事。 6 緊急救助費用の経理に関する事。 7 部内他班に対する応援に関する事。	基 101 条 基 64 条 基 82、 84 条
	契約班 (契約管財課)	1 災害関係物品の購入、受払いに関する事。 2 応急対策の請負契約に関する事。 3 緊急輸送車両の確保及び配車に関する事。 4 輸送車両用燃料の確保及び給油手配に関する事。 5 職員、被災者、物資等の輸送に関する事。 6 輸送機関との連絡調整に関する事。 7 燃料の確保に関する事。 8 本部の電話交換に関する事。 9 市有財産等の貸与、使用に関する事。 10 他部に属さない市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 11 緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に関する事。 12 部内他班に対する応援に関する事。	
	第2庶務班 (デジタル推進課)	3 部内他班に対する応援に関する事。	
	調査班 (税務課)	1 住家等の被害調査、り災者台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事。 2 被災納税者の取扱いに関する事。 3 部内他班に対する応援に関する事。	
	出納班 (会計課)	1 会計に関する事。 2 義援金の出納及び保管に関する事。 3 災害見舞金等の出納保管に関する事。 4 部内他班に対する応援に関する事。	

	協力班 (議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局、農業委員会事務局、市有施設)	1 自衛隊の集結場所の設置及び運営の協力に関すること。 2 他市町村等からの応援隊及びボランティアの受け入れ場所の設置及び運営の協力に関すること。 3 他班に対する応援に関すること。 ※ 班内の総合調整は議会事務局が行う。	
企画部	第3庶務班 (企画課)	1 防災班に対する応援に関すること。 2 災害関係来市者の受付け及び宿泊の手配に関すること 3 渉外要望に関すること。 4 海外からの支援の受け入れに関すること。 5 部内他班に対する応援に関すること。 6 避難所への情報提供に関すること。 7 災害広報、記録に関すること。 8 報道機関に関すること。	
	交通班 (公共交通推進課)	1 部内他班に対する応援に関すること。 2 防災班に対する応援に関すること。	
	秘書班 (秘書課)	1 記者会見に関すること。 2 部内他班に対する応援に関すること。 3 防災班に対する応援に関すること。	
	田老総合事務所班	1 事務所管内の災害対策全般に関すること。 2 情報の収集及び報告に関すること。 3 災害対策本部及び本庁各班との連絡調整に関すること。 ※ 班内の総合調整は地域振興係が行う。	
	新里総合事務所班	1 事務所管内の災害対策全般に関すること。 2 情報の収集及び報告に関すること。 3 災害対策本部及び本庁各班との連絡調整に関すること。 ※ 班内の総合調整は地域振興係が行う。	
	川井総合事務所班	1 事務所管内の災害対策全般に関すること。 2 情報の収集及び報告に関すること。 3 災害対策本部及び本庁各班との連絡調整に関すること。 ※ 班内の総合調整は地域振興係が行う。	
エネルギー・環境部	エネルギー班 (エネルギー推進課)	1 部内他班に対する応援に関すること。 2 防災班に対する応援に関すること。	
	環境班 (環境課)	1 部内他班に対する応援に関すること。 2 防災班に対する応援に関すること。	

市民生活部	第2援護班 (総合窓口課)	1 避難所の設置運営に関すること。 2 避難民の収容に関すること。 3 避難施設関係者との連絡調整に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。	
	出張所班 (各出張所)	情報の収集及び報告に関すること。	
	衛生生活班 (市民協働課)	1 清掃及び消毒に関すること。 2 し尿及び廃棄物の処理の調整に関すること。 3 遺体の収容等に係る関係機関との連絡及び遺体の処理に対する協力に関すること。 4 衛生施設等の被害調査に関すること。 5 物資及び食料の供給に関すること。 6 炊き出しの手配及び給食に関すること。 7 日本赤十字社、その他社会事業団体との連絡に関すること。 8 日本赤十字社の応援を得て行う応急対策に関すること。 9 災者の相談に関すること。 10 義援物資及び義援金受け付け及び配分に関すること。 11 被災者台帳システムに関すること。情報の収集及び報告に関すること。	基 50 条 救 23 条
保健福祉部	第1援護班 (福祉課)	1 災害救助法の適用手続きに関すること。 2 生活保護世帯、社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 障がい者の救護に関すること。 4 災害救助法に基づく給貸与物資及び生業資金に関すること。 5 その他厚生、救援に関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。	救 2 条 救 23 条
	第3援護班 (こども家庭センター)	1 児童、母子世帯の応急対策に関すること。 2 臨時託児所の設置に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。	
	第4援護班 (介護保険課)	1 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 高齢者等要援護者の救護に関すること。 3 その他厚生、救援に関すること。 4 部内他班に対する応援に関すること。	
	医療班 (健康課)	1 人的被害の調査に関すること。 2 医療、助産に関すること。 3 感染症予防及び対策に関すること。 4 医療機関及び医療関係者の動員に関すること。 5 医薬品、衛生材料及び医療器材の確保に関すること。 6 医療救護班の編成及び活動に関すること。 7 救護所の設置に関すること。 8 医療施設等の被害調査に関すること。 9 傷病者の搬送に関すること。 10 被災者のこころのケアに関すること 11 避難者の健康管理に関すること	

産業振興部	産業支援班 (商業振興課)	1 商業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 商業団体等との連絡調整に関すること。 3 被災商業者の災害融資に関すること。 4 工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 5 工業団体等との連絡調整に関すること。 6 労働力の確保に係る連絡調整に関すること。 7 労務者及び技術者の協力に関すること。 8 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害調査に関すること。 9 被災工業者の災害融資に関すること。 10 部内各班の連絡調整に関すること。 11 部内他班に対する応援に関すること。	
	観光班 (観光課)	1 観光客の援護に関すること。 2 自然公園及び観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 他市町村等からの応援部隊等の宿泊施設の確保に関すること。 4 部内他班に対する応援に関すること。	
	港湾班 (港湾課)	1 港湾の被害調査に関すること。 2 部内他班に対する応援に関すること。	
	農林班 (農林課)	1 農畜産物、農地、農業用施設、土地改良施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関すること。 3 被災農家等の災害融資に関すること。 4 治山・林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 5 被災林家等の災害融資に関すること。 6 部内他班に対する応援に関すること。	
	水産班 (水産課)	1 水産関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 漁港施設及び漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 在港中の漁船等の対策に関すること。 4 被災漁家の災害融資に関すること。 5 部内他班に対する応援に関すること。	
都市整備部	第1建設班 (建設課)	1 道路、河川、橋梁、水ひ門等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 地すべり等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 応急復旧用建築資材の確保に関すること。 4 通行の禁止及び制限等交通の規制に関すること。 5 障害物の除去に関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。 7 部内他班に対する応援に関すること。	
	第2建設班 (都市計画課)	1 都市施設等被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内他班に対する応援に関すること。	

	第3建設班 (建築住宅課)	1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に関すること。 3 建築物及び宅地の応急危険度の判定に関すること。 4 応急仮設住宅等への入居等に関すること。 5 応急危険度判定士の派遣要請に関すること。 6 部内他班に対する応援に関すること。	
上下 生活 排水 部 (兼 課)	施設班 (施設課) 経営班 (経営課)	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災世帯の飲料水の確保及び給水対策に関すること。 3 水道施設の復旧に係る資機材の確保及び斡旋に関するこ と。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 部内他班に対する応援に関すること。	
教 育 部	第1教育班 (総務課) (学校教育課)	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難所の開設及び運営の協力に関するこ (所管す る小学校及び中学校に開設するものに限る。)。 3 教育関係団体との連絡調整に関するこ と。 4 学校給食の応急対策に関するこ と。 5 学校給食センターによる炊き出しに関するこ と。 6 部内各班の連絡調整に関するこ と。 7 児童、生徒及び教員の被害調査に関するこ と。 8 学校に対する連絡及び指示に関するこ と。 9 児童、生徒の避難救助に関するこ と。 10 り災児童及び生徒に対する応急教育に関するこ と。 11 学用品の調達及び支給に関するこ と。 12 教員の非常招集及び配置に関するこ と。 13 部内他班に対する応援に関するこ と。	基 50 条 救 23 条
	第2教育班 (生涯学習課) (文化課)	1 社会教育施設及び社会体育施設の被害調査及び応急対策に 関するこ と。 2 避難所の開設及び運営の協力に関するこ (所管する社会 教育施設及び社会体育施設に開設するものに限る。)。 3 社会教育関係団体及び社会体育関係団体との連絡調整に関する こ と。 4 部内他班に対する応援に関するこ と。 5 文化財、文化施設等の被害調査及び応急対策に関するこ と。 6 部内他班に対する応援に関するこ と。	

(凡例) 基・災害対策基本法　　自・自衛隊法　　救・災害救助法

第2節 職員の動員計画

第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、職員の動員体制について、安全の確保に十分に配慮しつつ計画を定める。

第2 配備体制

市本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制	動員範囲	配備時期 (本編第3章第1節)	
災害警戒本部	災害警戒本部の職員	ア	市域に気象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、浸水警報又は洪水警報が発表されたとき
		イ	上記のほか、大雨、長雨、大雪、融雪等により地滑り、土砂崩れその他の地面現象災害が発生するおそれがある場合において、副市長が必要と認めるとき
		ウ	大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、副市長が必要と認めるとき
		エ	その他災害応急対策上、副市長が必要と認めるとき
災害対策本部	1号非常配備	1号非常配備該当職員	ア 市域に気象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、浸水警報又は洪水警報が発表されかつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が職員の非常配備を必要と認めるとき イ 大規模な火災が発生したとき
	2号非常配備	2号非常配備該当職員	ア 市域に気象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報が発表されたとき
			イ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
			ウ その他災害応急対策上、市長が必要と認めるとき

備考 1 1号非常配備該当職員……各課長等が指名する職員

2 2号非常配備該当職員……全職員

第3 動員体制の整備

1 非常招集計画

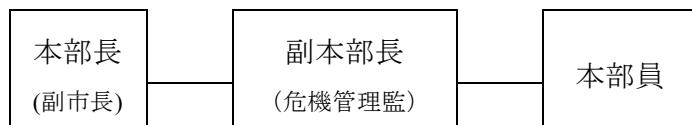
各部長は、次の事項を内容とした各部ごとの職員の非常招集計画を毎年作成し、総務部長、危機管理監に提出するとともに、部員に周知徹底しておく。

- (1) 非常招集の系統及び配備体制
- (2) 非常招集通知の方法
- (3) 職員ごとの参集所要時間及び参集方法
- (4) 参集場所
- (5) 非常招集事務担当者
- (6) その他必要な事項

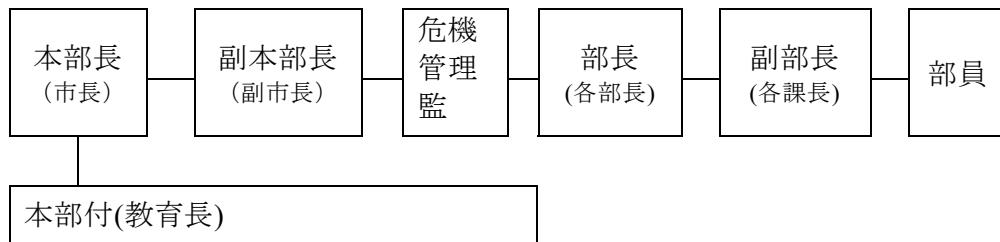
2 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

- (1) 災害警戒本部



- (2) 災害対策本部



3 動員の方法

配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	電話、庁内放送、防災行政無線等
勤務時間外	電話、防災行政無線等

4 参集場所

風水害等の場合の参集場所（避難所運営班員を除く）は、勤務する庁舎とする。

なお、市役所本庁に参集する場合の災害警戒・対策本部員（運営班含む）の駐車場は、本庁前とし、その他の職員は第一中学校校庭内西側とする。

5 参集方法

風水害等の参集方法は、徒歩、自転車、バイク、自動車等、参集場所にもっとも迅速に参集できる手段を用いるものとする。

6 自主参集

各配備指令の対象となる職員は、各自で気象情報等を収集し、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。

7 所属公所に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、所属公所に参集できないときは、所属公所の長に連絡の上、原則として、本庁又は最寄り総合事務所及び支所、公民館その他の市の公所に参集する。
- (2) 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況をとりまとめの上、速やかに市本部長（各部長）に報告する。
- (3) 参集先の公所の長は、その後の事情によって、所属以外の職員を所属公所へ移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

第3節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象予報・警報等及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を住民等に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表
県	1 気象予報・警報等の市町村等に対する伝達 2 県管理河川水防警報等の発表 3 県管理河川氾濫危険水位情報の発表
第二管区海上保安本部 (宮古海上保安署)	気象予報・警報等の船舶への周知
東日本電信電話(株)又は 西日本電信電話(株)	気象予報・警報等の市に対する伝達
気象庁 (盛岡地方気象台)	気象予報・警報等の発表及び関係機関に対する通知
各放送局	気象予報・警報等の放送

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班、消防班	気象予報・警報等の周知
企画部	各総合事務所班	

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

○ 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

① 情報の種類

種類	概要
気象に関する情報	早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性を【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨や高潮に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
	岩手県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。
	記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合せた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
	土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難があるとされる警戒レベル4に相当。
	竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、

		沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
--	--	---------------------------------------

備考1 土砂災害警戒情報は、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

② 注意報の種類 (発表基準 警報・注意報発表基準一覧表 (資料編1-3-3-1))

種類	概要
注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加え、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想されたときに発表される。
	大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	台風や低気圧等による海面の異常上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。

低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。

- 備考 1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行う。
- 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

③ 警報の種類（発表基準 警報・注意報発表基準一覧表（資料編 1-3-3-1））

種類	概要	
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 (備考 1)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害がおこるおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。	
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当	

- 備考 1 土砂崩れ警報は、その注意事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行う。
- 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

④ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害)の 危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ○ 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ○ 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ○ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先前までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km 毎に 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先まで流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ○ 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ○ 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ○ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数 の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(5) 特別警報の種類と発表基準

種類		概要
気象特別警報	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>(ア) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</p>
	暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>(ア) 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p>
	大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>(ア) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> <p>大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>(ア) 数十年に一度の降雪量になる大雪が予想される場合</p>
高潮特別警報		<p>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>(ア) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</p> <p>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>
波浪特別警報		<p>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>(ア) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</p>

備考 1 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は「大雨特別警報（浸水域）」として発表する。

2 過去の災害事例に照らして、指標（土壤雨量指標、表面雨量指標、流域雨量指標）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

(6) 気象予報・警報の発表地域区分

盛岡地方気象台では、気象現象に伴う災害の発生が予想される場合、警報・注意報を各市町村を対象として発表する。テレビやラジオなどの放送や天気予報電話サービス等では、重要な情報を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、一次細分区域（3区域）や市町村等をまとめた地域（10地域）の名称を用いる場合がある。この場合、宮古市は、一次細分区域で沿岸北部、市町村等をまとめた地域で宮古地域に該当する。

(岩手県の地域細分)



(消防法に基づくもの)

種類	通報基準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7 m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 (イ) 最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合 (ウ) 平均風速が 10m/s 以上と予想される場合 (降雨、降雪中は通報しないこともある。)
火災警報	火災気象通報が通知され、市の区域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法に基づくもの)

種類	内容
県管理河川水防警報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合において水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川氾濫危険水位情報	河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの
県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

(水防法及び気象業務法に基づくもの／水防活動の利用に適合する予報及び警報)

種類	内容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報をもって代える。
水防活動用高潮警報	高潮特別警報又は高潮警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。
水防活動用津波注意報	津波注意報をもって代える。
水防活動用津波警報	大津波警報（津波特別警報）又は津波警報をもって代える。

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予警報等の区分	発表機関	伝達系統
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象予警報等伝達系統図（別図1）のとおり。
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台及び岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図は（別図2）のとおり。
県管理河川水防警報	沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	岩手県知事の行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図（別図3）のとおり。
県管理河川氾濫危険水位情報等	〃	〃
火災警報	消防本部	気象予警報等伝達系統図（別図1）のとおり。

(3) 伝達機関等の責務

- ① 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- ② 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- ③ 気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 県の措置

気象予報・警報等の通知を受けた場合は、(2) に定める伝達系統により、直ちに、市本部に対して通知を行う。なお、防災基本情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルもあわせて提供するものとする。

(5) 市の措置

- ① 市本部長は、気象予報・警報等を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、住民、団体等に対して広報を行う。
- ② 市本部長は、気象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。
- ③ 市本部長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- ④ 気象報・予警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、県本部宮古地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。
- ⑤ 市本部長は、防災行政無線の整備等により、市民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- ⑥ 気象予報・警報等の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 防災行政無線	エ サイレン及び警鐘
イ 電話及びFAX	オ コミュニティーフM
ウ 広報車	カ 自主防災組織等の広報活動

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

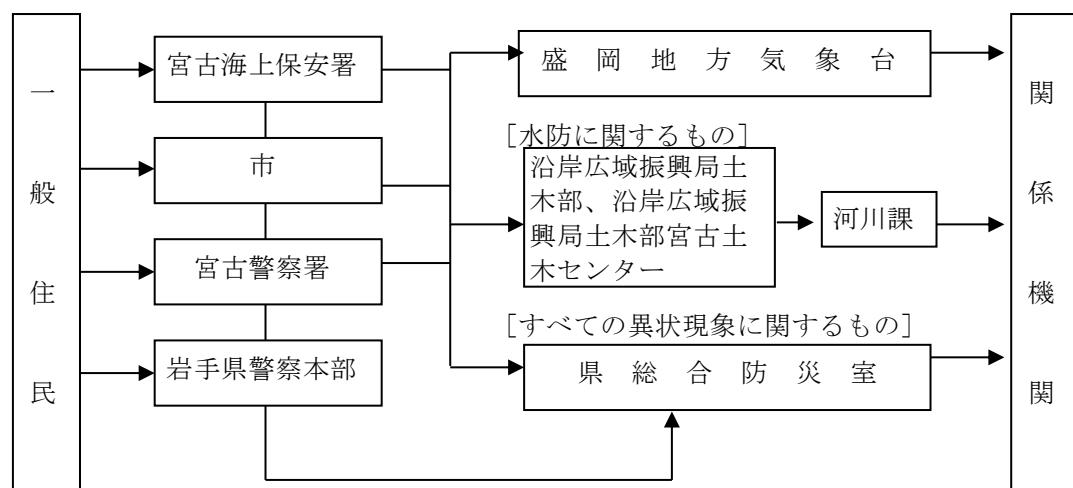
- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市本部長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- ② 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市本部長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 市本部長等の通報先

- ① 通報を受けた市本部長は、次の区分により担当機関の長に通報する。

種類	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	沿岸広域振興局土木部、沿岸広域振興局土木部宮古土木センター、県総合防災室	県の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台、県総合防災室	気象、地象、水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	県総合防災室	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

(異常現象の通報、伝達経路)

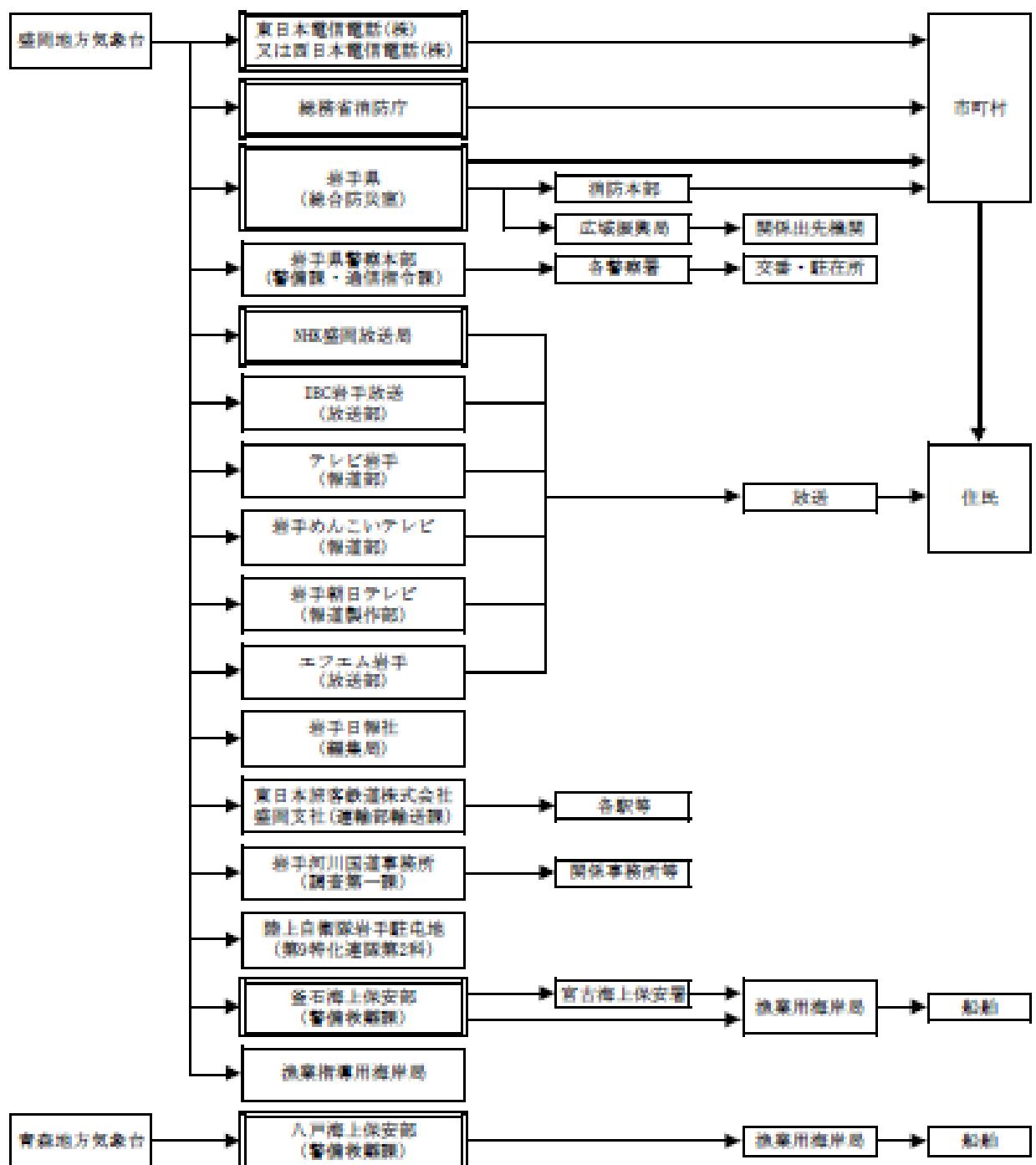


(3) 異常現象の種類

- ① 通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区分	異常現象の内容
水防に関する事項	堤防の異常
気象に関する事項	竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
土砂害に関する事項	(1)渓流 流水内の転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り (2)がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
水象に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

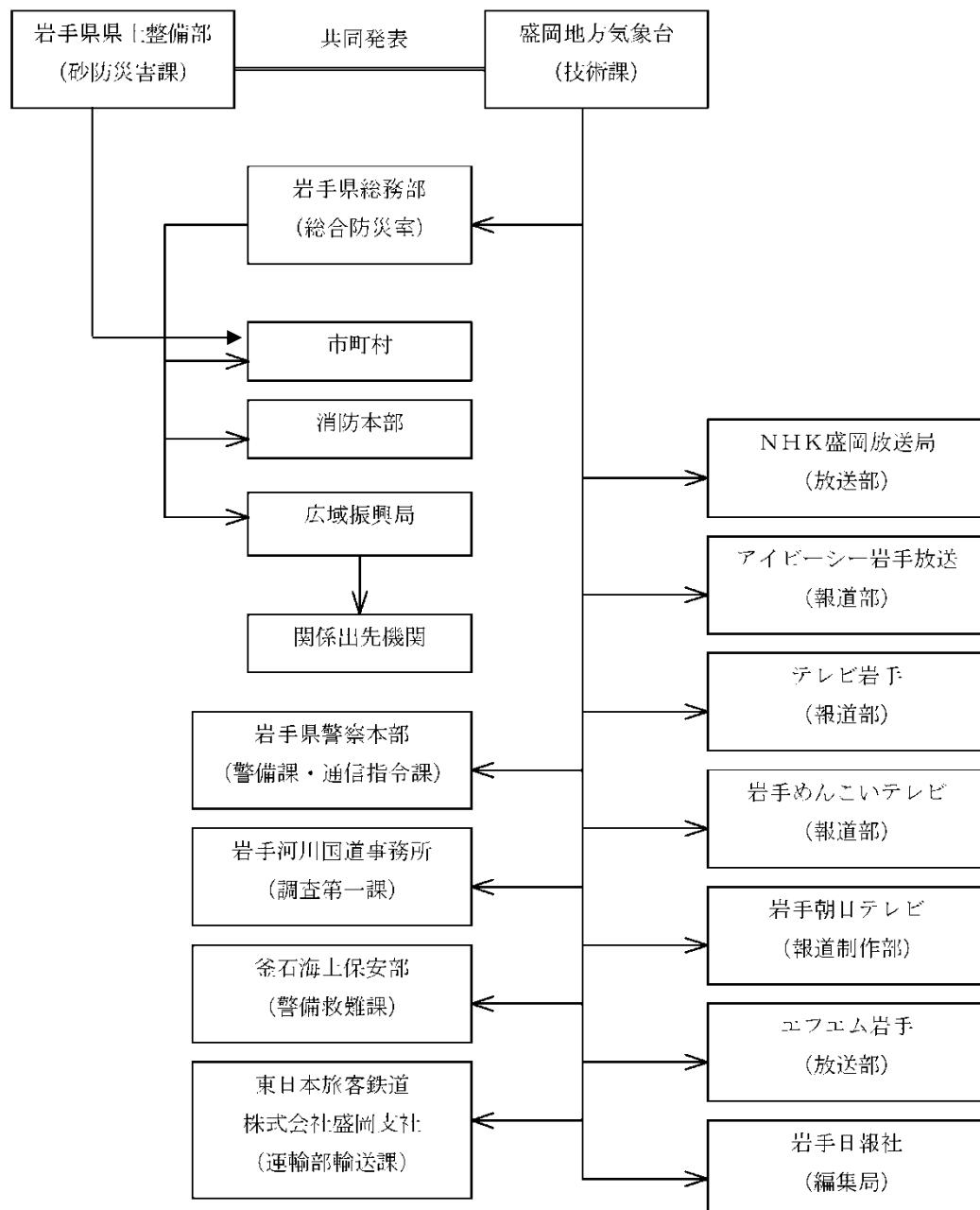
(別図1) 気象予報等伝達系統図



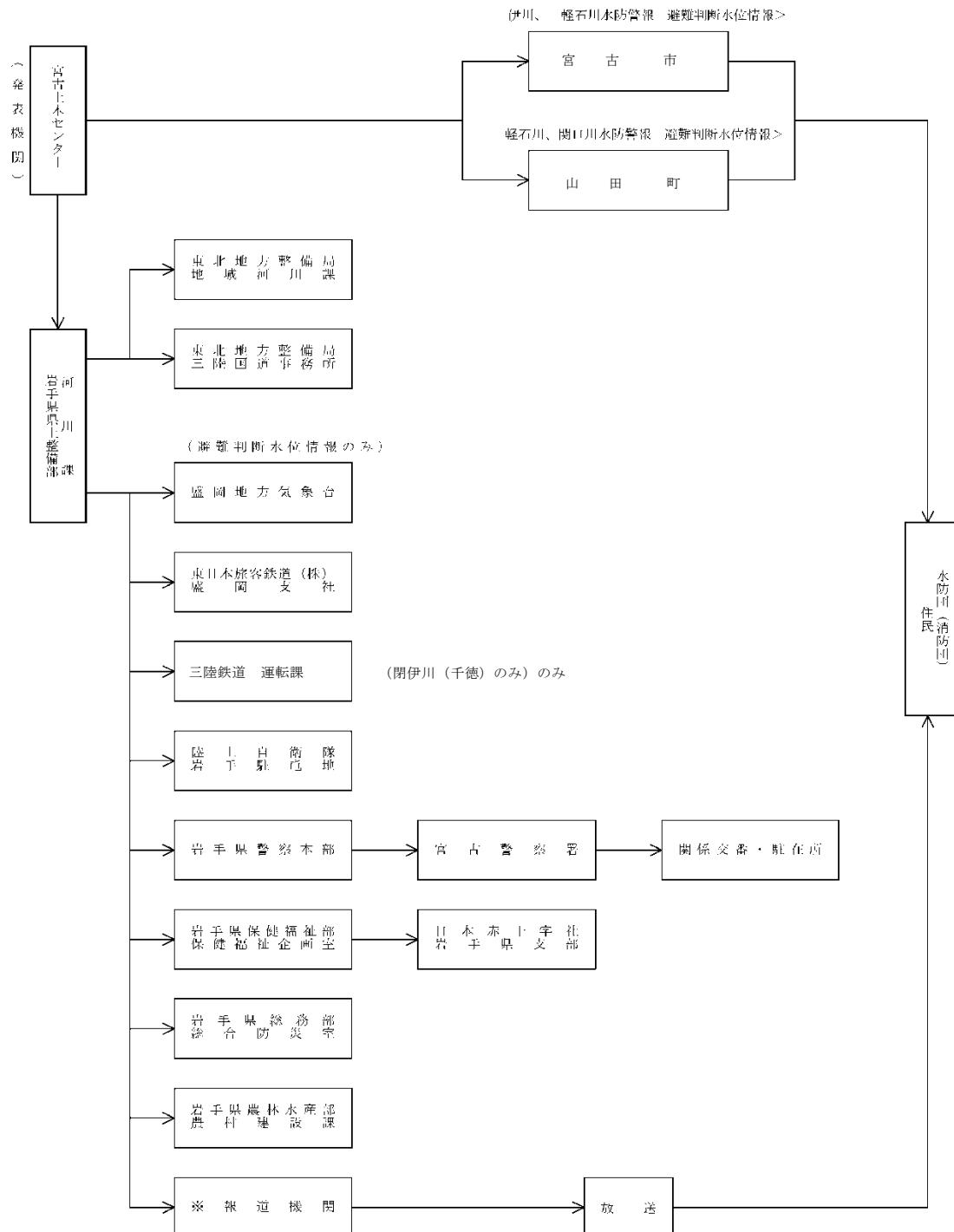
(注)

- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2に上って、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(別図2) 土砂災害警戒情報伝達系統図



(別図3) 岩手県知事の行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図

沿岸広域振興局上木部宮古上木センター

(注)※報道機関：NHK盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

第4節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 市及びその他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

1 電気通信設備の利用

通信がふくそうした場合は、災害時優先電話等を利用し、通信を確保する。

(1) 災害時優先電話の利用

市及び防災関係機関は、通信がふくそうした場合は災害時優先電話を利用する。

(2) 衛星携帯電話の利用

市は、通信がふくそうした場合は、あらかじめ市役所及び各総合事務所に配備した衛星携帯電話を利用する。

(3) 移動系防災行政無線の利用

市は、被災現場や、避難所・拠点施設等との情報連絡・通信において、移動系防災行政無線機を利用する。

(4) 衛星通信システムの利用

県が整備した「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」により県等との通信を確保する。

2 通信施設の利用

(1) 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。

(2) 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- ① 市本部長及び指定地方行政機関の長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用又は使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、海上保安通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

- ② これらの通信設備を利用又は使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

ア 利用又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用又は使用しようとする理由	オ 利用又は使用を希望する期間
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

(2) 応急復旧用通信設備の利用又は使用

災害時に、交通手段及び通信手段が途絶した場合において、市は、孤立防止を図るため、東日本電信電話株式会社が設置した無線設備（孤立防止用無線電話）を使用することができる。

(3) 非常通信の利用

- ① 市本部長及び防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるとときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。
- ② 非常通信は、地震、台風、洪水、津波、火災その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のため行われる場合に限られる。
- ③ 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- ④ 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。
- ⑤ 防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局と、あらかじめ、協議を行う。
- ⑥ 非常通信は、岩手地区非常通信協議会の構成員所属の無線局に依頼する。
- ⑦ 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

- ア あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
 イ 字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
 ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
 エ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

⑧ 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

(4) 東北総合通信局による通信支援

市本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 自衛隊による通信支援

① 市本部長及び防災関係機関（海上保安機関を除く。）の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(6) 放送の利用

① 市本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき災害に関する通知、要請、気象予警報等の放送を、日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手及び宮古エフエム放送(株)に対して要請することができる。

② 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

- | | |
|------------|------------|
| ア 放送を求める理由 | エ 放送希望時間 |
| イ 放送内容 | オ その他必要な事項 |
| ウ 放送範囲 | |

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸2-10
(株)めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮5-2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作局	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸2-10
宮古エフエム放送(株)		0193-77-3399	宮古市宮町1-1-30

(7) 口頭による情報連絡

市は、前記までの通信設備が利用できない場合、必要最低限の情報連絡を、職員派遣による口頭で行うものとし、各防災拠点等においては、通信設備に依存しない自立的な活動に努める。

第5節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
- 市及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- 市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるものとする。

第2 実施機関

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式
市 本 部 長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況 2 避難指示等の実施状況 3 人的被害及び住家被害の状況 4 市有財産の被害状況 5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況 6 国立、県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況 7 消防施設の被害状況 8 自然公園施設、観光施設の被害状況 9 商工関係の被害状況 10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況 11 県管理以外の水産関係の被害状況 12 県管理以外の漁港施設等の被害状況 13 県管理以外の農業施設の被害状況 14 県管理以外の農作物等の被害状況	1 1-1 2、 2-1、 2-2 3 4 B、 C、 5、 5-1 6 D E 9 F F F F	— — 2、 2-1、 2-2 3 4 5、 5-1 6 7 8 9 10 11 12 13、 13-1

県本部長	15 県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
	16 県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
	17 林業施設、林産物、市有林及び私有林の被害状況	F	16
	18 市管理の河川、道路・橋りょう、海岸及び都市施設等の被害状況	G-1	18
	19 市管理の公営住宅に係る被害状況	H	19
	20 市立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況		
	21 市立学校の被害状況	H	20
	22 市指定文化財の被害状況	H	21
	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	—
	2 避難指示等の実施状況	1-1	—
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、 2-1、 2-2	2、 2-1、 2-2
	4 庁舎等の被害状況	A	3
	5 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 医療施設、上水道施設及び衛生施設の被害状況	B、 C、 5、 5-1	5、 5-1
	7 消防施設の被害状況	5-1	
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	6	6
	9 商工関係の被害状況	D	7
	10 高圧ガス、火薬類施設及び旧松尾鉱山関係の被害状況	E	8
	11 水産関係の被害状況	9	9
	12 渔港施設等の被害状況	F	10
	13 農業施設の被害状況	F	11
	14 農作物等の被害状況	F	12
	15 家畜等の被害状況		13、 13-1
	16 農地農業用施設の被害状況	F	14
	17 林業施設、林産物、森林の被害状況	F	15
	18 河川、道路、港湾、海岸、都市施設等土木施設の被害状況	F G-2	16 17
	19 公営住宅等の被害状況		
	20 児童、生徒及び教職員の被害状況	G-2	18
	21 学校の被害状況	H	19
	22 文化財の被害状況	H	20
	23 船舶の被害状況	H	21
	24 通信関係施設の被害状況	22	22
	25 電力関係施設の被害状況	I	—
	26 工業用水道の被害状況	23	23
	27 鉄道関係の被害状況	24	24
		J	25
三陸北部森林管理署	国有林の施設、森林等の被害状況	16	16
東北運輸局 岩手運輸支局	船舶の被害状況	22	22

宮古海上保安署	1 海上における災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況 2 人的被害の状況	1	—
三陸国道事務所	国管理の道路及び橋梁の被害状況	17	17
東日本電信電話(株) 岩手支店	所管するNTT施設の被害状況	I	—
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	所管する鉄道関係施設の被災状況	J	25
三陸鉄道(株)			
(一社)岩手県高圧ガス保安協会宮支部部	ガス関係施設の被災状況	9	9
東北電力ネットワーク(株) 宮古電力センター	電力関係施設の被災状況	23	23

(市本部の担当)

担当部	初期情報報告様式	被害額等報告様式	報告種別	報告区分	県宮古地方支部長(班)	県本部
危機管理監	1	—	発生報告、応急対策報告		総務班	総合防災室
	1-1	—	避難指示等の実施状況		総務班	総合防災室
総務部	3	3	庁舎等被害報告	市有施設	総務班	総合防災室
	2、 2- 1、 2-2	2、 2- 1、 2-2	人的及び住家被害報告		福祉環境班	地域福祉課
保健福祉部	4	4	社会福祉施設被害報告		警察署班	警備課
	C、 5、 5-1	5、 5-1	医療衛生施設被害報告	医療施設 病院等 感染指定医療機関	福祉環境班	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援室
市民生活部			(医療衛生施設被害報告)	衛生施設	保健医療班	医療政策室 医療政策室
産業振興部	D	7	観光施設被害報告	自然公園施設 観光施設	福祉環境班 総務班	自然保護課 観光課
	E	8	商工関係被害報告		総務班	経営支援課
	9	9		高压ガス・火薬類施設	総務班	総合防災室

		高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告	鉱山関係		環境保全課	
F	10	水産関係被害報告	県管理に係わるもの以外	水産班	農林水産企画室	
F	11	漁港施設被害報告	第一種漁港	水産班	漁港漁村課	
F	12	農業施設被害報告		農林班	農林水産企画室	
F	13、13-1	農作物等被害報告	水稻、麦、豆類、雑穀、飼料作物、牧草	農林班	農林水産企画室	
			野菜、果樹、花き			
			桑			
F	14	家畜等関係被害報告	県管理に係わるもの以外	農林班	畜産課	
F	15	農地農業用施設被害報告	県管理に係わるもの以外	農林班	農村建設課	
F	16	林業関係被害報告	林業関係被害の取りまとめ	農林班	農林水産企画室	
			林産物、林業関係施設			
			市有林、私有林、林業関係施設			
			林産施設以外の林業関係施設			
都市整備部	G-1	土木施設等被害報告	河川	土木班	砂防災害課	
			道路、橋梁			
			海岸			
上下水道部	G-1	公営住宅等被害報告	県管理に係わるもの以外	土木班	建築住宅課	
B、5、5-1	5、5-1	上水道施設及び衛生施設被害報告	上水道施設	保健医療班	県民くらしの安全課	
G-1	17	土木施設被害報告	下水道施設	土木班	下水環境課	
教育部	4	社会教育施設、体育施設被害報告	社会教育施設	教育事務所班	生涯学習文化財課	
			体育施設			
	H	H	児童、生徒及び教員等被害報告	市立学校	教育事務所班	スポーツ振興課
	H	19				学校教育課
	H	20	学校被害報告	市立学校	教育事務所班	教育企画室
	H	21	文化財被害報告		教育事務所班	生涯学習文化財課

※各総合事務部は、報告種別に応じ危機管理監及び各担当部に伝達する。

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

- (1) 各災害情報の収集及び報告に係る責任者は、前項に示した担当部の部長とし、各部長は、調査要領、連絡方法等を定める。
- (2) 災害情報の総括責任者は危機管理監とし、災害情報の収集、総括及び報告の実務は防災班が行う。
- (3) 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。
- (4) 市本部長は、災害の規模及び状況により、市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	エ 応援業務の内容
イ 活動地域	オ 携行すべき資機材等
ウ 応援期間	カ その他参考事項

- (5) 市本部長は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づく災害情報の報告については、消防組織法第22条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う（県に報告ができない場合にあって、内閣総理大臣に報告する場合も、これに準じる。）。
- (6) 市本部長は、被害状況を、地方支部長に報告することを原則とするが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。
- (7) 市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、国に対して被害状況を報告する。
- (8) 市本部長、消防機関の長は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁長官及び県本部長に報告する。
- (9) 市本部長、消防機関の長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも原則として30分以内に報告する。
- (10) 市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- (11) 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ① 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的な状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
 - ② 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。

- ③ 災害応急対策に必要な災害情報は、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。
 - ④ 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。
- また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。
- (12) 市本部長は、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。
 - (13) 市本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

2 災害情報収集の優先順位

- (1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- (2) 災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- (3) 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。

- ① 市の区域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 市が災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
- ⑥ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準等

- ① 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

災害種類		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 重傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの。

	軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのもの。	
住家の被害	住家全壊 (全焼全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的な判断は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によることとする。	
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的な判断は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によることとする。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの。	
	浸水 床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの。	
田畠の被害	床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜った程度のもの。	
	流出・埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。	
その他の被害	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。	
	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害。	
	橋梁流出	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害。	
	堤防決壊	河川法にいう2級河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害。	
	被船 害船	沈没	船体が没し、航行不能になったもの。
		流出	流失し、所在が不明となったもの。
		破損	修理しなければ航行できないもの。
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの。	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの。	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの。	

② 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱うものとする。
世帯	

非住家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

(3) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1~1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式A~J及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2~25	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

市及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいづれかによる。

① 市本部と県本部及び支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

② 市本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

③ 市本部と市の出先機関、被災現地との場合

指定電話、防災行政無線（移動系）、衛星携帯電話、非常通信、口头

第6節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力に努める。
- 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報についてへの配慮をする。
- 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 実施機関

実施機関	広報広聴活動の内容
市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 災害の発生状況 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 市本部長が実施した高齢者等避難、避難指示 医療所、避難所の開設状況 救護所の開設状況 道路及び交通情報 各災害応急対策の実施状況 災害応急復旧の見通し 二次災害の予防に関する情報 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 安否情報及び避難者名簿情報 生活関連情報 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 その他必要な情報
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 災害の発生状況 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 市町村長等が実施した高齢者等避難、避難指示 救護所の開設状況 交通機関の運行状況及び交通規制の状況

	6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
宮古海上保安署	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 事故発生海域における船舶航行の安全に係る指示
三陸国道事務所	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 水防に係る指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） (株)NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	1 通信の疎通の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社 岩手県支部	義援金の募集及び受付情報
岩手県社会福祉協議会	防災ボランティアの募集情報
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難指示等の情報 4 災害の発生情報及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
東日本旅客鉄道（株） 盛岡支社 三陸鉄道（株）	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力ネットワーク（株） 宮古電力センター	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
（株）IBC岩手放送 （株）テレビ岩手 （株）岩手めんこいテレビ （株）岩手朝日テレビ （株）エフエム岩手 宮古エフエム放送（株）	1 気象予報・警報等の伝達 2 避難指示等の情報 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
（株）岩手日報社 （株）朝日新聞社盛岡総局 （株）毎日新聞社盛岡支局 （株）読売新聞社盛岡支局 （株）河北新報社盛岡総局	1 避難指示等の情報 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況

(株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	
岩手県北自動車 (株)宮古営業所	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
(一社)岩手県高圧ガス 保安協会宮古支部	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班 消防班	防災行政無線、広報車（消防車両等）による周知に關すること。
企画部	第2庶務班	ホームページ、広報誌による周知に關すること。 報道機関に關すること。
市民生活部	第2援護班	市民相談窓口の設置及び運営
	衛生生活班	り災者の相談に關すること。

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

広報資料は次の要領により収集する。

- ① 市本部長は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、広報班員を直接現場に派遣して取材するほか、本部連絡員をして資料を収集させる。
- ② 広報資料の収集にあたっては、特に災害の原因、経過推移を知ることができると写真、動画の収集に努める。
- ③ 前記により収集した資料については撮影日時、地名等を明らかにし、広報班において管理保管する。

(2) 広報資料の提供

市本部長は、県本部長及び防災関係機関に対し、災害に係る広報資料を提供するとともに、適時に更新する。

(3) 市民に対する広報

(1) 広報の内容

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

ア 災害の発生状況

- イ 災害発生時の注意事項
- ウ 高齢者等避難、避難指示の発令状況
- エ 道路及び交通情報
- オ 医療機関の被災情報及び活動状況
- カ 給食、給水の実施
- キ 毛布等の生活関連物資の配給
- ク 安否情報
- ケ ライフラインの応急復旧の見通し
- コ 生活相談の受付
- サ 各災害応急対策の実施状況
- シ その他生活関連情報

② 広報の方法

災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努めるほか、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

防災行政無線、広報車、広報誌、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）、新聞等

(4) 報道機関への発表

- ① 災害情報の報道機関への発表は、市本部長が必要と認める情報について行う。
- ② 発表は、原則として、市本部長が宮古記者クラブに対して行う。
- ③ 報道機関への発表は、可能な限り定期的かつ各社を取りまとめて行うものとする。

2 広聴活動

- (1) 市本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 市本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。
- (3) 災害発生直後から、相談窓口には、死亡届、印鑑登録・証明、退職による国保・国民年金加入、身分証明としての保険証再交付申請、医療費無料受診に関する問い合わせ等、各種問合せが多数発生する。市本部長は、第2援護班を中心に、問合せの内容に応じて来庁者を適切に誘導する体制を確保するとともに、混雑により過度に待たせることが無いよう、窓口には十分な職員を配置できるよう配慮する。

① 市民ニーズの把握

市本部長は、災害後におけるそれぞれの時期での市民のニーズをきめ細かく聴取するため、様々な広聴手段を活用し情報収集を図るとと

もに、市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題などの把握に努めることとする。

② 心の悩み相談

震災による悲しみや恐れ、不安などを和らげるとともに、震災によって生じた夫婦や親子関係をはじめ、親類、近隣などの人間関係の変化に伴って生じるストレスや心の悩みなどを受け止め、問題解決の一助とするため、心の悩み相談を実施する。（専門のカウンセラーによる電話・面接相談）

③ 女性のための相談

震災によって生じた夫婦や親子関係などの悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話相談、面接相談（心の悩み相談、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、からだの相談））

〔資料編 1-3-6-1：市内報道機関一覧表〕

第7節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 市及びその他の防災関係機関は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路等を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に啓開実施・道路等応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 市及びその他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。
なお、物資の輸送に当たっては、県及び市町村の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 5 市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

※啓開 機雷・沈船・防材などの障害を取り除いて水路を切り開くこと。（広辞苑）

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	1 市管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県本部長	1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
東北管区警察局	広域交通規制の実施に係る管内各警察本部に対する指導及び相互援助
東北運輸局	1 災害応急対策用資材の輸送に係る調整 2 所管する運送関係事業者等に対する協力要請

	3 所管する運送関係事業者等に対する輸送命令の発動
宮古海上保安署	1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送 2 海上における船舶等の交通規制
三陸国道事務所	1 所管する一般国道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害対策基本法に基づく県又は市町村長に対する区間指定の指示
日本郵便㈱宮古郵便局	災害救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除
(一社)岩手県建設業協会宮古支部 岩手県宮古地区建設業会	災害時における道路啓開及び応急復旧
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	鉄道車両による緊急輸送
三陸鉄道(株)	
(公社)岩手県トラック協会 ヤマト運輸(株)宮古営業所 岩手県北自動車(株)宮古営業所	トラック、バス等の車両による緊急輸送

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	1 緊急通行車両確認証明書の交付 2 防災ヘリ及び自衛隊による航空輸送の要請 3 運送事業者に対する海上輸送及び航空輸送の要請 (海上輸送にあっては漁船によるものを、又、航空輸送にあっては自衛隊機及び日赤飛行奉仕団機によるものを除く。)
総務部	契約班	1 市有車両等の集中管理及び配車 2 市有車両用燃料の確保 3 運送事業者等に対する陸上輸送の要請
市民生活部	衛生生活班	日赤飛行奉仕団に対する航空機輸送の要請
産業振興部	水産班	1 漁船による海上輸送の要請 2 漁港に係る応急復旧
都市整備部	第1建設班	市管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧、並びに区画指定。
各部	各班	所掌応急対策業務にかかる人の移送及び物資の輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- (1) 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。
- (2) 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、県本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

- (1) 市本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要な拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。
- (2) 市本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。
- ① 防災拠点
市本庁舎、総合事務所、道の駅、グリーンピア三陸みやこ、リバーパークにいさと、その他市有施設、県立病院等、消防本部（消防署）
- ② 物資集積・輸送拠点
- ア 物資集積拠点
新里トレーニングセンター、各福祉センター
- イ 陸上輸送拠点
三陸鉄道宮古駅構内
- ウ 海上輸送拠点
藤原埠頭、出崎埠頭、宮古港高浜地区、宿漁港、重茂漁港、音部漁港、千鶴漁港、石浜漁港、田老漁港、小港漁港
- エ 航空輸送拠点
資料1-3-7-2のとおり（ヘリポート候補地）
- ③ 交通拠点
三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、宮古盛岡横断道路のインターチェンジ

3 緊急輸送道路の指定

市本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

- (1) 他市町村と市内を結ぶ幹線道路
- (2) 防災拠点等へのアクセス道路
- (3) 上記道路の代替道路

4 道路啓開等

- (1) 道路啓開等の順位

道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

- (2) 復旧資材等の確保

道路管理者は、あらかじめ、市内における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

- (3) 道路啓開等の方法

- ① 道路上のがれき等の障害物又は災害廃棄物の除去による道路啓開を行う。
- ② 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。
- ③ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

① 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

② 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止する。

③ 第3次交通規制

道路状況に応じて、緊急通行車両等以外の車両の通行を制限する。

(2) 規制の内容

- ① 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させる。
- ② 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- ③ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員がが自らその措置を行う。（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にいない場合に限る。）
- ④ 交通規制の実施により車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

- ① 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。

② 標示を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指示・誘導に当たる。

③ 標示には、次の事項を表示する。

ア 禁止又は制限の対象	ウ 規制する期間
イ 規制する区域、区間	

④ 交通規制の実施者は、交通に支障が生じないよう、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

⑤ 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

⑥ 市及び道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、宮古警察署に連絡するとともに、市民への周知に努める。

6 災害時における車両の移動

- (1) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- (4) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。
- (5) 県は、市町村道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確保する必要があると認めるときは、市町村に対し必要な指示を行う。
- (6) 県は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、国道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- (1) 市及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。
 - ① 応急復旧対策に従事する者
 - ② 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
 - ③ 食料、飲料水その他生活必需品
 - ④ 医療品、衛生資材等
 - ⑤ 応急復旧対策用資機材
 - ⑥ その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

- (1) 車両の確保
 - ① 市及び防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
 - ② 市及び防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。
- (2) 燃料の確保
 - ① 市及びの防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。
 - ② 市は、緊急通行車両の運行の確保のため、県を通じて、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、燃料の供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部又は東北経済産業局に燃料の確保を要請する。

なお、急を要する場合、市内の被害を受けていない個別のガソリンスタンドに対して、燃料の供給を要請し、燃料の確保を図る。
- (3) 市本部における自動車輸送
 - ① 公用車の集中管理
 - ア 1号非常配備体制後は、原則として、総務部において、公用車を集中管理する。
 - イ 各部は、1号非常配備体制後、直ちに、総務部に車両等の管理の移管及び運転技士の配置換を行う。ただし、所掌応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。
 - ウ 各部長は、公用車を使用する場合は、総務部長に申し込む。なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して、申し込む。

- | | | |
|----------------|----------|-------------|
| (ア) 輸送貨物の所在地 | (エ) 輸送日時 | (キ) その他参考事項 |
| (イ) 輸送貨物の内容、数量 | (オ) 荷送人 | |
| (ウ) 輸送先 | (カ) 荷受人 | |

② 運送事業者の保有する自動車の調達

市本部長は、応急対策業務を遂行するうえで、市所有の自動車では対応が困難と認めるときは、運送事業者に対し協力要請する。

3 海上輸送

(1) 海上輸送の実施

① 次に掲げる事態が発生した場合は、海上輸送を実施する。

ア 陸上輸送が途絶したとき

イ 陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき

② 海上輸送を行う場合に利用する港湾等は、次のとおりである。

地 域 別	港 湾 等 の 名 称
市 街 地	藤原ふ頭、出崎ふ頭
崎 山	宿漁港
津 軽 石	宮古港高浜地区
重 茂	重茂漁港、音部漁港、千鶴漁港、石浜漁港
田 老	田老漁港、小港漁港

(2) 船舶の確保

① 市本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、東北運輸局岩手運輸支局次長に対し、船舶のあっせんを要請する。

② あっせんの要請は、次の事項を明示して、荷送港又は配船港を管轄する運輸支局次長、あるいは県本部長を通じて行う。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 経費支弁の方法
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

③ 岩手運輸支局次長は、あっせんを行う場合は、おおむね、次に掲げる者の所有船舶から適当なものを選定する。

ア 定期航路事業者	ウ 港湾運送事業者
イ 不定期航路事業者	

④ 市本部長は、海上における緊急輸送の確保を要する場合は、県本部長に対して要請し、東北内航海運組合の長から協力を得る。

⑤ 海上輸送の要請は、次の事項を明示して県本部（総務部総合防災室）を通じて行う。

ア 輸送物資の内容、数量	ウ 輸送区間
イ 輸送活動期間	

⑥ 市本部長は、船舶を確保するため、必要に応じて、漁業協同組合の長に対して、漁船のあっせんを要請する。

(3) 巡視船艇の出動又は派遣

① 市本部長は、緊急輸送を必要とする場合において、船舶を確保するいとまがないときは、第二管区海上保安本部長に対して、巡視船艇の出動又は派遣を要請する。

② 出動等の要請は、次の事項を明示して、宮古海上保安署長、あるいは県本部長を通じて行う

ア 申請の理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク その他参考事項
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	

4 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- ① 人命、身体の保護上緊急を要するとき
- ② その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

市本部長及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア 要請理由	カ 荷送人
イ 輸送貨物の所在地	キ 荷受人
ウ 輸送貨物の内容、数量	ク 着陸希望場所及びその状況
エ 輸送先	ケ その他参考事項
オ 輸送日時	

(3) ヘリポートの設置基準

ヘリポートの設置基準は、資料 1-3-7-1 のとおりである。

(4) ヘリポートの現況

市におけるヘリポートの現況及びヘリポート候補地は、資料 1-3-7-1 のとおりである。

〔資料編 1-3-7-1 : ヘリポートの設置基準〕
〔資料編 1-3-7-2 : ヘリポートの現況(世界測地系)〕

第8節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎよ活動等を行う。
- 2 市は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎよ計画を定める。
- 3 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあつせん 3 大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣等の要請

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	消防班	消防活動

第3 実施要領

1 市本部長の措置

- (1) 市本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防ぎよ計画を定める。

① 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

② 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火困難地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、建物、空地、水利の状況及び動

員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

③ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

(2) 市本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

(3) 市本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地の消防団員との情報連絡体制を確保する。

(4) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(5) 市本部長は、単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(6) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、大規模災害時における広域応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

① 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

② 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

ア 消防職員・団員に対する出動準備命令

イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

ウ 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

③ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

④ 消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎよ活動

① 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

② 火災防ぎよ活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎよを行い、一挙鎮滅を図る。

イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎよを行う。

ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎよでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎよにあたる。

エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。

オ 多数の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎよを優先する。

(3) 救急・救助活動

① 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

② 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

③ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

イ 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

ウ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- ① 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
- ② 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- ③ 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- ④ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- ⑤ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。
- (5) 情報収集・広報活動
- 消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。
- (6) 消防警戒区域等の設定
- ア 消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
- イ 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
- (7) 措置命令
- 消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

3 緊急消防援助隊

- (1) 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊岩手県大隊」は、次のとおりである。

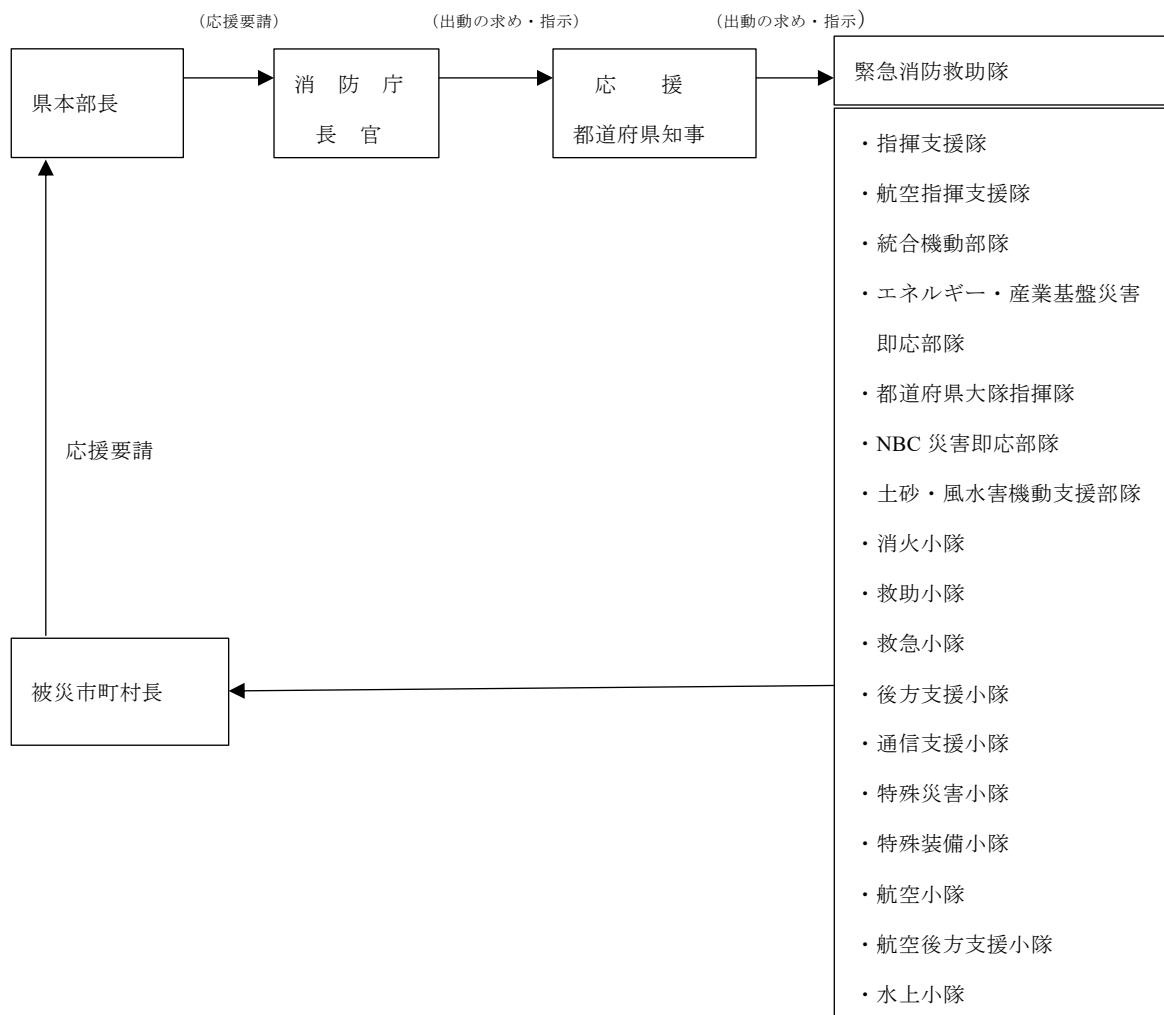
(消防組織法第45条に基づく登録部隊)

小隊名	構成消防本部	装備等
統合機動部隊指揮隊	盛岡(1隊)	指揮車

都道府県大隊指揮隊	盛岡、一関（2隊）	指揮車
消防小隊	盛岡（7）、花巻（4）、北上（2）、奥州金ヶ崎（4）、釜石大槌（3）、一関（6）、大船渡（2）、陸前高田（1）、遠野（1）、宮古（4）、久慈（4）、二戸（4）（42隊）	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車
救助小隊	盛岡、北上（2）、奥州金ヶ崎、一関、宮古（6隊）	救助工作車、高度救助用資機材、津波・大規模風水害対策車
救急小隊	盛岡（4）、花巻（2）、北上（2）、奥州金ヶ崎（3）、釜石大槌（1）、一関（2）、大船渡（1）、陸前高田（1）、遠野（1）、宮古（3）、久慈（2）、二戸（1）（23隊）	災害対応型特殊救急自動車、高度救命用資機材
後方支援小隊	岩手県（1）、盛岡（4）、花巻（2）、北上（1）、奥州金ヶ崎（2）、釜石大槌（1）、一関（2）、大船渡（1）、宮古（1）、久慈（2）（17隊）	支援車、資機材搬送車、上記の部隊が72時間対応できるために必要な物資等
通信支援小隊	盛岡（1隊）	広報通信車
特殊災害小隊（毒劇）	盛岡（1隊） (救助部隊と重複登録)	劇毒物、B災害、C災害対応資機材
特殊装備小隊	盛岡（はしご車、屈折はしご車）、奥州金ヶ崎（はしご車）、釜石大槌（水難救助車）（4隊）	
航空小隊	岩手県防災航空隊（1隊）	防災ヘリコプター

- (2) 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する実施要綱の規定に基づき出動する。
- (3) 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防機関の長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行う場合がある。
- (4) 県本部長は、大規模災害が発生し、必要と認める場合においては、消防庁を通じて、緊急消防援助隊の出動を要請する。

緊急消防援助隊の出動



4 県本部長の措置

(1) 災害活動に対する援助

県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、市町村本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消防資機材等の調達又はあっせんを行う。

第9節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水又は高潮による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関

実施機関	担当業務		
市本部長	区域内の河川等における水防活動の実施		
(市本部の担当)			
部	班	担当業務	
都市整備部	第2建設班	水防活動の実施	

第3 実施要領

- 1 洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第32条第1項の規定に基づく「宮古市水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流出、土砂流入等の被害発生の危険のある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。
 - (2) がけ崩れ等の実態により、住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。

第10節 相互応援協力計画

第1 基本方針

- 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、県内の市町村と災害時における相互応援協力をを行う。
- 市及びその他の防災関係機関は、その所管事務に関する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 市及びその他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

実施機関	応援の内容
市本部長	1 他の市町村で発生した災害に係る応援 2 市内で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
県本部長	1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
東北管区警察局	被災県警察以外の警察災害派遣隊(広域緊急援助隊等)の派遣調整
東北厚生局	管内の国立病院・国立療養所に係る医療班の派遣要請
東北農政局 (岩手県拠点)	1 野菜、乳製品等の供給に係る出荷要請及び緊急輸送 2 農地・農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北運輸局	所管する運送事業者に対する緊急輸送の協力要請
東北地方整備局	「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」に基づく対応
第二管区海上保安本部 (宮古海上保安署)	海上保安部署の保有する船艇及び航空機の派遣
東北総合通信局	非常通信協議会の協力を得て行う通信の確保に必要な措置

陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	県本部長からの災害派遣要請に基づく人命又は財産保護に係る部隊派遣
盛岡地方気象台	県災害対策本部での防災気象情報の解説
日本郵便株宮古郵便局	1 避難場所、物資集積場所等の提供 2 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害時特別事務取扱及び援護対策 3 被災市民の避難先及び被災情報の相互提供
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における救助の実施に係る協力
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 宮古エフエム放送(株)	県本部長及び市本部長からの要請に基づく災害放送の実施
(公社)岩手県トラック協会 赤帽岩手県軽自動車運送協同組合 (公社)岩手県バス協会 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 三陸鉄道(株) 日本通運(株)釜石支店 岩手県北自動車(株)宮古営業所	救援物資及び被災者の輸送協力
(一社)岩手県高圧ガス 保安協会宮古支部	プロパンガスの供給等

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機 管理監	防災班	1 大規模災害時における県及び他の市町村等との相互応援に係る連絡調整 2 自衛隊に対する災害派遣要請 3 災害応急対策要員、物資等の輸送に係る運送事業者等に対する協力要請 4 通信の確保に係る事業者等に対する協力要請
	消防班	1 緊急消防援助隊の派遣等に係る連絡調整 2 県内の消防広域応援に係る連絡調整
総務部	出納班	義援金の出納及び保管
企画部	第2庶務班	1 他の市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせん 2 海外からの支援の受入れに係る連絡調整 3 報道機関に対する報道要請 4 テレビ、ラジオ放送の確保に係る事業者等に対する協力要請
	第3庶務班	電力、燃料等のエネルギー確保に係る事業者等に対する協力要請

市民生活部	衛生生活班	1 廃棄物処理に係る仮設トイレ、バキュームカー及びゴミ収集車等の調達に係る業者等に対する協力要請 2 日本赤十字社に対する医療救護班の派遣要請 3 義援物資及び義援金の受付及び配分 4 義援物資の集積場所の設置及び運営
保健福祉部	医療班	1 医師会等に対する医療救護班の派遣要請 2 医薬品、医療用資機材及び遺体処理用資機材等の調達に係る業者等に対する協力要請
産業振興部	農林班	1 農業関係施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者及び関係団体等に対する協力要請 2 家畜飼料等の調達及び畜産関係施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者及び関係団体等に対する協力要請 3 米穀の調達に係る東北農政局岩手県拠点に対する協力要請 4 農産副食物の調達に係る関係団体等に対する協力要請 5 畜産副食物の調達に係る関係団体等に対する協力要請 6 林業関係施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者及び関係団体等に対する協力要請 7 木材の調達に係る関係団体等に対する協力要請 8 木炭の調達に係る関係団体等に対する協力要請
		1 水産関係施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者及び関係団体等に対する協力要請 2 水産食品の調達に係る関係団体等に対する協力要請
		衣料、寝具、その他の生活必需品及び食料等の調達に係る商工団体等に対する協力要請
		観光班 他の市町村等からの応援部隊等の宿泊施設の確保
都市整備部	第1建設班	土木施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
	第2建設班	都市施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
	第3建設班	住宅の応急修理に要する資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
上下水道部	施設班	1 給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車、運搬車等の資機材の調達に係る業者等に対する協力要請 2 上水道施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
教育部	第1教育班	学用品等の調達に係る業者等に対する協力要請
協力班	協力班	他の市町村等からの応援部隊等の受入場所の設置及び運営

第3 実施要領

1 県内市町村の相互協力

- (1) 県内の市町村は、地震、津波等による大規模災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

[資料編 1-3-10-1 : 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定]

[資料編 1-3-10-2 : 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目]

(2) 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて応援要請を行う

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、八幡平市、零石町、葛巻町、岩手町、滝沢市、紫波町、矢巾町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畠村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町	一関市	釜石市
胆江	奥州市、金ヶ崎町	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市	奥州市
両磐	一関市、平泉町	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市	奥州市

(3) 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。

ア 人的支援及び斡旋

- ① 救助及び応急復旧等に必要な要員
- ② 避難所の運営支援に必要な要員
- ③ 支援物資の管理等に必要な要員
- ④ 行政機能の補完に必要な要員
- ⑤ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

イ 物的支援及び斡旋

- ① 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- ② 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

ウ 施設又は業務の提供及び斡旋

- ① ヘリコプターによる情報収集等
- ② 傷病者の受け入れのための医療機関
- ③ 被災者を一時収容するための施設
- ④ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- ⑤ 仮設住宅用地
- ⑥ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

エ その他特に要請のあったもの

(4) 被災市町村は、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、応援調整市町村に対し文書を提出する。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示する。

ア 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

イ 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容

ウ 職種及び人数

エ 応援区域又は場所及びそれに至る経路

オ 応援期間（見込みを含む。）

カ その他特に必要と認める事項

- (5) 応援調整市町村は、被災市町村から応援要請を受けた場合は、他の市町村及び県本部と連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図る。
- (6) 市本部長は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、あらかじめ、県内市町村及び県外の遠隔の市町村等と相互応援協定を締結するよう努める。

2 県に対する応援要請

- (1) 市本部長は、大規模災害時において、県内市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、危機管理監に県本部長に対する応援要請を指示する。
- (2) 危機管理監は、県本部宮古地方支部長を通じて、県本部長に対する応援要請を行う。

なお、応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後日文書を提出する。

- | | |
|---|--------------------------|
| ア | 被害の種類及び状況 |
| イ | 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等 |
| ウ | 応援を希望する職種別人員 |
| エ | 応援場所及び応援場所への経路 |
| オ | 応援の期間 |
| カ | その他参考事項 |

3 団体等との協力

- (1) 防災関係機関の長は、市本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は他の防災関係機関等からの応援のあっせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後日文書を提出する。

- | | |
|---|--------------------------|
| ア | 被害の種類及び状況 |
| イ | 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等 |
| ウ | 応援を希望する職種別人員 |
| エ | 応援場所及び応援場所への経路 |
| オ | 応援の期間 |
| カ | その他参考事項 |

- (2) 市本部及び各防災関係機関は、応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、相互に協力する。
- (3) 市本部及び各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

4 関係機関及び民間企業等との協力体制の整備

市本部の各班長及び各防災関係機関の長は、あらかじめ、その所管事務に関係する機関及び民間企業等と応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

5 消防活動に係る相互協力

- (1) 大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村における消防隊の派遣による相互応援については、第8節「消防活動計画」に定めるところによる。
- (2) 県本部長は、大規模災害においてヘリコプターの応援が必要と認める場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市に対して、応援を要請する。

6 他市町村等からの応援部隊等の受入れ

- (1) 協力班長は、他の市町村等からの応援部隊等の受入場所を設置し、その運営に当たる。
- (2) 観光班長は、他の市町村等からの応援部隊等に係る宿泊施設の確保を図る。

7 経費の負担方法

- (1) 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。
- (2) 防災関係機関等が市本部に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

第11節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、県内における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県本部長等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- 市本部長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣が決定された場合は、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図る。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	市の区域の災害に係る自衛隊災害派遣の依頼
県本部長	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
第二管区海上保安本部 (宮古海上保安署)	県域の海難救助に係る自衛隊災害派遣要請
東京空港事務所 仙台空港事務所	県域の航空機の搜索救難に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	県本部長等の要請に基づく災害派遣

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	自衛隊に対する災害派遣要請
総務企画部	協力班	災害派遣部隊の集結場所の設置及びその運営
各部	各班	所管する災害応急対策活動に係る災害派遣部隊との連絡調整

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区分	災害派遣の基準
要請派遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時機を失すると認められる場合
近傍派遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら、災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢(019)688-4311 内線 230	駐屯地当直司令 滝沢(019)688-4311 内線 490
海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀(046)822-3500 内線 2222
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 2353	SOC当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する作業等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内容	市計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第5節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第15節
遭難者等の搜索救助活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。	第3章第15節 第3章第22節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	第3章第9節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第8節
道路又は航路の啓開	道路若しくは航路が損壊し、又は障害物若しくは災害廃棄物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第21節
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第3章第16節 第3章第20節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第7節
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	第3章第17節 第3章第18節

救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第17節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第28節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第4節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

① 市本部長及びその他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員、装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に、口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。この場合において、市本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

- ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

② 市本部長は、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、市本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。

③ 市本部長及びその他の防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続に準じて、県知事に変更の手続を申し出る。

④ 市本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。

⑤ 市本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

⑥ 自衛隊に対する災害派遣にかかる要請系統は、別図のとおりである。

(2) 撤収の要請

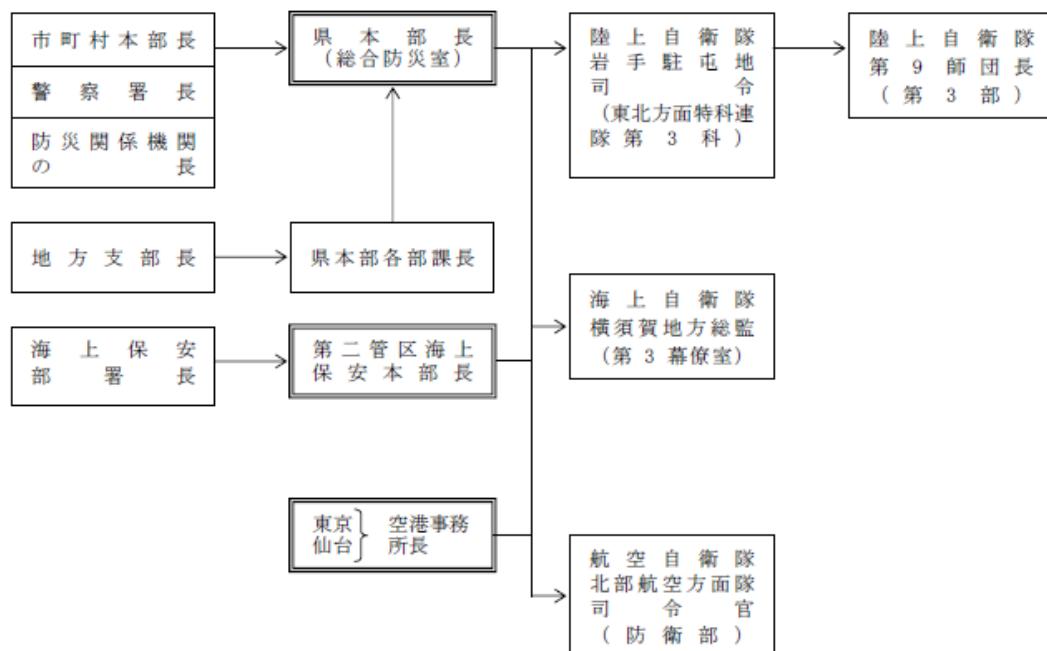
市本部長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。

(3) 市本部における災害派遣要請の決定

- ① 市本部の各班長は、所管する事務について自衛隊の災害派遣が必要と認められる場合は、その旨を市本部長に報告し、その要否の決定を受ける。
- ② 市本部長は、自衛隊の災害派遣が必要と認める場合は、危機管理監に自衛隊に対する災害派遣要請を指示する。
- ③ 協力班長は、自衛隊が災害派遣部隊を出動させた場合は、速やかに、災害派遣部隊の集結場所を設置し、その運営に当たる。

別図

〔要請系統〕



注) 1 は災害派遣要請権者、() は主管部課等を示す。

2 市町村本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 市本部長及びその他の防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
 - ① 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。

- ② 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
- ③ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。
- ④ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- | |
|---|
| ア 災害情報の収集及び交換 |
| イ 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整 |
| ウ 市等の保有する資機材等の準備状況 |
| エ 自衛隊の能力、作業状況 |
| オ 他の災害復旧機関等との競合防止 |
| カ 関係市町村相互間における作業の優先順位 |
| キ 宿泊及び経費分担要領 |
| ク 撤収の時期及び方法 |

- (2) 市本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

① 事前の準備

- ア ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- イ ヘリポート及び災害現場の位置の確認のため、「岩手県航空防災マップ」を使用する。
- ウ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- エ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

② 受入れ時の準備

- ア 空港には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- イ ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
- ウ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
- エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- オ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- カ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

- (1) 指定部隊等の長(陸上自衛隊岩手駐屯地司令等。以下同じ。)は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。
- (2) この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、県知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (3) 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。
 - ① 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
 - ② 県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき
 - ③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
 - ④ その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた市及びその他の防災関係機関が負担する。
 - ① 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
 - ② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む。)及び入浴料
 - ③ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費
 - ④ 有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第12節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの受入体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る宮古市社会福祉協議会との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部及び岩手県社会福祉協議会との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入れに係る関係機関との連絡調整
日本赤十字社 岩手県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社宮古地区等との連絡調整 2 防災ボランティア活動に係る県との連絡調整
岩手県社会福祉 協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に係る宮古市社会福祉協議会との連絡調整 2 防災ボランティア活動に係る県との連絡調整 3 県内の防災ボランティア関係団体との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入れに係る関係団体との連絡調整
宮古市社会福祉 協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に係る市との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整 3 「小地域（見守り）ネットワーク形成事業」による災害時要援護者の支援
その他のボラン ティア団体（職 域、職能等）等	防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部、岩手県社会福祉協議会、宮古市社会福祉協議会との連絡調整

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	自主防災組織等との連絡調整

市民生活部	衛生生活班	1 町内会等との連絡調整 2 女性団体等との連絡調整
保健福祉部	第1援護班	防災ボランティアの登録、受入れに係ること（宮古市社会福祉協議会）
産業振興部	観光班	防災ボランティアの受入れに係る宿泊施設の確保
都市整備部	第3建設班	応急危険度判定士の防災ボランティア活動に係る連絡調整
教育部	第2教育班	社会教育関係団体との連絡調整
協力部	協力班	防災ボランティアの受入場所の設置及びその運営

第3 実施要領

1 防災ボランティアの受入体制の整備

市本部の各班長は、あらかじめ、想定する被災状況に応じ、次の事項を定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。

保健福祉部担当班長

- ア 防災ボランティアの受付場所
- イ 防災ボランティアに提供する情報
- ウ 防災ボランティアに提供する装備、資機材
- エ 防災ボランティアとの連絡調整の方法
- オ 宮古市社会福祉協議会との連絡調整の方法
- カ その他必要な事項

産業振興部担当班長

防災ボランティアの宿泊する施設

協力班長

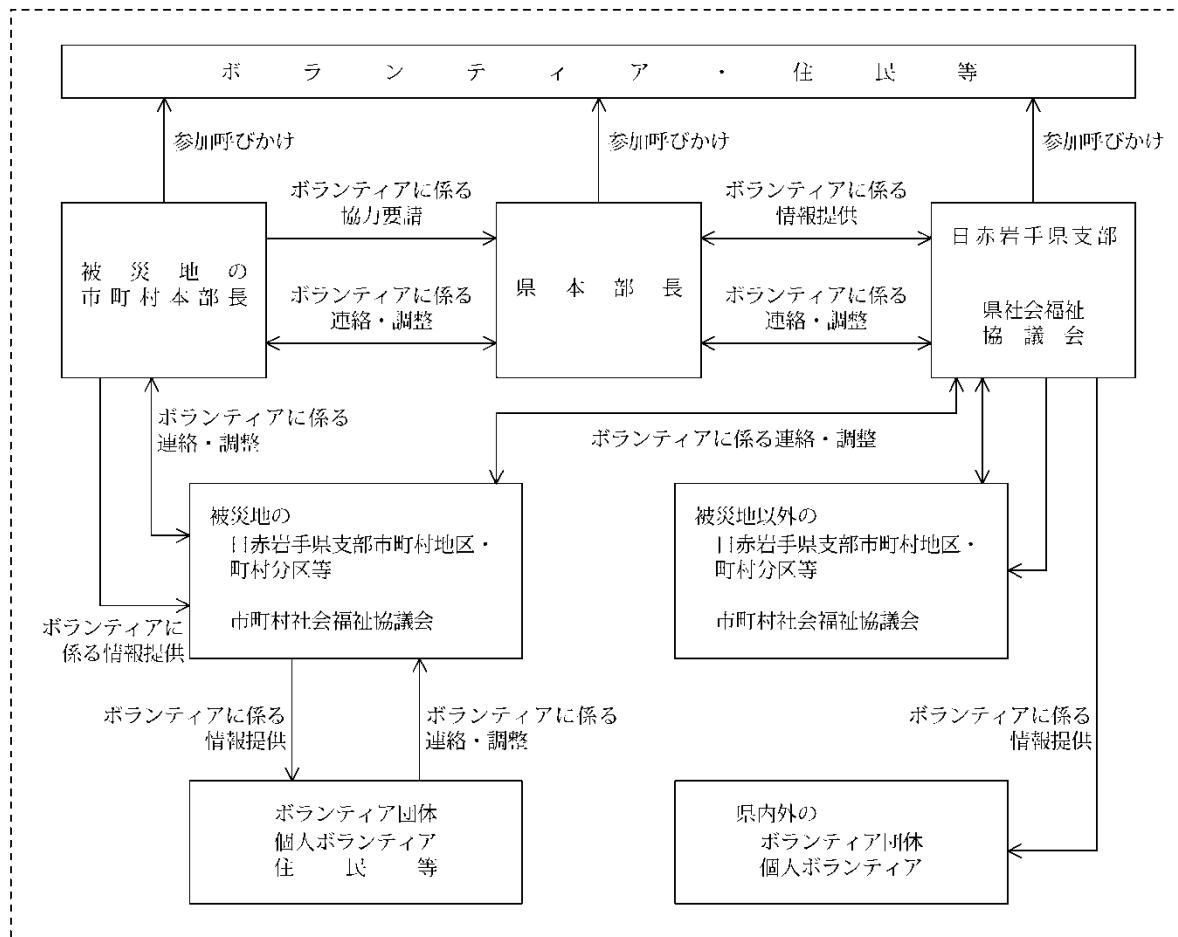
防災ボランティアの活動拠点

2 防災ボランティアに対する協力要請

- (1) 市本部長は、被災地域における防災ボランティアのニーズを把握する。
- (2) 市本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、宮古市社会福祉協議会と連携して、防災ボランティア登録者に對して協力を要請する。
- (3) 市本部長は、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提出し、広く参加を呼びかける。

- ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等
- イ 防災ボランティアの集合日時及び場所
- ウ 防災ボランティアの活動拠点
- エ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
- オ その他必要な事項

防災ボランティア活動に係る連絡調整図（岩手県）



3 防災ボランティアの受入れ

- (1) 市本部長は、市社会福祉協議会、被災地入りしているN P O・N G O・ボランティア等及びN P O等との連携を図るとともに、災害中間支援団体（N P O・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。
- (2) 県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- (3) 市本部長は、市社会福祉協議会と連携して、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項について周知する。

- ア 防災ボランティア活動の内容
- イ 防災ボランティア活動の期間及び活動区域
- ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名
- エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
- オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
- カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- キ その他必要な事項

(4) 宮古市災害ボランティアセンターは、宮古市総合福祉センター1階（宮古市小山田二丁目9番20号）に設置するものとする。

4 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- ・ 炊き出し
- ・ 清掃
- ・ 後片付け
- ・ 安否確認、調査活動
- ・ 入浴サービス
- ・ 募金活動
- ・ 介助
- ・ 避難所の運営
- ・ 給食サービス
- ・ 理容サービス
- ・ 話し相手
- ・ 引っ越し
- ・ 物資仕分け
- ・ 洗濯サービス
- ・ シート張り
- ・ 負傷者の移送
- ・ 物資搬送
- ・ 移送サービス
- ・ その他、応急危険度判定、医療、無線の専門的知識、技術を活かした活動

第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

市は、災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受け入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
県本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受付
社会福祉法人岩手県共同募金会宮古市分会	義援金の募集及び受付

(市本部の担当)

部	班	担当業務
総務部	出納班	義援金の出納及び保管
企画部	第2庶務班	1 義援物資及び義援金の受付情報の周知 2 海外からの支援の受入れに係る連絡調整
市民生活部	衛生生活班	1 義援物資及び義援金の受け付け及び配分 2 義援物資の集積場所の設置及び運営

第3 実施要領

1 義援物資及び義援金の受け付け及び配分

(1) 義援物資の受け付けおよび配分

- ① 市本部長は、市本部に送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。
- ② 衛生生活班長は、被災者等が必要としている物資の需要量を品目ごとに算出し、受け入れを希望する物資を把握の上、その内容を市本部長に報告する。
- ③ 市本部長は、衛生生活班長から報告された内容について、県本部長に報告するとともに、報道機関を通じて公表する必要があると認める場合は、第2庶務班長に報道機関に対する報道要請を指示する。

- ④ 衛生生活班長は、あらかじめ義援物資の受付窓口及び集積場所を公共施設等の中から選定する。
 - ⑤ 衛生生活班長は、義援物資の保管にあたっては、保管期間、場所、数量等に応じて、警備員を配置するなど事故防止の措置をとる。
 - ⑥ 衛生生活班長は、被災者に対する義援物資の配分にあたっては、その被災状況等を勘案し、適正な配分に留意する。
 - ⑦ 県本部及び日本赤十字社岩手県支部から市本部に引き渡された義援物資についても、市本部で直接受け付けたものと同様の取り扱いにより、市本部において被災者に配分する。
- (2) 義援金の受け付けおよび配分
- ① 衛生生活班長は、市本部に送付された義援金を受付ける。
 - ② 衛生生活班長は、出納班長に受け付けた義援金の保管を依頼する。
 - ③ 出納班長は、被災者に配分するまでの間、義援金を適切に保管する。
 - ④ 市本部長は、義援金配分委員会に諮り、被災者に対する義援金の配分を決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。
 - ⑤ 県本部及び日本赤十字社岩手県支部から市本部に引き渡された義援金についても、市本部で直接受け付けたものと同様の取り扱いにより、市本部において被災者に配分する。

2 海外からの支援の受入れ

- (1) 第2庶務班長は、県本部等から、海外からの支援受け入れの連絡があった場合は、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その内容を市本部長に報告する。
- (2) 市本部長は、海外からの支援の受入れが必要であると認める場合は、第2庶務班長にその受入れを指示する。
- (3) 第2庶務班長は、海外からの支援活動が円滑に実施できるよう、県本部と連携し、その受け入れ態勢を整備する。

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 県本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市本部長に委任する。
- 3 県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	1 避難所の供与 2 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 死体の搜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県本部長	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

(市本部の担当)

部	班	担当業務
保健福祉部	第1援護班	法に基づく救助に係る手続事務全般

第3 実施要領

1 法の適用基準

法による救助は、原則として同一原因による災害によって市の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 市内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下、本節中「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

- ア 市の区域内の被害世帯が 80 世帯以上であるとき。
 イ 県の区域内の被害世帯が 1,500 世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が 40 世帯以上であるとき。
 ウ 県の区域内の被害世帯が 7,000 世帯以上の場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
 エ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合。

注) 被害世帯数は、次により算定する。

- ① 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって 1 被害世帯とする。
 ② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となつた世帯は、3 世帯をもって 1 被害世帯とする。
 ③ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用方針」（内閣府）によるものとする。
- (2) 災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、被害世帯が多数である場合

- 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合

- ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2 法適用の手続

- (1) 市本部長は、市内における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちに、その旨を宮古地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。
- (2) 法の適用基準となる被害世帯数については、第5節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に情報提供する。

3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第15節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第19節「応急仮設住宅等の供与及び応急修理計画」
炊き出しその他による 食品の給与	第17節「食料・生活必需品等供給計画」
飲料水の供給	第18節「給水計画」
被服、寝具その他生必 需品の給与又は貸与	第17節「食料・生活必需品等供給計画」
医療	第16節「医療・保健計画」
助産	第16節「医療・保健計画」
被災者の救出	第15節「避難・救出計画」
被災した住宅応急修理	第19節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の供与	第24節「文教対策計画」
埋葬	第22節「行方不明者の捜索及び遺体の処理計画」
遺体の捜索	
遺体の処理	
障害物の除去	第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等 雇上費	第23節「応急対策要員確保計画」

第4 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、資料編1-3-14-1のとおりである。

〔資料編1-3-14-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等〕

第15節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 市は、災害発生時において、市民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ効率的・効果的に防災活動を行うことを目的に、市の定めた「避難情報等の発令基準及び災害時行動計画」に基づき、高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保の指示を行う。
- 市は、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保（以下、本節中「避難指示等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 市及び救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 市は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。
- 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による被害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の危機の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

第2 実施機関

1 避難指示等

実施機関	担当業務
市本部長	必要と認める地域の必要とみとめる住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条〕
第二管区海上保安本部 (宮古海上保安署)	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示〔災害対策基本法第61条〕

陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置 [自衛隊法第94条] 2 災害派遣要請に基づく避難の援助
-----------------	--

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
市本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 [災害対策基本法第63条]
県本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 [災害対策基本法第63条、第73条]
第二管区海上保安本部 (宮古海上保安署)	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 [災害対策基本法第63条]
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔市本部長（市本部長の委任を受けてその職務を行う市本部員を含む。）、警察官又は海上保安官がいない場合 [災害対策基本法第63条]〕

3 救出

実施機関	担当業務
市本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
県本部長	救出に係る消防機関及び自衛隊に対する派遣要請等
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく救出

4 指定避難所の設置及び運営

実施機関	担当業務
市本部長	指定避難所の設置及び運営
県本部長	県有施設に係る避難所における市町村への協力

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	1 避難のための立退き指示 2 警戒区域の設定 3 県及び他の市町村等に対する応援要請 4 自衛隊に対する災害派遣要請
	(消防班)	生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、救出
市民生活部	第2援護班	指定避難所の設置及び運営の統括
保健福祉部	第1援護班	災害救助法に基づく救助に係る手続事務 医療班
都市整備部	第1建設班	救出に係る重機等の確保
教育部	第1教育班	指定避難所の開設及び運営の協力（所管する小・中学校に開設するものに限る。）

第2教育班	指定避難所の開設及び運営の協力（所管する社会教育施設・社会体育施設に開設するものに限る。）
避難所運営班	避難所の設置及び運営

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の実施及び報告

- ① 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に選定し、時期を失すことなく避難指示等を行う。
- ② 市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、市民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。
- ③ 市本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立ち退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。
- ④ 市は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めるができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。
- ⑤ 市は、避難指示等の対象地域等について、県その他の関係機関に助言を求めることができる。
- ⑥ 市長は、台風等、災害の発生が予想される場合に、県が設置する、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チム」で検討した避難指示等の発令を判断するための情報や助言内容の伝達を受ける。
- ⑦ 市は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難情報、特に避難指示の発令と日中の避難完了に努める。
- ⑧ 市本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- ⑨ 実施責任者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- ⑩ 市は、県その他の防災関係機関に、避難指示等の解除について助言を求めることができる。

(2) 避難指示等の内容

発令者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	カ 避難先
イ 避難指示等の日時	オ 避難対象者及び とするべき行動	キ 避難経路
ウ 避難指示等の理由		ク その他必要な事項

(3) 避難指示等の周知

① 市民等への周知

- ア 市は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、市民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。
- イ 実施責任者は、避難指示等の内容を、防災行政無線をはじめ、ラジオ、テレビ、ラジオ（コミュニティーFMを含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、市民等への周知徹底を図る。
- また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。
- ウ 実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。
- エ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した、とるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- オ 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者・障がい者・外国人・乳幼児・妊娠婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
- カ 観光客、外国人等の市外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- キ 遠地地震による津波発生等の緊急を要しない場合は、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。
- ク 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容					備 考
	鐘 音	サイレン				
火 災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 △	2秒 △	3秒 △	2秒 △	3秒 △
水 災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 △	2秒 △	3秒 △	2秒 △	3秒 △

② 関係機関相互の連絡

発令者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(報告又は通知事項)

ア 避難指示等を行った者	エ 避難先
イ 避難対象地域	オ 避難指示等の発令時刻
ウ 避難指示等の理由	カ 避難者数

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法
市長	県知事	災害対策基本法第60条第4項
水防管理者	宮古警察署長	水防法第29条
警察官、海上保安官	市長	災害対策基本法第61条第3項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(4) 避難の方法

- ① 住民は、各種災害の発生等により、市本部長から避難指示等が出された場合は、直ちに付近の高台又は資料1-3-15-1に定める避難場所に避難する。
- ② 避難の手段は、原則として徒歩とする。
- ③ 車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- ④ 自転車、原動機付自転車、自動二輪車等については、道路の混乱を大幅に助長するものではなく、迅速な避難や車両渋滞の緩和につながることから、避難の手段として奨励する。
- ⑤ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした、一定の地域、事業所単位ごとに、予め定めた避難計画に基づき、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5) 避難の誘導

- ① 市民は、自らの避難場所、避難所を知っておくこととし、避難経路を定めておかなければならない。
- ② 市本部長は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に、自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮し、また、外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、適切な対応を実施する。これと同時に、災害時要援護者が自ら、避難場所、避難所、避難経路の把握に努めるものとする。
- ③ 消防団、自主防災組織、施設又は事業所の自衛消防組織等は、あらかじめ定めた避難計画及び市本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。

- ④ 市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。
- ⑤ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
 - ア 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の児童、生徒、患者、入所者等の避難
 - イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難
- ⑥ 危機管理監は、避難者の誘導、輸送等に当たって、自衛隊の援助が必要と認められる場合は、その旨を市本部長に報告する。
- ⑦ 市本部長は、自衛隊の援助が必要と認められる場合は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請を行う。

(6) 避難者の確認等

市本部員、消防団員、民生委員等は、それぞれが連携・分担しながら、避難所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。なお、あらかじめ、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり、他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

① 避難場所、避難所

- ア 避難した住民等の確認
- イ 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

② 避難対象地域

- ア 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
- イ 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(7) 避難経路の確保

避難場所に通じる道路には、誘導標識等を設置するとともに、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、冬期においては除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるなど、安全性を確保する。

(8) 避難に関する広報活動

市本部長は、次の事項及び防災意識の啓発について、あらゆる機会を通じて常に住民等に対し周知徹底を図る。

- | | |
|--------------|--------|
| ア 避難指示等の伝達方法 | ウ 避難所等 |
| イ 避難の方法 | |

(9) 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の避難計画

- ① 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を策定する。

② 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携をとり、災害に対処する体制を常に確立し、居住者、勤務者に周知させるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行わせるように措置する。

(10) 避難支援従事者の安全確保

市本部長は、あらかじめ定めた避難計画、活動マニュアル等に従い、避難支援従事者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

① 市本部長及び警察官、海上保安官、自衛官等の警戒区域の設定権者（以下、本節中「設定権者」という。）は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 警戒区域設定を行った者	エ 警戒区域設定の地域
イ 警戒区域設定の日時	オ その他必要な事項
ウ 警戒区域設定の理由	

② 設定権者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

① 市民等への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、防災行政無線をはじめ、ラジオ、テレビ、ラジオ（コミュニティーFMを含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、市民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等により現地に警戒区域を明示する。

② 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(報告又は通知事項)

ア 警戒区域設定を行った者	ウ 警戒区域設定の発令時刻
イ 警戒区域設定の理由	エ 警戒区域設定の地域

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市本部長	県本部長	災害対策基本法第63条第1項
警察官、海上保安官	市本部長	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	市本部長	災害対策基本法第63条第3項

県本部長	市本部長	災害対策基本法施行令第30条第3項
------	------	-------------------

3 救出

(1) 救出班の編成

- ① 市本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。
- ② 市本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その捜索、救出及び収容にあたらせるため、消防班・消防団を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。
- ③ 市本部長は、万全な救出・救助体制を取るため、消防班については、可能な限り救出活動に専念できる環境を整えるものとする。
- ④ 市本部長は、災害の規模、状況等から、市本部の救出班だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、近隣市町村若しくは県本部長に対して応援を要請し、又は県本部長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

(2) 救出の実施

- ① 捜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- ② 捜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。
- ③ 市本部長は、宮古地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て、救出用資機材及び工事用重機等を調達する。
- ④ 市本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。

(3) 救出したときの措置

- ① 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
- ② 救出班は、遺体を発見した場合は、第22節「行方不明者の捜索及び遺体の処理計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法が適用された場合の救出

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

4 指定避難所の設置、運営

市本部長は、指定避難所の開設・運営に万全を期すため、避難所運営班を中心とする全庁を挙げた人員配備体制を整備するとともに、避難者や住民組織による自主的な避難所運営をめざして、「宮古市避難所開設・運営マニュアル」を刷新した。

マニュアルでは、「発災時初動期」には住民組織を中心とする開設担当と市職員の避難所運営班第1班とが協力して指定避難所開設にあたり、その後、避難所運営委員会を立ち上げ避難者が避難所運営を担う方式を打ち出している。

指定避難所の開設・運営は、マニュアルに従い次のとおり行う。

(1) 指定避難所の設置

- ① 市本部長は、あらかじめ、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地区ごとに避難所を指定する。
 - ア 災害に対し安全な場所にあり、また、建物にあっては、災害に強いものであること。
 - イ 避難者が、速やかに避難できる場所にあること。
 - ウ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。
 - エ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。
- ② 災害時の指定避難所は、資料1-3-15-1のとおりである。
- ③ 市本部長は、「宮古市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難者・住民と職員（避難所運営班）の協働により、指定避難所の開設・運営を行う。
- ④ 避難所等の指定に当たっては、次の事項について関係地区住民に周知を図るものとする。
 - ア 地区の範囲
 - イ 想定される危険の範囲
 - ウ 避難所、避難場所の種別
 - エ 避難所等に至る経路（避難経路）
 - オ 避難指示の伝達方法
 - カ 避難所等にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
 - キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の制限等）
- ⑤ 市本部長は、指定避難所における給水、給食及び暖房が確保できるよう、当該設備、器具の調達方法を定める。
- ⑥ 市本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- ⑦ 市本部長は、指定避難所を設置した場合は、食料、水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等避難生活に必要な物資等を調達する。

なお、設置に際しては、新型インフルエンザウイルス感染症等の対策用品として、非接触型体温計、手指用消毒液や簡易間仕切り等を備える。

また、ソーシャルディスタンスに配慮し、発熱等がある避難者に対しては、他の避難者等との接触を避けるとともに、直ちに、市本部長に報告すること。

- ⑧ 市本部長は、市が設置する指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により指定避難所の確保に努める。
- ア 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて指定避難所を設置する。
- イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。
- ウ 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- ⑨ 市本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。
- ア 開設日時及び場所
- イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数
- ウ 開設期間の見込み
- ⑩ 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区分	対象者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、家庭の来訪者など、現実に被害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難指示等をした場合の避難者 イ 避難指示等はしないが、緊急に避難することが必要である者

- ⑪ 市本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。
- ⑫ 市本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。

(2) 指定避難所の運営

- ① 市本部長は、あらかじめ、避難所として指定した施設の管理者と協議を行い、次に掲げる事項を定める。
- ア 管理責任者
- イ 職員の動員体制及び事務分担
- ウ 災害対策本部及び各避難所との連絡手段

- エ 食料、生活必需品等の物資の調達方法
- オ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法
- カ 医療機関との連携方法

- ② 市本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。
- ③ 市本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、避難者に対し安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- ④ 市本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- ⑤ 市本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等が一部の避難所に偏ることのないよう、調整を行う。
- ⑥ 指定避難所の運営においては、避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、避難者の自治組織による運営を主体とすることを基本とし、市本部長は、必要な援助を行う。
- ⑦ 市本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。
 - ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、避難者の自治組織の育成
 - イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
 - ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
 - エ ホームヘルパー等による介護の実施
 - オ 保健衛生の確保
 - カ 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
 - キ 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（LGBT等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮

ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

- ⑧ 市本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ⑨ 市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努めるとともに、ペット同行・同伴避難所として、グリーピア三陸みやこを指定する。
- ⑩ 市本部長は、学校を避難所として使用する場合には、教育の支障となるよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- ⑪ その他、詳細事項については、「宮古市避難所開設・運営マニュアル」によるものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の避難所設置

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

(4) 帰宅困難者対策

- ① 市本部長は、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが困難になった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。
- ② 市本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受け入りが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所として一時的にイーストピア宮古（市民交流センター）での避難の受け入れを行う。

5 避難所以外の在宅避難者に対する支援

市本部長は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

市本部長は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等を、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(1) 在宅避難者等の把握

市本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を市本部長に提供する。

(2) 在宅避難者等に対する支援

市本部長は、在宅避難者等に対して物資の支給を行う。在宅被災者等に対する物資の支給は、原則として、在宅避難者等がいる集落に設置された避難所において行うものとする。

市本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

市本部長は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市本部長は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

6 市民等に対する情報等の提供体制

- (1) 市本部長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- (2) 市本部長は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者等からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られないよう個人情報の管理を徹底する。

- (4) 市本部長は、広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

7 広域避難

(1) 県内広域避難

- ① 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市本部長（以下、この項において「協議元市本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受け入れを協議する。
- ② 協議元市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ③ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ④ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- ⑤ 協議元市本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑥ 市本部長は、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を県本部長に求めることができる。
- ⑦ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、他の市町村長との協議ができるないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法 第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他 の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他 の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法 第86条の8第6項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第2項

	県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 协議先市町村長 2 协議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法 第86条の8第7項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の8第4項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第1項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議元市本部長	災害対策基本法 第86条の8第5項
		受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の8第8項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第1項

(2) 県外広域避難

- ① 県外広域避難の必要があると認める市本部長（以下、本号中「協議元市本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- ② 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適當と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- ③ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ④ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- ⑤ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。
- ⑥ 県本部長及び協議元市本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

⑦ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第9項
	県外広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第12項
協議元市本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第10項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第4項
	県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第11項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第4項

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

① 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受け入れの協議があったときは、受け入れに関する

る県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

- ② 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ③ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- ④ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が	災害対策基本法第86条の9第6項、
		必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
協議先市町村長	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

8 広域一時滞在

（1）県内広域一時滞在

- ① 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市本部長（以下、この項において「協議元市本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- ② 協議元市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

- ③ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ④ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- ⑤ 協議元市本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑥ 市本部長は、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を県本部長に求めることができる。
- ⑦ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法 第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法 第86条の8第6項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第2項
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法 第86条の8第7項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方	災害対策基本法

	行政機関の長その他の防災関係機関等の長	第86条の8第4項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第1項
	協議元市本部長	災害対策基本法 第86条の8第5項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	災害対策基本法 第86条の8第8項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

- ① 県外広域一時滞在の必要があると認める市本部長（以下、本号中「協議元市本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- ② 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- ③ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ④ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- ⑤ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。
- ⑥ 県本部長及び協議元市本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑦ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第3項

協議元市本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第9項
	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第12項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ

- ① 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受け入れの協議があったときは、受け入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受け入れについて協議すべき市町村を決定し、受け入れを協議する。
- ② 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ③ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- ④ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法 第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法 第86条の9第13項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が	災害対策基本法 第86条の9第6項、
		必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法施行規則 第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法 第86条の9第7項
協議先市町村長	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第14項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制
県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

〔資料編 1-3-15-1：避難場所及び避難所〕
〔資料編 1-3-15-2：消防団担当区域表〕

第16節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム(以下、本節中「岩手DMAT」という。)、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。

県は、岩手D M A T 等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院の防災能力の向上を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手D P A T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者的心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 必要に応じて、県本部長に対し、ヘリコプターによる傷病者の搬送を依頼する。
- 7 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 8 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援要請を行う。
- 9 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。
- 10 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 他の医療機関に対する応援要請
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療施設の確保 3 県立病院に係る岩手D M A T の編成、派遣 4 被災地における医療活動（岩手D M A T によるものを含む。以下同じ）の統括調整及び支援 5 県立病院に係る医療救護班の編成、派遣

	6 精神科医療機関に係る岩手D P A T の編成、派遣 7 他の医療機関に対する応援要請
独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ	独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ各病院に係る医療救護活動に関すること。
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく医療救護班の編成及び派遣
日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院に係る岩手 DMAT 及び医療救護班の編成及び派遣
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院に係る岩手D M A T の編成、派遣
岩手県済生会	済生会病院に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県医師会 (一社)宮古医師会	医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県歯科医師会 宮古歯科医師会	歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県歯科衛生士会	避難所等における口腔ケア及び歯科医師の補助
(一社)岩手県獣医師会 (一社)岩手県獣医師会宮古市会	避難所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援
(一社)岩手県薬剤師会 宮古薬剤師会	医療救護活動における薬剤師の派遣、医薬品の供給・管理
(公社)岩手県栄養士会	健康管理活動における栄養士の派遣
(公社)岩手県看護協会	医療救護活動及び保健衛生活動における看護師等の派遣
全国健康保険協会岩手支部	各種保険金の給付・被災医療機関の診療報酬の特例措置の実施

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	1 県及び他の市町村等に対する応援要請 2 自衛隊に対する災害派遣要請
市民生活部	衛生生活班	被災した愛玩動物の救護対策にかかる岩手県宮古地方支部保健医療班との連絡調整
保健福祉部	第1援護班	1 災害救助法に基づく救助に係る手続事務
	医療班	1 医療、助産及び保健活動の総括 2 医療機関及び医療関係者の動員 3 医薬品、衛生材料及び医療器材の確保 4 医療救護班の要請 5 救護所の設置 6 医療施設等の被害調査 7 傷病者の搬送

第3 初動医療体制

1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師会班の編成

- (1) 市本部長は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、(一社)宮古医師会に医療救護の要請を行う。

- (2) (一社)宮古医師会は、市本部長の要請を受けて医療救護活動を行うときは、「宮古医師会災害医療救助隊設置要綱」に基づき、あらかじめ「医療救護班」を編成し活動する。
- (3) 災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、あらかじめ、(一社)岩手県歯科医師会は、「歯科医療救護班」を編成する。
- (4) 災害時における調剤、服薬指導を実施するため、あらかじめ、(一社)岩手県薬剤師会は、「県薬剤師会班」を編成する。
- (5) 市本部長は、災害の規模、状況等から、市本部独自では医療救護活動の実施が困難又は不十分であると認める場合は、第10節「相互応援協力計画」及び第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県及び他の市町村等に対する応援要請並びに自衛隊に対する災害派遣要請を行う。

2 現場医療救護所及び救護所の設置

市本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

ア 避難場所	イ 避難所	ウ 医療施設
--------	-------	--------

3 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師会班及びDMA Tの活動

(1) 医療救護班の活動

- ① 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。
- ② 医療救護班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア 傷病者に対する応急措置
 - イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 救護所及び避難所における巡回医療の支援
 - エ 被災地の病院の医療支援
 - オ 助産救護力 死亡の確認
 - キ 遺体の検案及びその後の処置
- ③ 医療活動の実施に当たっては、DMA T及び保健活動班と連携を図る。
- ④ 医療班は、関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。
- ⑤ 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言をおこなうものとする。

(2) DMA Tの活動

- ① D M A Tは、主に現場医療救護所及び診療機能が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な医療活動を実施する。
- ② D M A Tは、おおむね次の業務を行う。
- ア 現場救護所等で行う傷病者等のトリアージ及び応急的な医療（現場活動）
 - イ 被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援
 - ウ 被災地での搬送又は被災地外への広域搬送における応急的な医療（航空搬送拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（S C U）」という。）におけるものを含む。）（搬送）
 - エ 県災害対策本部内に設置するD M A T県調整本部等における被災地域内のD M A Tに対する指揮、防災関係機関との調整等（本部活動）
 - オ D M A T県調整本部等における統括D M A Tの支援、病院支援、情報収集等の活動（ロジスティック）
 - ※ ステージングケアユニット（S C U）とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設をいう。
- ③ 災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、捜索班、現地災害対策本部、消防・自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図る。
- ④ 後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、消防・自衛隊等の防災関係機関と連携を図る。
- ⑤ 岩手D M A Tは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動が終了するときは、医療救護班に必要な引継ぎを行う。

（3）歯科医療救護班の活動

- ① 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。
- ② 歯科医療救護班は、次の業務を行う。
 - ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
 - イ 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - ウ その他必要とされる措置

（4）県薬剤師会班の活動

県薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。

- ① 傷病者等に対する調剤、服薬指導
- ② 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- ③ その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

4 岩手D P A Tの活動

- (1) 岩手D P A Tは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施する。
- (2) 岩手D P A Tは、次の業務を行う。
 - ア 情報収集とアセスメント
 - イ 精神科医療機能に対する支援
 - ウ 住民及び支援者に対する支援
 - エ 精神保健に係る普及啓発
 - オ 活動実績の登録
 - カ 活動情報の引継ぎ
- (3) 県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- (4) 精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接な連携をとりながら活動を行う。

5 医薬品及び医療資機材の調達

- (1) 市本部長は、医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）を調達する。
- (2) 市本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、宮古支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

第4 後方医療活動

1 災害拠点病院の活用

県本部長が指定する災害拠点病院は次のとおりとなっており、救護所等において対応できない多数の重症患者が発生した場合等に活用する。

[県本部長が指定する災害拠点病院]

区分	病院名
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院
地域災害拠点病院	県立宮古病院

- (1) 被災地内の災害拠点病院は、参集拠点病院に指定された場合には、拠点本部の設置及び岩手D M A Tの受け入れに協力するものとする。
- (2) 参集拠点病院に指定された災害拠点病院は、拠点本部と連携しながら、被災地の医療活動を統括調整する。
- (3) 災害拠点病院が被災地内にある場合など傷病者の受け入れが困難な場合には、他の地域災害拠点病院へ広域搬送を行うなど状況に応じた対応ができるよう、災害拠点病院間で連携を図るものとする。

2 医療機関の防災能力の向上

- (1) 医療機関は、災害時においても、医療施設の機能を維持し、空床の利用や収容能力の臨時の拡大等により、傷病者の収容を行うよう努める。
- (2) 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- (3) 医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。

3 災害拠点病院以外の医療機関の活動

- (1) 被災地内の医療機関は、患者及び職員の安全を確保し、二次災害の防止を図る。
- (2) 被災地内の医療機関は、傷病者に対しトリアージを実施し、傷病の程度に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて後方医療機関への搬送手続の実施、又は自ら収容等の対応を図る。
- (3) 被災地内の医療機関は、当該保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、可能な限り傷病者の受け入れ、手術・処置等の治療及び入院措置等に努める。
- (4) 被災し診療不能となった医療機関については、医師会等を通じ、救護所において医療救護班として医療活動を実施するよう努める。
- (5) 被災地外の医療機関は、当該二次保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、被災地から搬送された傷病者の受け入れ、治療に努める。
- (6) 被災地外の医療機関は、医師会等を通じ、協定に基づく医療救護班を被災地に派遣する。

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

- (1) 被災地内の災害拠点病院、DMA T及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療施設への搬送の要否を判断する。
- (2) 岩手DMA T及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、市本部長、県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。
- (3) 傷病者の搬送は、原則として岩手DMA T又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、市本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- (4) 傷病者搬送の要請を受けた市本部長、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先医療機関の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。
- (5) 市本部長は、必要に応じて、第10節「相互応援協力計画」、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」及び第32節「防災ヘリコプター応援要請計画」に定めるところにより、県本部長等の応援を得てヘリコプターを手配し、傷病者の搬送を行う。

2 傷病者の搬送体制の整備

- (1) 市本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。
- (2) 危機管理監は、あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペース等を考慮しヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- (3) 市本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、県広域・災害・救急医療情報システムを活用し、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第6 個別疾患への対応体制

市本部長は、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、県本部長の応援を得て、人工透析及び難病等に対処するために必要な医薬品等の確保及び情報収集を行う。

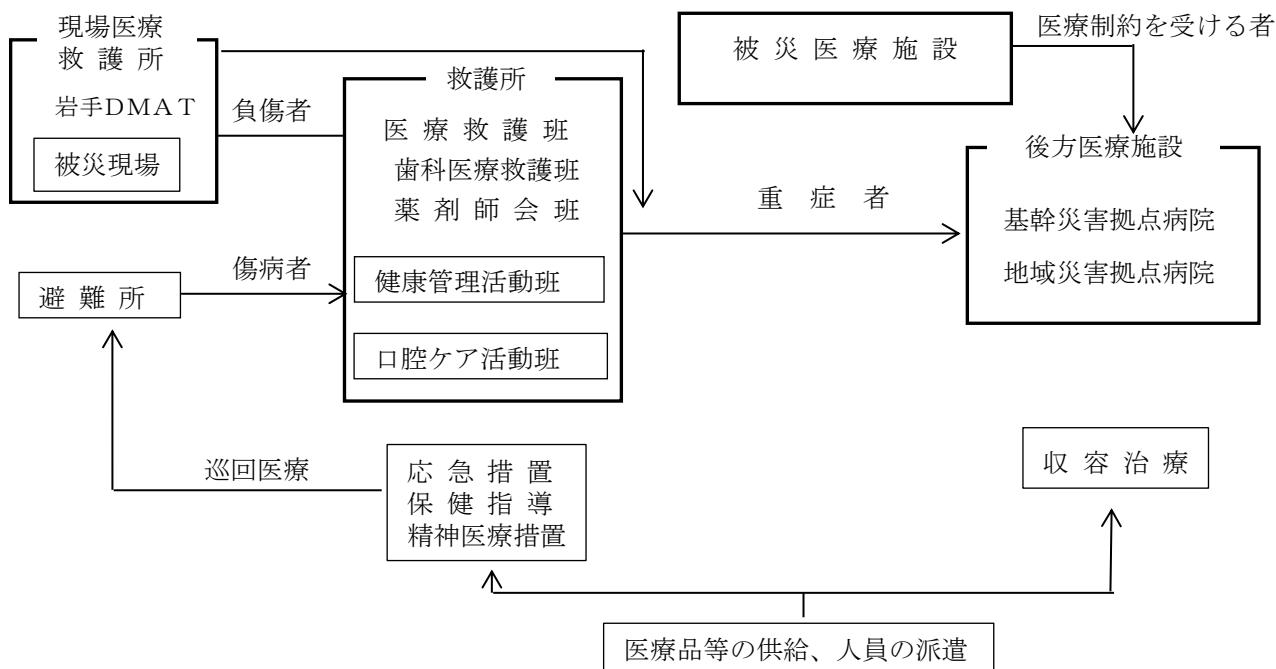
第7 健康管理活動の実施

- 1 市本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、「健康管理活動班」を編成し、保健活動を行う。
- 2 健康管理活動班の編成基準は、次のとおりとする。
保健師1名以上、栄養士1名
- 3 健康管理活動班は、医療救護班と連携して健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地域及び避難所を巡回して健康管理活動を行う。
- 4 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。
 - (1) 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
 - (2) 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
 - (3) 被災者に対する保健サービスについての連絡調整
 - (4) 県本部長は、歯科医療救護班の活動終了後に、被災地の口腔の健康維持を図るため、(一社)岩手県歯科医師会の協力を得て、口腔ケア活動班を編成し、被災地の避難所及び応急仮設住宅を巡回して口腔ケアの歯科保健活動を図る。
 - (5) 口腔ケア活動班は、おおむね、次の活動を行う。
 - ア 被災者に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア
 - イ 被災者に対する歯科健康教育
 - ウ その他必要とされる歯科保健活動
- 5 市本部長は、災害の規模、状況から、市本部のみでは保健活動が困難であると認めたときは、県本部長に対し、保健活動班の派遣を要請する。

第8 災害救助法が適用された場合の医療、助産

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

災害時における医療・精神医療・健康管理活動の流れ（県イメージ）



注) 健康管理活動班は、医務救護班と連携して活動するが、健康相談は状況に応じて開設するものとし、必ずしも救護所とは同一の場所とは限らない。

第9 愛玩動物の救護対策

市本部長は、県本部長と連携し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

- (1) 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
- (2) 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
- (3) 飼い主とともに避難した動物の飼養について、県本部長と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
- (4) 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

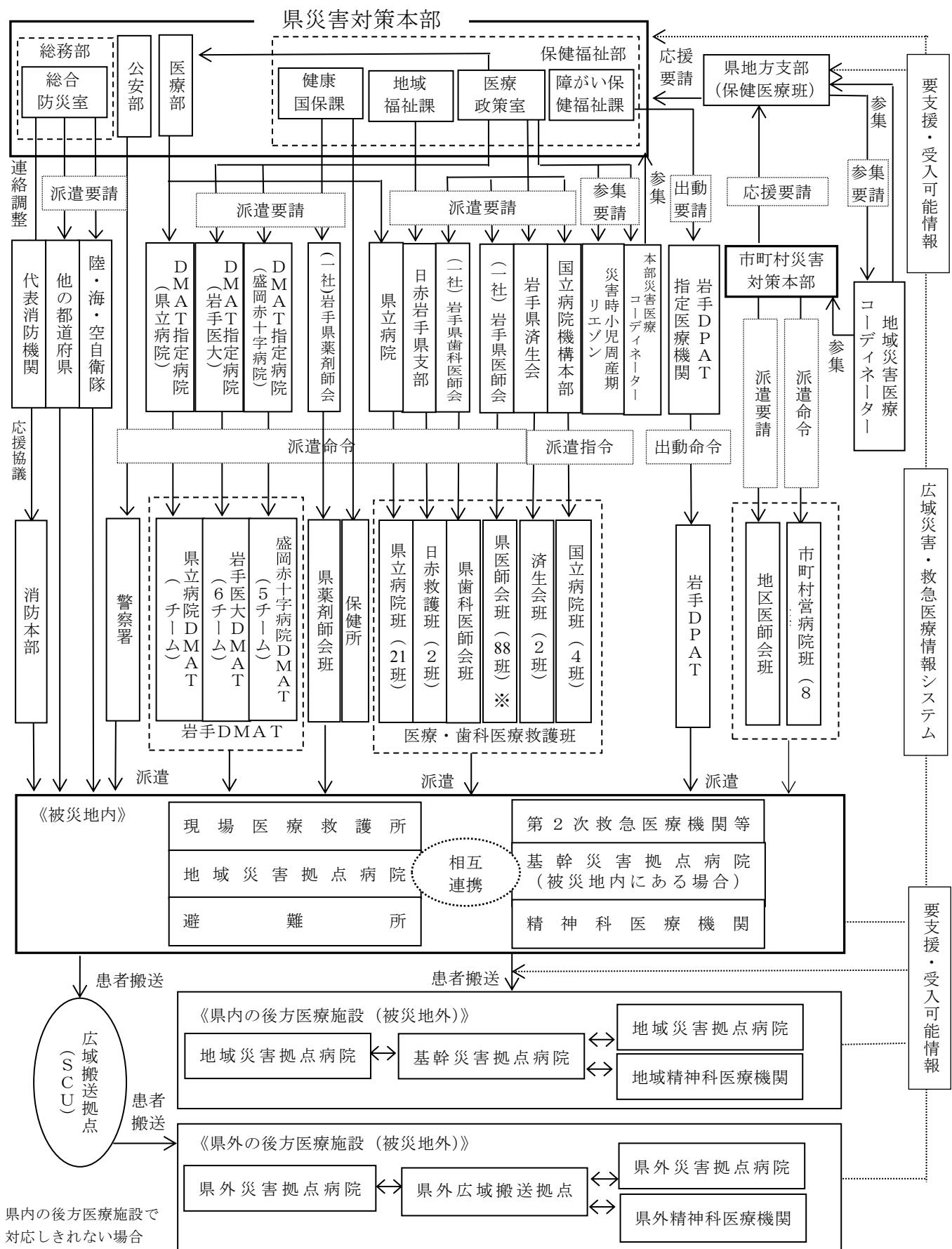
〔資料編 1-3-16-1：災害時の医療救護活動に関する協定書〕

〔資料編 1-3-16-2：宮古医師会災害医療救助隊設置要領〕

〔資料編 1-3-16-3：災害救助法を適用した場合の医療及び助産救助〕

〔資料編 1-3-16-4：医薬品等調達関係団体連絡先一覧表〕

医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図



※地区医師会班と重複

第17節 食料・生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られるよう体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 市及び防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施
県本部長	市に対する物資の調達及びあっせん
東北経済産業局	物資の確保
東北農政局	応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく炊出し
日本赤十字社 岩手県支部	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	1 県及び他の市町村等に対する応援要請 2 自衛隊に対する災害派遣要請及び、保有物資の無償貸付又は譲渡要請
総務部	財政班	物資の輸送用車両の確保
市民生活部	衛生生活班	1 物資の調達及び支給 2 炊出しの手配及び給食
保健福祉部	第1援護班	災害救助法に基づく物資の給与に係る手続事務
産業振興部	農林班	1 米穀の調達に係る東北農政局岩手県拠点等に対する応援要請 2 農産副食物の調達に係る関係団体等に対する協力要請 3 畜産副食物の調達に係る関係団体等に対する協力要請 4 木炭の調達に係る関係団体等に対する協力要請
	水産班	水産食品の調達に係る関係団体等に対する協力要請
	産業支援班	物資の調達に係る商工団体等に対する協力要請
教育部	第1教育班	1 避難所における物資の需要にかかる連絡調整（所管する小学校及び中学校に開設するものに限る。） 2 炊き出しの実施（学校給食センター）

	第2教育班	避難所における物資の需給に係る連絡調整（所管する社会教育施設及び社会体育施設に開設するものに限る。）
--	-------	--

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

- ① 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- ② 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- ③ 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- ④ 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- ⑤ 被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせのない者
- ⑥ 在宅、社会福祉施設等の高齢者、障がい者等で、食料の供給を必要とする者
- ⑦ 旅館やホテルの宿泊者、家庭の来訪者、列車の旅客等で、食料の持参又は調達のできない者（東日本旅客鉄道株式会社等において、必要な食料の給与を行う場合を除く。）
- ⑧ 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの

2 物資の種類

- (1) 支給物資は、おおむね、次のとおりとする。

物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。

（供給食料の種類）

区分	供給食料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等 （※ 副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖 等

（1人当たりの米穀支給量）

区分	支給基準数量
被災者	1食当たり 精米 200 グラム以内
災害救助従事者	1食当たり 精米換算 300 グラム以内
応急供給受配者	1日当たり 精米 400 グラム以内

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服 等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団 等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘 等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具 等
食器	はし、茶わん、皿 等
日用品	女性用品、石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート 等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス 等

- (2) 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- (3) 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- (4) 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

3 物資の確保

- (1) 市本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者、自主防災組織等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を隨時把握する。
- (2) 各避難所で要する支給物資の品目及び数量は、避難所運営班が把握し、これを衛生生活班が集約する。
- (3) 市本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
- (4) 衛生生活班は、業者等からの調達に当たって、必要と認める場合は、物資の調達に係る商工団体等に対する協力要請を産業振興部各班長に依頼する。
- (5) 衛生生活班長は、産業振興部各班長と連携し、物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。
- (6) 衛生生活班長は、必要な物資を確保できない場合は、その旨を市本部長に報告する。
- (7) 衛生生活班長は、必要に応じて、第1教育班長に対して炊き出しを依頼する。
- (8) 衛生生活班長及び第1教育班長は、必要な炊き出し又は食料の確保ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。
- (9) 市本部長は、市本部独自では物資を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、インターネット、報道機関等を通じて、市民等から

の支援物資の提供を呼びかける。その際、被災者のニーズの変化に配慮し、必要物資の内容を随時更新する。なお、被災者のニーズと合致しない場合において、受け入れを控える場合があることを合わせて伝達する。

- (10) 市本部長は、市本部独自では物資を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
- (11) 県及び他の市町村等に対する応援要請にあっては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請にあっては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより行う。なお、食料及び炊き出しの要請に当たっては、次の事項を明示する。

区分	明示事項
食料及び給食原材料等の調達又はあっせん要請	品目、数量、送付期日、場所、その他参考事項
炊出し要員等の応援要請	人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項

4 物資の輸送及び保管

- (1) 物資の集積地は、新里トレーニングセンター及び各福祉センターとすることを基本とし、被害の状況に応じて、公共施設、広場、公園等の中から、物資の地域内輸送拠点及び集積地を選定する。
- (2) 物資の集積地の管理運営は、衛生生活班が行う。衛生生活班は、選定された物資の集積地に基づき、物資の受入れ・集積・仕分け体制を、ボランティア等の協力に基づき確立する。
- (3) 物資の受入れ及び集積は、可能な限り選定された物資の集積地に一本化する。
- (4) 県本部長に調達又はあっせんを要請した物資は、第7節「交通確保・輸送計画」に定めるところにより、市本部長が行うものとし、県本部の輸送拠点で引き渡しを受ける。
- (5) 業者等に輸送を依頼した物資は、市本部の輸送拠点で引き渡しを受ける。
- (6) 市本部長は、市本部のみでは物資の輸送が困難であると認めたときは、県本部長に対し、次により物資の輸送を要請する。
 - ① 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合は、航空機輸送とする。
 - ② 物資の引渡しは、「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。
- (7) 市本部長は、物資の保管に当たっては、保管期間、場所、数量等に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

- (1) 原則として、物資は支給することとし、市本部長が指定したものに限り、貸与する。
- (2) 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、避難者、在宅避難者とも、原則として避難所において支給する。
- (3) 物資の支給においては、各避難所の責任者、自主防災組織、ボランティア等の協力に基づき行うものとし、市民が不公平感を持たないよう、十分分配慮する。
- (4) 炊き出しへは、既設の給食施設又は仮設の給食施設を使用し、自ら行い、又は委託して行う。なお、仕出し業者に委託する場合においては、基準数量等を明示する。

6 物資の需給調整

- (1) 市本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給するべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。
- (2) 市本部長は、物資の需要量を、支給する品目ごとに算定するとともに、各関係業者・団体及び他の市町村等からの物資の供給量を取りまとめの上、需給バランスの均衡を図り、必要とされる物資が間断なく支給されるよう努める。

7 災害救助法が適用された場合の物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

第18節 給水計画

第1 基本方針

1 災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	1 飲料水の供給 2 生活の用に供される水の供給
県本部長	市本部長が行う給水に対する協力、指示
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	1 県及び他の市町村等に対する応援要請 2 自衛隊に対する災害派遣要請
市民生活部	第2援護班	1 避難所における飲料水の需給に係る連絡調整の総括
保健福祉部	第1援護班	1 災害救助法に基づく飲料水の供給に係る手続事務
上下水道部	施設班	1 飲料水の需給に係る総括 2 水源の確保及び給水の実施 3 水道の使用に係る広報 4 応急給水用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
教育部	第1教育班	避難所における飲料水の需給に係る連絡調整（所管する小学校及び中学校に開設するものに限る）
	第2教育班	避難所における飲料水の需給に係る連絡調整（所管する社会教育施設及び社会体育施設に開設するものに限る）

第3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

市本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

市本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

- ① 給水業務
- ② 飲料水の水質検査
- ③ 汚染水の使用禁止・停止・制限

(3) 応援の要請

市本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出了た場合は、次の事項を明示し、宮古地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

市本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

市本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認のうえ受領し、保管する。

(2) 応援の要請

市本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、宮古地方支部保健医療班長又は福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期限	エ その他参考事項

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- ① 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2mg/リットル以上になるよう消毒する。
- ② 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2mg/リットル以上に確保する。
- ③ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域における給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

- ① 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
 - ② 浄水基地から直接給水を受けることができない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、船艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。
- (4) 医療施設等への優先的給水
- ① 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。
 - ② 上水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

- (1) 水道事業者は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。
 - ① 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
 - ② 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
 - ③ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- (2) 水道事業者は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。
 - ① 施設の破損、漏水等に係る応急復旧を行う。
 - ② 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達成することができると認めるときは、使用範囲の制限を行う。
 - ③ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに、市本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

5 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 給水に係る応援要請
 - ① 担当長は、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができない場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、その旨を市本部長に報告する。
 - ② 市本部長は、市本部独自では被災者に対する給水の実施が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
 - ③ 県及び他の市町村等に対する応援要請にあっては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請に

あつては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより行う。

なお、要請に当たつては、次の事項を明示する。

ア 水道被害の状況 (施設の破損、水道水の汚染状況)	エ 職種別応援要員数 オ 必要とする資材の種類、数量
イ 給水対象地域	カ 応援を要する期間
ウ 給水対象世帯・人員	キ その他参考事項

(2) 応急給水用資機材の確保に係る応援の要請

- ① 水道班は、必要な応急給水用資機材の確保ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。
- ② 市本部長は、市本部独自では応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
- ③ 県及び他の市町村等に対する応援要請にあつては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請にあつては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより行う。

なお、要請に当たつては、次の事項を明示する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量 イ 使用期間	ウ 運搬先 エ その他参考事項
----------------------------	--------------------

6 災害救助法が適用された場合の飲料水の供給

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 被災建物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。
- 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長 (救助実施市)	応急仮設住宅の供与・管理運営及び活用可能な民間住宅の情報提供、公営住宅等の入居あっせん

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	県及び他の市町村等に対する応援要請
企画部	第2庶務班	被災者に対する住宅情報の広報
市民生活部	第2援護班	被災住宅の応急修理等に係る相談の受付及び対応
保健福祉部	第1援護班	災害救助法に基づく救助に係る手続事務
都市整備部	第3建設班	1 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 2 応急仮設住宅等への入居申請 3 公営住宅等の入居あっせん 4 被災住宅の危険度判定 5 被災建築物の応急危険度判定 6 県本部長が行う応急仮設住宅の供与に対する協力 7 県本部長が行う建築物の応急危険度判定に対する協力 8 被災住宅の応急修理の供与対象者の調査及び選考 9 被災住宅の応急修理に係る設計、施工、管理 10 被災住宅の応急修理に要する資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
産業振興部	農林班	被災宅地の応急修理に要する木材の調達に係る関係団体等に対する協力要請

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、住家が全壊、全焼又は流失し、仮住宅がなく、又は借家等の借上げができないなど居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者に対して、県本部長が行う。

(2) 供与対象者の調査及び報告

① 第3建設班長は、調査班長が収集した住家被害情報に基づき、市内の住宅被害状況等を調査し、市本部長に報告する。

② 市本部長は、第3建設班長からの報告に基づき、住宅の被害確定の日から5日以内に、次の事項を県本部長に報告する。

ア 被害状況

イ 被災地における住民の動向及び市本部の住宅に関する要望事項

ウ 市本部で実施した住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ 供与対象者における要配慮者の有無及びニーズ

オ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

① 市本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。

② 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

③ 敷地は、災害に対して安全で、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

④ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

⑤ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の建設

① 市本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の建設に協力する。

(5) 応急仮設住宅の入居

① 市本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の入居者の選定に協力する。

② 市本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

③ 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から原則2年以内である。

④ 市本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の管理に協力する。

(6) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅の応急修理は、住家が半壊、半焼又は一部流失し当面の日常生活を営むことができない世帯、自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、市本部長が行う。

(2) 供与対象者の調査及び選考

① 第3建設班長は、調査班長が収集した住家被害情報に基づき、次の事項を調査し、市本部長に報告する。

ア 被害状況

イ 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項

ウ 住宅に関する緊急措置の実施状況及び予定

エ その他住宅の応急対策上必要な事項

② 市本部長は、第3建設班長からの報告に基づき、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者を選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居所、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 修理期間

① 修理期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とする。

② 市本部長は、1ヶ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に申請し、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは期間を延長する。

(5) 応急修理の実施

① 住宅の応急修理は、第3建設班が行い、又は業者に委託して行う。

なお、業者に応急修理を委託する場合は、修理の範囲、期間等を明示する。

② 第3建設班長は、市本部及び請負業者に手持ち資機材がない場合又はその調達が困難と認める場合は、種別ごとにその所要量を算出し、管財担当班長にその調達を依頼する。

③ 財政班長、第3建設班長及び農林班長は、住宅の応急修理に要する資機材の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時ににおける供給協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

- ④ 財政班長及び第3建設班長は、必要な応急修理の実施又は資機材の確保ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。
- ⑤ 市本部長は、市本部独自では被災住宅に対する応急修理の実施若しくは応急修理に要する資機材の確保が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対して応援要請を行う。
- ⑥ 県及び他の市町村等に対する応援要請は、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより行う。
- (6) 災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理
災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

3 公営住宅への入居のあっせん

- (1) 市本部長は、県本部長の協力を得て、公営住宅への入居資格を有する者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する市営住宅への入居について、速やかに手続を行う。
また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用された場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。
- (2) 公営住宅への入居のあっせんに当たっては、要配慮者の入居を優先する。
- (3) 市本部長は、県本部長の協力を得て、県営住宅及び他の市町村営住宅等の入居状況に係る情報を収集する。
- (4) 第3建設班は、必要な公営住宅等の確保ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。
- (5) 市本部長は、市本部独自では被災者にあっせんする公営住宅等の確保が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対して応援要請を行う。
- (6) 県及び他の市町村等に対する応援要請は、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより行う。

4 被災者に対する住宅情報の提供

第3建設班長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報の周知等を図るため相談窓口を設置するとともに、第6節「広報広聴計画」に定めるところにより、広報班長及び第2援護班長と連携し、被災者に対する広報広聴活動を実施する。

5 被災建築物の応急危険度判定

第3建設班長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するために県本部長が実施する建築物の応急危険度判定が円滑に実施されるよう、次の措置を講じる。

- ① 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定

- ② 地図の提供
 - ③ その他応急危険度判定活動に要する資機材の提供
- (1) 応急危険度判定士の派遣要請
- ① 第3建設班長は、建築物が広範囲に被災したことによる二次被害を防止するため、被災建築物の危険度判定を行う必要があると認められる場合は、その旨を市本部長に報告する。
 - ② 市本部長は、応急危険度判定士による判定が必要と認められる場合は、県に対して応急危険度判定士の派遣要請を行う。
 - ③ 県に対する派遣要請は、第10節「相互応援協力計画」に定めるところによる。
- (2) 応急危険度判定士の業務
- ① 応急危険度判定士は、次により被災建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。
 - ア 「応急危険度判定活動マニュアル」に基づき、建築物ごと調査票に記入し、判定を行う。
 - イ 建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定する。
 - ウ 判定結果は、当該建築物の見易い場所（入口、外壁等）に判定ステッカーを表示する。
- | 区分 | 表示方法 |
|-----|--------|
| 危険 | 赤紙を貼る。 |
| 要注意 | 黄紙を貼る。 |
| 調査済 | 緑紙を貼る。 |
- (3) 市本部長の措置
- 市本部長は、被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。
- ① 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。
 - ② 実施本部は、以下の業務にあたる。
 - ア 被災建築物に係る被害情報の収集
 - イ 判定実施計画の作成
 - ウ 応急危険度判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
 - エ 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
 - オ 判定結果に対する市民等からの相談への対応
 - カ その他判定資機材の配布
- (4) 応急危険度判定士養成への協力
- 市本部長は、県本部長が実施する応急危険度判定士の養成に対して協力する。

6 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

- ① 第2建設班長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次被害を防止するため、被災宅地の危険度判定を行う必要があると認められる場合は、その旨を市本部長に報告する。
- ② 市本部長は、被災宅地危険度判定士による判定が必要と認められる場合は、県に対して被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。
- ③ 県に対する派遣要請は、第10節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ① 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
- ② 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- ③ 判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

(3) 市本部長の措置

市本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ① 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。
- ② 実施本部は、以下の業務にあたる。
 - ア 宅地に係る被害情報の収集
 - イ 判定実施計画の作成
 - ウ 被災宅地危険度判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
 - エ 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
 - オ 判定結果に対する市民等からの相談への対応
 - カ その他判定資機材の配布

(4) 被災宅地危険度判定士養成への協力

市本部長は、県本部長が実施する被災宅地危険度判定士の養成に対して協力する。

〔資料編 1-3-19-1：仮設住宅建設仕様書〕

第20節 感染症予防計画

第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	県本部長の指示、指導に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県本部長	1 市本部長に対する感染症予防上必要な指示、指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	1 県及び他の市町村等に対する応援要請 2 自衛隊に対する災害派遣要請
市民生活部	衛生生活班	1 被災地の清掃及び廃棄物の処理等に係る総括 2 消毒班の編成
保健福祉部	医療班	1 感染症予防及び対策の実施に係る総括 2 感染症の発生の状況及び動向の把握 3 感染症予防用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請 4 感染症予防班の編成 5 疫学調査への協力

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

市本部長は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区分	人員	備考
衛生技術者	1名	
事務職員	1名	
作業員	3名	医師を含めた場合は、医療班を兼務して編成できる。

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

市本部長は、県本部長の指示に基づき、「疫学調査協力班」を編成し、県本部の「疫学調査班」に協力する。

班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区分	人員	備考
看護師又は保健師	1名	感染症予防班を兼務して編成できる。
助手	1名	

(3) 感染症予防班

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、県本部長から指示があったときは、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

2 感染症予防用資機材の調達

- (1) 市本部長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。
- (2) 市本部長は、必要な防疫用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

- (1) 市本部長は、感染症予防班、市内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。
- (2) 市本部長は、第6節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方
法により感染症に関する広報を実施する。
 - ① 疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
 - ② 感染症予防班を通じて被災者個々に行う広報

4 感染症予防活動の実施

市本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、県本部長の指示、指導に基づき、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる感染症予防活動を実施する。

特に、災害が激甚な地域に対しては、県本部又は、宮古地方支部保健医療班が行う措置に協力する。

- ① 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除（同法第28条）
- ③ 生活の用に供される水の供給（同法第31条）
- ④ 臨時予防接種（予防接種法第6条）

5 実施方法

- (1) 疫学調査及び健康診断

市本部長は、疫学調査協力班に県本部の疫学調査班が実施する疫学調査及び健康診断に対する協力を行わせる。

(2) 清潔方法

市本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

(3) 消毒方法

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について消毒班による消毒を実施する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところにより、消毒班によるねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(5) 生活の用に供される水の供給

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、県本部長が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止したときは、第18節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

(6) 臨時予防接種

市本部長は、感染症予防上必要があると認めた場合は、対象者の範囲及び期日を指定して、臨時予防接種を実施し、これができない場合は県本部長にその実施を求める。

(7) 患者等に対する措置

県本部長は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。市本部長は、これに協力する。

- ① 患者輸送車、トラック、船艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。
- ② 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。
- ③ 止むを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(8) 避難所における感染症予防活動

市本部長は、県本部の感染症予防班及び疫学調査班等の協力を得て、次の方法により避難所における感染症予防について指導等を行う。

- ① 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。

- ② 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。
 - ③ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。
 - ④ 飲料水等については、消毒班又は宮古地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。
- (9) 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請
- ① 市本部長は、必要な消毒その他の措置の実施ができない場合は、その旨を県本部長に報告する。
 - ② 市本部長は、市本部独自では被災地における感染症予防活動の実施若しくは感染症予防用資機材の調達が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
 - ③ 県及び他の市町村等に対する応援要請にあっては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請にあっては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより行う。

第21節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の市町村等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾、漁港等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関

1 廃棄物処理及びし尿処理

実施機関	担当業務
市本部長	廃棄物の処理、し尿の処理及び清掃全般
県本部長	市本部長が行う廃棄物の処理、し尿の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

(市本部の担当)

部	班	担当業務
市民生活部	衛生生活班	廃棄物の処理、し尿の処理及び清掃全般
宮古地区広域行政組合		廃棄物の処理、し尿の処理及び清掃全般

2 障害物除去

実施機関	担当業務
市本部長	ア 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 イ 緊急輸送の確保、航路の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部長	ア 市本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 イ 県が管理する道路、河川、港湾等関係施設に係る障害物の除去
宮古海上保安署	ア 航路障害物の除去指導・協力 イ 流出した危険物等の回収指導・協力
三陸国道事務所	所管する道路等関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	ア 応急公用負担等に係る総括 イ 県及び他の市町村等に対する応援要請 ウ 自衛隊に対する災害派遣要請 エ 災害救助法に基づく救助に係る手続事務
市民生活部	衛生生活班	ア 廃棄物の処理、し尿の処理及び清掃に係る総括 イ 廃棄物収集運搬用資機材及びし尿処理用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請 ウ 障害物の臨時集積場所の確保 エ 臨時集積場所の確保に係る応急公用負担の職権の行使
都市整備部	第1建設班 第2建設班	ア 市が管理する道路、河川及び橋梁関係施設に係る障害物の除去 イ 応急措置の実施に障害となっている工作物等の除去等の職権の行使 ウ 障害物除去用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
	第3建設班	ア 住宅に係る障害物の除去 イ 応急措置の実施に障害となっている工作物等の除去等の職権の行使 ウ 障害物除去用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
産業振興部	水産班	ア 市が管理する漁港関係施設に係る障害物の除去 イ 応急措置の実施に障害となっている工作物等の除去等の職権の行使 ウ 障害物除去用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

- ① 市本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。
- ② 市本部長は、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。
- ③ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

ア 医療施設 イ 社会福祉施設 ウ 避難所

- ④ 市本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区分	処理内容
第1次対策	ア 家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。

第2次対策	臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、第一次対策が終了後、最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第二次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

- (5) 市本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。
- (6) 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。
- (7) 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。
- (2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保
- ① 市本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。
- ② 市本部長は、廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、宮古地区広域行政組合と協議し、県本部長に受け入れ施設の把握及び調整を依頼し、受け入れ可能な廃棄物処理施設（市町村又は組合）にその処理を依頼する。
- ③ 市本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、宮古地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区分	明示事項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

- (3) 臨時ごみ集積所の確保
- ① 市本部長は、最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、臨時ごみ集積所を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。
- ② ごみの臨時集積所は別表1のとおりである。
- ③ 別表1の臨時集積所が使用できない場合は、別に指定する。
- (4) 臨時ごみ集積所等の衛生保持

市本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、廃棄物の臨時ごみ集積所及び最終処分地の清潔保持に努める。

(5) 住民等への協力要請

- ① 市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

② 市本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

- ① 市本部長は、被災地域においてし尿処理が困難な世帯数等を把握する。
- ② 市本部長は、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- ③ し尿処理は、次の施設を優先して行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

- ④ 市本部長は、避難所等における環境衛生の確保を図るため、仮設トイレ又は簡易トイレを設置し、関係機関との連携を図り、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

- ① 市本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- ② 市本部長は、し尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、宮古地区広域行政組合と協議し、県本部長に受け入れ施設の把握及び調整を依頼し、受け入れ可能なし尿処理施設（市町村又は組合）にその処理を依頼する。
- ③ 市本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、宮古地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区分	明示事項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

- ① 市本部長及び道路、河川、漁港の管理者（以下本節中「道路等の管理者」という。）は、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- ② 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物

イ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物

ウ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物

エ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

③ 市本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

ア 市本部長は、住居関係障害物については、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。

イ 市本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

ウ 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

エ 市本部長及び漁港管理者は、その所管する漁港の障害物の状況を把握の上、関係漁業協同組合等と連携を図り、協力して障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

市本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

① 市本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、宮古地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

② 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市本部長に対して、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

① 市本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

② 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して、選定する。

ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

③ 市本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

① 市本部長及び道路等の管理者は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。

ア 臨時集積場所

イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所

ウ 埋立予定地

② 市本部長及び道路等の管理者は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。

③ 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
市本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同法施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官、海上保安官	災害対策基本法第64条第8項、第9項及び同法施行令第25条から27条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

別表1

区分	予定場所
臨時ごみ集積所	閉伊川スポーツ公園左岸
臨時廃棄物集積所	

4 建築物等の解体等による石綿の飛散防止

① 市本部長は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じ、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

② 建築物等への被害があり、アスベスト等の有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、環境省、県及び市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措

置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

〔資料編 1-3-21-1：災害救助法を適用した場合の障害物の除去基準〕

第22節 行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	ア 行方不明者、遺体の搜索に対する協力 イ 遺体収容所の確保及び遺体の処理 ウ 身元不明の遺体の一時安置 エ 遺体の埋葬
県本部長	ア 行方不明者の搜索、遺体の検視 イ 災害救助法適用時における死体の搜索、処理、埋葬の最終処理
宮古海上保安署	海上における行方不明者の搜索、遺体の検視
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
日本赤十字社 岩手県支部	災害救助法の適用時における死体の処理及び埋葬に関する協力
(一社)岩手県医師会 (一社)宮古医師会 (一社)岩手県歯科医師会 宮古歯科医師会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	ア 県及び他の市町村等に対する応援要請 イ 自衛隊に対する災害派遣要請 ウ 災害救助法に基づく救助に係る手続事務
	消防班	県本部長等が行う行方不明者及び遺体の搜索に対する協力
市民生活部	衛生生 活班	ア 遺体収容所の設置 イ 遺体の埋葬 ウ 遺体の検査及び処理に関する協力
保健福祉部	医療班	ア (一社)宮古医師会等に対する応援要請 イ 遺体処理用資機材等の調達に係る業者等に対する協力要請

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

市本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、宮古警察署長又は宮古海上保安署長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を宮古地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

- ① 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等
 - ② 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数
- (2) 市本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。
- (3) 市本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。
- (4) 搜索の実施
- ① 消防班長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員等により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。
 - ② 消防班長は、必要に応じて、自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。
 - ③ 消防班長は、必要に応じて、宮古警察署長又は宮古海上保安署長に対して、巡視船、航空機等による広域的な搜索の実施を要請する。
 - ④ 搜索班員、警察官及び海上保安官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMA T又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
 - ⑤ 搜索班員、警察官及び海上保安官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
 - ア 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官又は海上保安官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
 - イ 遺体を発見し、又は市民から発見の通報を受けたときは、警察官又は海上保安官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

2 遺体の収容

- (1) 遺体の収容は、搜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。
 - ① 異常遺体に関する検視 ② 医師の検案 ③ 遺体請書の徵収
- (2) 市本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- (3) 遺体収容所を設置するときは、千徳地区体育館を第一候補とし、災害の状況に応じて次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。

- ① 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
 - ② 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
 - ③ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
 - ④ 遺体の数に相応する施設であること。
 - ⑤ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。
- (4) 市本部長は、あらかじめ、遺留物の管理・保管及び公開方法について定めるものとする。

3 身元不明遺体への対応

市本部長は、身元不明遺体の身元確認のため、次に掲げる対応を行う。

- (1) 警察、宮古医師会等の協力に基づく、DNA鑑定等資料の保管・管理。
- (2) 宮古歯科医師会等の協力に基づく、歯科医師による検屍体制の確立及び実施。

4 遺体の処理

- (1) 市本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- (2) 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、市において調達する。
- (3) 市本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、宮古地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

5 遺体の埋葬

市本部長は、次に掲げる場合において、遺体の埋葬を行う。

- (1) 家族等による遺体の埋葬が困難な場合
 - (2) 遺体の埋葬を行う家族等がいない場合又は不明な場合
 - (3) 遺体の埋葬は、おおむね、次の方法により行う。
 - ① 身元が判明している遺体の埋葬を先に行い、その後、身元不明の遺体の埋葬を行う。
 - ② 身元が判明している遺体については、原則として火葬するものとする。
 - ③ 身元不明の遺体については、原則として土葬とするものとする。
- (4) 市本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、宮古地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。
- (5) 市本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、宮古地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、

災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

6 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 担当班長は、行方不明者等の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬の実施若しくは遺体処理用資機材の調達ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。
- (2) 市本部長は、市本部独自では行方不明者等の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬の実施若しくは遺体処理用資機材の調達が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
- (3) 県及び他の市町村等に対する応援要請にあっては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請にあっては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより行う

7 災害救助法が適用された場合の死体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

〔資料編 1-3-22-1：火葬場一覧表〕

〔資料編 1-3-22-2：遺体の収容及び取扱い〕

〔資料編 1-3-22-3：遺体の処理〕

〔資料編 1-3-22-4：遺体の埋葬〕

第23節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
県本部長	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
各防災関係機関	要員の確保
(市本部の担当)	
部	班
産業振興部	産業支援班
総務部	第1庶務班
労務者及び技術者の協力による要員の確保	

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき。
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。

2 確保の方法

- (1) 市本部長は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申し込む。

ア 目的	エ 期間
イ 作業内容	オ 就労場所
ウ 必要技能及びその人員	カ その他参考事項

- (2) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

- (1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保ができない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要があると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
市本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者又は消防機関の長	水防作業	従事命令	水防法第24条

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業（災害対策基本法による市長、警察官又は海上保安官の従事命令）	市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	1 火災の現場付近にある者 2 傷病者の発生した現場付近にある者
水防作業	区域内に居住するもの又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
市本部長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取消すとき	災害対策基本法第81条第1項 災害救助法第7条第4項において準用する同法第5条第2項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、市本部長に届け出る。

4 防災関係機関相互の要員の調整

担当班長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要と認める場合は、災害現地における防災関係機関相互の要員の調整を行う。

5 災害救助法が適用された場合の要員の確保

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

〔資料編 1-3-23-1：災害救助法を適用した場合の労務者雇上げの基準〕

第24節 文教対策計画

第1 基本方針

- 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 災害により教科書、学用品等（以下本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	市立学校における応急教育の実施
県本部長	県立学校における応急教育の実施

(市本部の担当)

部	班	担当業務
教育部	第1教育班	1 被災児童及び生徒の被害調査 2 被災児童及び生徒に対する応急教育の実施 3 被災児童及び生徒に対する学用品等の給与

第3 実施要領

1 学校施設の対策

(1) 学校施設の応急対策

市本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

(2) 応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きいが、校舎等の一部が使用可能な場合	① 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 ② 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は市内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	① 市内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 ② 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置する可能な場合は、これを早急に整備する。
市内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設等を使用する

(3) 他の施設を使用する場合の手続

市立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

区分	手 続
市内の施設を利用する場合	市本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の施設を利用する場合	<p>① 市本部長は、宮古地方支部教育事務所班長に対して施設のあっせんを要請する。</p> <p>② 宮古地方支部教育事務所班長は、対象施設の区域を管轄する町村に協力を要請する。</p>
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	<p>① 宮古地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんを要請する。</p> <p>② 県本部長は、要請に応じて、適当な施設の存する区域を管轄する教育事務所長にあっせんを要請する。</p> <p>③ 宮古教育事務所長は、当該市町村に協力を要請する。</p>
県立学校の施設を利用する場合	<p>① 宮古地方支部教育事務所班長は、管内の市町村立施設に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんを要請する。</p> <p>② 県本部長は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設を利用させるよう指示する。</p> <p>③ 県本部長は、宮古市域に適当な隣接県立学校がないときは、その地域内の適当な公共施設の利用について、その施設の管理者に協力を要請する。</p>

2 教職員の確保

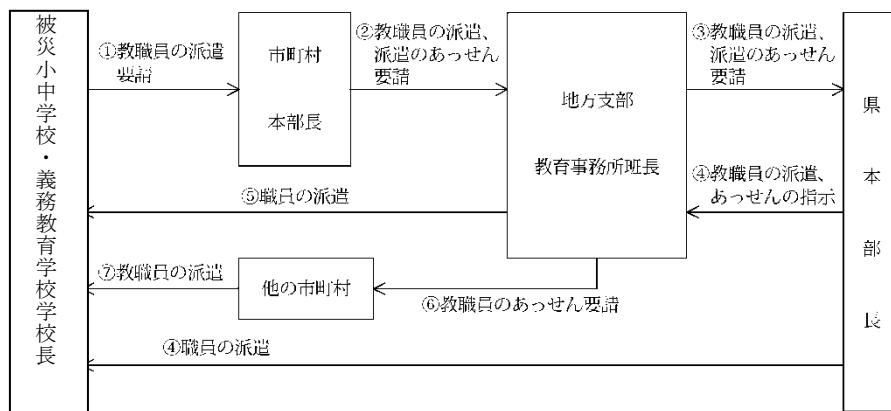
(1) 災害により被災した小中学校及び義務教育学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

- ① 校長は、市本部長に対して教職員の派遣を要請する。
- ② 市本部長は、宮古地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。
- ③ 教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名	エ 派遣要請予定期間
イ 授業予定場所	オ その他必要な事項
ウ 教科別派遣要請人員	

(2) 市本部長は、上記によつても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

被災小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ



3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- (2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
- (3) 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
- (4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
- (5) 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
- (6) 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

- (1) 市本部長は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。
- (2) 市本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、宮古地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と市本部間の通常の方法による。

5 学校納付金等の減免

市本部長は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。

6 学校給食の応急対策

- (1) 給食の実施

① 市本部長は、給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。

② 市本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。

③ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

市本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料を取りまとめ、これらの処分方法について県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

市本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

- (1) 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
- (2) 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は宮古地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。
- (3) 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
- (4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

市本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

市本部長は、宮古市文化財保護審議会委員の意見を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

- ① 文化財の避難
- ② 文化財の補修、修理
- ③ 二次災害からの保護措置の実施

9 被災児童、生徒の受入れ

市本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

【資料編 1-3-24-1：災害救助法による学用品支給基準】

第25節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 家畜の被害を最小限に止めることができるように、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関

実施機関	担当業務	
市本部長	1 被災地域における病害虫防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置	
県本部長	1 病害虫防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市本部長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市本部長からの畜産応援要請に応じた対策措置	
(市本部の担当)		
部 産業振興部	班 農林班	担当業務
		1 農林畜産物、農地、森林、農林関係施設等の被害調査及び応急対策の実施 2 家畜伝染病予防及び家畜防疫対策の実施

第3 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

- 市本部長は、調査班を編成し、巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
- 市本部長は、指導班を編成し、防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。
- 市本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

- ア 防除時期
- イ 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量
- ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置）

- 市本部長は、災害の規模、状況から防除措置の実施が困難であると認めたときは、県本部長に対し、防除措置の応援を要請する。

(2) 防除資機材の調達

- ① 市本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。
- ② 市本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、宮古地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時（期間）
イ 送付先	エ その他参考事項

2 畜産対策

- (1) 市本部長は、家畜の診療が困難な場合は、宮古地方支部農林班長に応援を要請する。
- (2) 市本部長は、家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。
- (3) 市本部長は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、宮古地方支部農林班長に確保のためのあっせんを要請する。
- (4) 市本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。
 - ① 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。
 - ② 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。
 - ③ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、宮古地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請をする。
- (5) 市本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、宮古地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第26節 公共土木施設応急対策計画

第1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

第2 実施機関

1 道路施設

実施機関	担当区分
市本部長	市道の道路施設
県本部長	一般国道のうち三陸国道事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設
三陸国道事務所	所管の道路施設

(市本部の担当)

部	班	担当業務
都市整備部	第1建設班	道路、橋梁等の被害調査及び応急対策の実施

2 河川管理施設

実施機関	担当区分
市本部長	準用河川及び普通河川の河川管理施設
県本部長	二級河川の河川管理施設

(市本部の担当)

部	班	担当業務
都市整備部	第1建設班	河川の被害調査及び応急対策の実施

3 海岸保全施設

実施機関	担当区分
市本部長	市管理の海岸保全施設
県本部長	県管理の海岸保全施設
釜石港湾事務所 宮古港出張所	所管の海岸保全施設

(市本部の担当)

部	班	担当業務
産業振興部	水産班	1 水産関係施設の被害調査及び応急対策の実施 2 漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策の実施

4 砂防等施設

実施機関	担当区分
県本部長	県管理の砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の砂防等施設

(市本部の担当)

部	班	担当業務
都市整備部	第1建設班	地すべり防止区域等の被害調査及び応急対策の実施

5 港湾施設・漁港施設

実施機関	担当区分
市本部長	市管理の漁港施設
県本部長	県管理の港湾施設又は漁港施設
宮古海上保安署	航路、泊地
釜石港湾事務所 宮古港出張所	所管の港湾施設

(市本部の担当)

部	班	担当業務
産業振興部	港湾班	1 港湾施設、漁港施設の被害調査及び応急対策の実施
	水産班	2 水産関係施設の被害調査及び応急対策の実施

6 鉄道施設

実施機関	担当区分
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	1 被害状況の把握
	2 応急措置及び応急復旧
日本貨物鉄道(株) 東北支社	
三陸鉄道(株)	

(市本部の担当)

部	班	担当業務
企画部	第3庶務班	鉄道施設に係る被害状況及び応急対策の実施状況等の災害情報の収集

第3 実施要領

1 共通事項

(1) 被害状況の把握及び連絡

市本部長は、被害の発生状況を把握し、県本部長及び防災関係機関に報告するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、隨時、報告する。

(2) 二次災害の防止対策

市本部長は、クラック発生箇所等の調査等を行い、二次災害の防止のた

めの応急復旧を実施する。

市本部長は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第15節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をする。

(3) 要員及び資機材の確保

① 市本部長は、必要な要員及び資機材を確保するため、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

② 応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

ア 資機材の種類及び数量	ウ 場所	オ 作業内容
イ 職種別人員	エ 期間	カ その他参考事項

(4) 関係機関との連携強化

① 市本部長は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

② 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

なお、障害物の除去については、第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより行う。

2 個別事項

(1) 道路施設

① 市本部長は、関係機関と速やかに協議の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

なお、緊急輸送道路については、優先的に応急復旧を行い、その交通の確保を図る。

② 県は、市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は市町村道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 港湾施設、漁港施設

① 船舶に対する危険通報

市本部長は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、県本部長に報告するとともに、関係する他の防災関係機関に連絡する。

② 防災措置の共同実施等

ア 市本部長は、養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶管理責任者に対し、防災措置に関する必要な指導を行う。

イ 市本部長は、他の実施機関が行う防災措置に対し、協力をを行うこととし、必要に応じて、漁業団体、港湾荷役業者、船舶所有者等の協力を求める。

③ 養殖筏繫留者等の措置

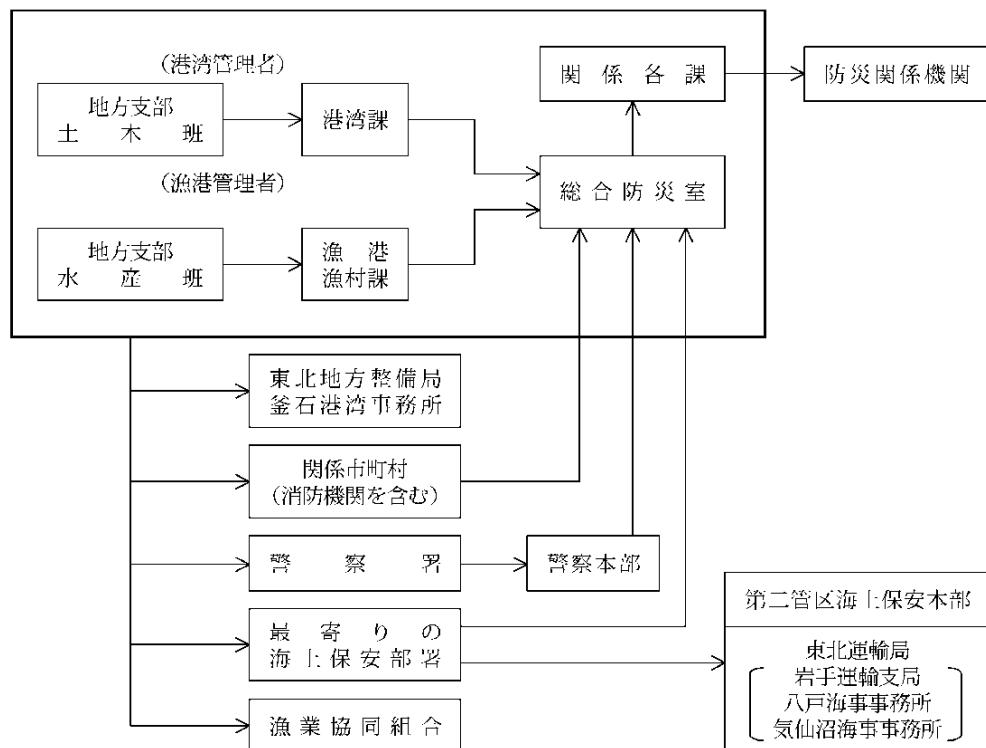
養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶の管理者は、台風、高潮、津波、強風等による被害拡大を防止するため、必要な措置を講ずる。

④ 海上輸送路の確保

ア 市本部長は、関係機関と速やかに協議、連絡の上、災害対策用埠頭を決定し、重点的に応急復旧を実施する。

イ 市本部長は、緊急物資、派遣要員等の海上からの輸送路を確保するため、航路、泊地等における沈船、漂流物等の障害物を除去する。

港湾施設、漁港施設に係る連絡系統



(3) 鉄道施設

① 第3庶務班長は、鉄道事業者及び県本部等から鉄道施設の被害状況及び応急対策の実施状況等の災害情報を収集し、市本部長に報告する。

② 市本部長は、第3庶務班長から報告のあった鉄道施設に係る災害情報のうち、復旧状況等の情報について、第6節「広報広聴計画」に定めるところにより、防災行政無線、広報車、報道機関等を通じて、市民等に対する広報を実施する。

第27節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。
- 3 市は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のためライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。
- 4 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2 実施機関

1 電力施設

実施機関	担当業務
県本部長	1 所管する電力施設に係る被災状況の把握
東北電力ネットワーク (株)宮古電力センター	2 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	1 電力施設の応急措置に係る自衛隊の災害派遣要請 2 電力事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん
	消防班	電力施設の被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集

2 ガス施設

実施機関	担当業務
ガス供給業者	1 所管するガス施設に係る被災状況の把握 2 被災したガス施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 需要家庭等に対する広報の実施

(市本部の担当)

部	班	担当業務

産業振興部	産業支援班	ガス事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん
危機管理監	消防班	ガス施設の被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集

3 上下水道施設

実施機関	担当業務
市本部長	1 所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

(市本部の担当)

部	班	担当業務
上下水道部	施設班	上下水道施設の被害調査及び応急対策の実施

4 電気通信施設

実施機関	担当業務
東日本電信電話（株） 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ（株） （株）N T T ドコモ K D D I（株） ソフトバンク（株）	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急処置及び応急復旧の実施

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	通信施設に係る被害状況の把握

第3 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

① 非常災害対策本部の設置

ア 電気事業者は、大規模な災害が発生した場合において、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

イ 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

② 対策要員の確保

ア 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとるものとする。

体制区分	災害の規模及び状況
------	-----------

警戒体制	災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合
第1非常体制	災害の発生が予想され、復旧体制を整えるべきと判断され又は災害が発生し、必要と認める場合
第2非常体制	大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

イ 電気事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。

ウ 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。

(ア) 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。

(イ) 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。

なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。

(ウ) 非常体制の伝令がなされたと判断される場合においては、自主出動し非常災害対策活動に従事する。

エ その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

③ 情報連絡活動

電気事業者は、定時に被災電力施設等から、次の情報を収集する。

ア 情報等

(ア) 気象等に関する情報

(イ) 被害情報

(ウ) 停電による主な影響の状況

(エ) 県及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況

イ 自社被害情報等

(ア) 自社施設等の被害情報及び復旧状況

(イ) 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況

(ウ) 人身災害及びその他の災害発生状況

(エ) その他の災害に関する情報

④ 電気事業者は、上記により収集した被害情報について、第5節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

① 資材の調達、輸送

ア 電気事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 電力事業所相互間による流用

(ウ) 納入メーカーからの購入

(エ) 他の電気事業者からの融通

イ 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予想される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。

ウ 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電力事業者等に対し、応援を要請する。

エ 被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両、船艇等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電気事業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。

オ 電気事業者は、応急対策に関し広域的応援態勢をとるよう努める。

カ 市本部長は、各電気事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力するとともに、状況に応じて、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

② 危険予防措置の実施

ア 電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。

(ア) 送電を継続することが危険と認められるとき

(イ) 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき

イ 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。

ウ 電気事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要な措置を講ずる。

③ 応急工事の実施

電気事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

(ア) 災害応急対策実施機関 (イ) 医療施設 (ウ) 社会福祉施設 (エ) 避難所

④ 災害時における電力の融通

電気事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧対策

① 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。

② 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、災害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。

ア 水力発電施設

(ア) 系統に影響が大きい発電所

(イ) 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所

(ウ) 早期に処置を講じない場合において、復旧が一層困難になるおそれのある発電所

(エ) その他の発電所

イ 送電設備

(ア) 全回線送電不能の主要線路

(イ) 全回線送電不能のその他の線路

(ウ) 一部回線送電不能の主要線路

(エ) 一部回線送電不能のその他の線路

ウ 変電設備

(ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所

(イ) 都市部に送配電する送電系統の中間変電所

(ウ) 重要施設に配電する配電用変電所

エ 配電設備

(ア) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設への供給回線

(イ) その他の回線

オ 通信設備

(ア) 非常災害用通信回線

(イ) 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線

(ウ) 保守用回線等

(4) 道路管理者等との連携

電気事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

① 被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

② 電気事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

① 非常災害対策本部の設置

ア ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

イ 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

② 対策要員の確保

ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により非常災害対策本部を設置する。

体制区分	災害の規模及び状況
第1次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第2次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3次非常体制	被害又は被害予想が甚だしい場合

③ 情報連絡活動

ガス事業者は、収集した被害状況について、第5節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

① 災害時の初動措置

ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。

ア 市本部、報道機関等からの被害情報等の収集

イ 事業所等の点検

ウ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止

エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理

オ その他、状況に応じた措置

② 応急措置

ア ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。

(ア) 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置にあたるよう指示する。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域について、供給可能な範囲で供給切換え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を行う。

イ 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

(ア) 災害応急対策実施機関 (イ) 医療施設 (ウ) 社会福祉施設 (エ) 避難所

③ 資機材の調達

ア ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 各事業所相互間における流用

(ウ) 他のガス事業所からの応援融通

イ 市本部長は、ガス事業者から応急対策要員及び応急対策資機材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力する。

(3) 復旧対策

① ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、次により作業を進める。

ア 製造所の復旧

ガスの製造、供給を一次又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各施設の安全性を確認した後、標準作業に基づいてガスの製造、供給を開始する。

イ 整圧所の復旧

ガスの受入れ、送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ 中圧導管の復旧

(ア) 区間遮断 (イ) 気密試験(漏洩箇所の発見) (ウ) 漏洩箇所の修理

エ 低圧導管と需要家設備の応急復旧

(ア) 閉栓確認作業 (カ) 本支管混入空気除去

(イ) 被災地域の復旧ブロック化 (キ) 供内管の検査及び修理

(ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業 (ク) 点火、燃焼試験

(エ) 復旧ブロック内の漏洩検査 (ケ) 開栓

(オ) 本支管の漏洩箇所の修理

② 再供給時の事故防止措置

ガス供給の再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

ア 貯蔵施設

所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応

じ、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの貯蔵等を再開する。

イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

ウ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスマーティーの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(4) 道路管理者等との連携

ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

① 給水対策本部の設置

ア 市本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部との密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

イ 給水対策本部の編成に当たっては、夜間休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

② 動員体制の確立

ア 市本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、各事業所別に配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

イ 指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所又は最寄りの事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

③ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

市本部長は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び指定水道工事店等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

- ① 市本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。
 - ② 市本部長は、水道施設に被害が生じた場合は、第5節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
 - ③ 一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、防災行政無線を用いて行う。
 - ④ 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定められた時間及び内容形式により行う。
- (3) 応急対策
- ① 復旧対策用資器材の整備
 - ア 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適當なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。
 - イ 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達する。
 - ウ 市本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、宮古地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。
 - ② 施設の点検
 - 市本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
 - ア 貯水、取水、導水、浄水、給水施設等の被害調査は、施設ごとに実施する。
 - イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
 - ウ 次の管路等については、優先的に点検する。
 - (ア) 主要送配水管路
 - (イ) 貯水槽及びこれに至る管路
 - (ウ) 河川、鉄道等の横断箇所
 - (エ) 変電所及び後方医療機関等に至る管路
 - ③ 応急措置
 - 市本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。
 - ア 取水、導水、浄水及び給水施設
 - 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
 - イ 送・配水管路

(ア) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を実施する。

(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

ウ 給水装置

倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

① 取水・導水施設等の復旧

ア 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。

イ 净水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

② 送・配水管路の復旧

ア 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易度、被害箇所の重要度及び浄水場、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。

イ 復旧に当たっては、復旧用資器材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

ウ 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内 容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

③ 給水装置の復旧

ア 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

イ 住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設等を優先して実施する。

ウ 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

市本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

ア 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

イ 市本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、必要に応じて移動相談所を開設する。

4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

市本部長は、市本部の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

① 災害復旧用資機材の確保

ア 市本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。

イ 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達する。

ウ 市本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、地方支部土木班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

② 応急措置

ア ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行う。

イ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

ウ 工事施行中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

① 処理場・ポンプ場の復旧

処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

② 管渠施設の復旧

管渠施設に被害が発生した場合においては、代替管等を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

① 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

② 対策要員の確保

電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

③ 情報連絡活動

電気通信事業者は、電気通信施設の被災状況及び応急対策の実施状況について第5節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長及び防災関係機関に連絡する。

(2) 応急対策

① 資機材の調達

ア 電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。

イ 電気通信事業者は、応急復旧に関し広域的応援体制をとるよう努める。

② 情報通信手段の機能確認等

電気通信事業者は、災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

③ 重要通信の確保等

ア 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、電話の利用制限を行う。

イ 防災関係機関の専用通信設備が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

ウ 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

エ 災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域に災害用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

(3) 復旧対策

電気通信事業者は、被災した通信施設の復旧について次により実施する。

① 災害復旧工事の計画、実施

ア 応急復旧工事

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事
- イ 原状回復工事
電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
- ウ 本復旧工事
 - (ア) 被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
 - (イ) 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事
- ② 復旧順位

順位	応急する電気通信設備
第1順位	(ア) 気象機関に設置されているもの (イ) 水防機関に設置されているもの (ウ) 消防機関に設置されているもの (エ) 災害救助機関に設置されているもの (オ) 警察機関に設置されているもの (カ) 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (キ) 通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (ク) 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの
第2順位	(ア) ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (イ) 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (ウ) 選挙管理機関に設置されているもの (エ) 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されているもの (オ) 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの (カ) 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第1順位となるものを除く)
第3順位	第1順位第2順位に該当しないもの

(4) 道路管理者等との連携

電気事業者は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

- ① 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。
- ② 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすい情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

〔資料編 1-3-26-1：電力施設現況一覧表〕

〔資料編 1-3-26-2：液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地〕

第28節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を県本部長に依頼する。

第2 石油類等危険物

1 実施機関

実施機関	担当区分
市本部長	(1) 被災状況の把握
県本部長	(2) 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
危険物施設責任者	

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	消防班	(1) 危険物災害の防除活動に係る指導及び連絡 (2) 消火薬剤の調達及びあっせん

2 実施要領

(1) 危険物施設責任者

① 被害状況の把握と連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、隨時、連絡する。

② 要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

③ 応急措置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

④ 情報の提供及び広報

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 市本部長

市本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第3 火薬類

1 実施機関

実施機関	担当区分
市本部長	
県本部長	(1) 被災状況の把握
火薬類保管施設責任者	(2) 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	消防班	(1) 火薬類災害の防除活動に係る指導及び連絡 (2) 消火薬剤の調達及びあっせん (3) 火薬施設に係る被害状況調査 (4) 火薬施設に係る応急対策

2 実施要領

(1) 火薬類保管施設責任者

① 被害状況の把握と連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、隨時、連絡する。

② 応急措置

ア 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

(ア) 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

(イ) 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

(ウ) 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

- (エ) 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。
- (オ) 災害の状況により、周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
- ・ 災害による避難について、住民に周知する。
 - ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- イ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。
- ウ 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 市本部長

市本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第4 高圧ガス

1 実施機関

実施機関	担当区分
市本部長	
県本部長	(1) 被災状況の把握
高压ガス保管施設責任者	(2) 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	消防班	(1) 高圧ガス災害の防除活動に係る指導及び連絡 (2) 消火薬剤の調達及びあっせん
産業振興部	産業振興班	(3) 高圧ガス施設に係る被害状況調査 (4) 高圧ガス施設に係る応急対策

2 実施要領

(1) 高圧ガス保管施設責任者

① 被害状況の把握と連絡

高压ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、隨時、連絡する。

② 応急措置

高压ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を待避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

エ 災害の状況により、周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

- ・ 災害による避難について、住民に周知する。
- ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

③ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器とともに、損害が他に

及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

④ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 市本部長

市本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第5 毒物・劇物

1 実施機関

実施機関	担当区分
市本部長	
県本部長	(1) 被災状況の把握
毒物・劇物保管施設責任者	(2) 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	消防班	毒物・劇物災害の防除活動に係る指導及び連絡

2 実施要領

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

① 被害状況の把握と連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、隨時、連絡する。

② 応急措置

ア 毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ・ タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ・ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

イ 毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 市本部長

- ① 市本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。
- ② 市本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第29節 海上災害応急対策計画

第1 基本方針

- 1 関係機関相互の密接な連携の下に、流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）の拡散防止と除去、人命救助、消火活動等を行い、船舶の安全航行及び沿岸住民の安全確保を図る。
- 2 大規模かつ広域的な災害の発生又はそのおそれがある場合は、岩手県沿岸排出油等防除協議会を始め、県及び関係団体等への協力要請又は自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	1 被害状況の把握及び防災機関への通報 2 地域住民、在港船舶に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 4 自衛隊の災害派遣要請
県本部長	1 被害状況の把握及び防災機関への通報 2 地域住民、在港船舶に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
宮古地区消防本部	1 被害状況の把握及び防災機関への通報 2 地域住民、在港船舶に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
宮古海上保安署	1 災害状況の把握及び防災機関への通報 2 航行船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 4 事故関係者に対する防除措置の命令 5 海上災害防止センターに対する防除措置の指示 6 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請 7 自衛隊の災害派遣要請
事故関係者 (船舶所有者等)	災害の発生又は拡大防止並びに除去のための応急措置
漁業関係者 (漁協等)	災害の発生又は拡大防止のための応急措置に対する協力
港湾管理者・漁港管理者	1 在港船舶に対する災害発生の周知 2 災害の発生又は拡大防止及び除去のための援助並びに防除措置
海上災害防止センター	1 海上保安庁長官等の指示に基づく防除措置の実施 2 事故関係者の委託に基づく防除措置の実施

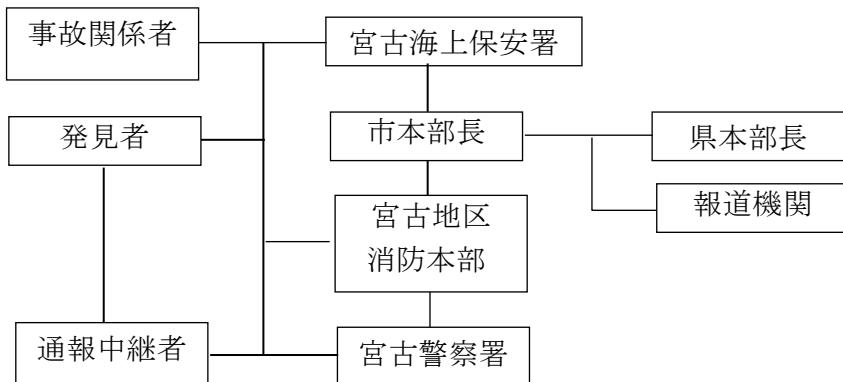
(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班 消防班	1 宮古海上保安署との連絡調整 2 沿岸住民等に対する災害広報の実施
産業振興部	水産班	1 所管漁港に係る保全措置 2 在港船舶に対する災害の周知
市民生活部	衛生生活班	岩手県沿岸排出油等防除協議会との連絡調整

第3 実施要領

1 通報連絡体制

(1) 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。



(2) 船舶に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	対象船舶
宮古海上保安署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
放送局	テレビ、ラジオ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在湾船舶
漁港管理者	漁業無線	港外漁船

(3) 沿岸住民に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	周知事項
市本部長	広報車、防災行政無線等	① 災害の状況 ② 防災活動の状況 ③ 火気使用及び交通等の制限事項 ④ 避難指示等の注意事項 ⑤ その他必要事項
宮古地区消防本部	消防車両の拡声器	
宮古警察署	パトカーの拡声器	
宮古海上保安署	巡回船艇の拡声器	
放送局	テレビ、ラジオ	

2 警戒措置

(1) 海上警戒

実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実施機関名	措置の内容
宮古海上保安署	① 船舶の航行制限及び禁止 ② 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ③ 警戒線等の設定 ④ 巡視船等の配置による現場警戒及び交通整理
その他の防災関係機関	宮古海上保安署が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

実施機関は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関	措置の内容

市 本 部 長	① 沿岸住民に対する、火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 ② 流出油等に係る監視パトロール
宮 古 地 区 消 防 本 部	① 沿岸住民に対する、火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 ② 流出油等に係る監視パトロール
県 本 部 長	流出油等に係る監視パトロール
宮 古 警 察 署	沿岸地域の交通制限等

3 応急措置

(1) 海上流出油等対策

各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、他の防災関係機関と密接な連携を図りながら相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

実施機関	措置の内容
宮古海上保安署	① 航行中の船舶及び関係機関への伝達 ② 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ③ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関等への通報 ④ 遭難船舶の救助、消火活動、緊急的な油等の拡散防止 ⑤ 海上における流出油等防除指導 ⑥ 流出油等防除作業の技術指導
市本部長	① 流出油等の状況把握 ② 関係機関との連絡調整 ③ 防除資機材の調達 ④ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 ⑤ 回収油等の保管
宮古地区消防本部	① 流出油等の状況把握 ② 関係機関との連絡調整 ③ 防除資機材の調達 ④ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
県本部長	① ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 ② 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ③ 防除資機材の調達 ④ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
海上災害防止センター	海上保安庁長官の指示又は事故関係者の委託に基づく海上の流出油等防除
その他の関係機関	海上保安署、県、市等が実施する応急措置に対する協力

(2) 船舶の遭難、海上火災、人身事故等

各実施機関は、船舶の遭難、海上火災、人身事故等が発生した場合は、他の防災関係機関と密接な連携を図りながら、次に掲げる応急措置を実施する。

- | | |
|--------------|------------|
| ① 人命救助、捜索、救護 | ③ 応急資器材の調達 |
| ② 消火活動、延焼防止 | ④ 遭難船の移動 |

第30節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎよ活動を行う。
- 2 林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎよ計画を定める。
- 3 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市 本 部 長	① 消火、救助その他災害発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 ② 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消 防 機 関	① 市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 ② 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県 本 部 長	① 消防広域応援に係る連絡、調整 ② 消火薬剤、消防資機材の調達及びあっせん ③ 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
三陸北部森林管理署	消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

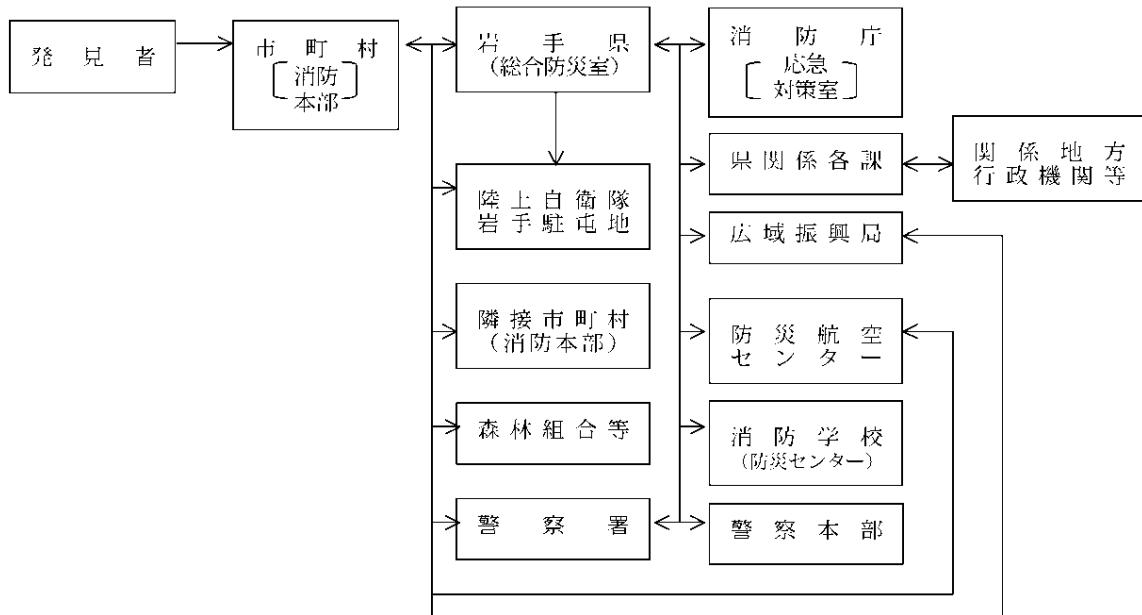
(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	① 県に対する緊急消防援助隊等の派遣要請 ② 県に対する消防防災ヘリコプターの派遣要請 ③ 自衛隊の災害派遣要請
	消防班	① 消防活動 ② 消火薬剤及び消防資機材の調達 ③ 県に対する緊急消防援助隊等の派遣要請 ④ 県に対する消防防災ヘリコプターの派遣要請
総務部 保健福祉部	調査班 医療班	人的被害及び住家被害情報の収集
産業振興部	農林班	① 農林畜産物等の被害情報の収集 ② 農業施設、林業施設等の被害情報の収集

第3 実施要領

1 通報連絡体制

防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



2 市本部長の措置

- (1) 市本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎよ計画を定める。

① 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

① 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火困難地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

③ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能な道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- (2) 市本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

(3) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(4) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(5) 市本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第32節「防災ヘリコプター応援要請計画」に定める手続きにより防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。

(6) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。

特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

① 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

② 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

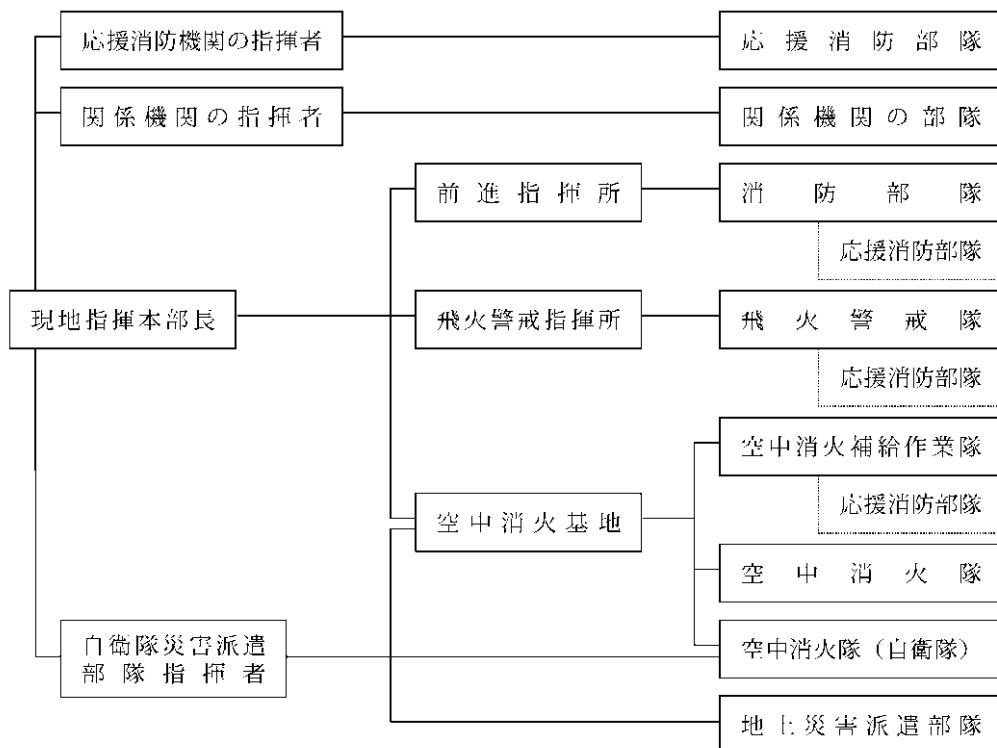
ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
ウ 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

③ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

④ 消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎよ活動

- ① 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- ② 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- ③ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- ④ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎよ方針を決定し、有機的な火災防ぎよ活動を実施する。
- ⑤ 林野火災が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- ⑥ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- ⑦ 現地指揮本部の指揮系統は、概ね次のとおりとする。



⑧ 火災防ぎよ活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 林野火災の規模が比較的小さいと判断した場合は、積極的な防ぎよを行い、一挙鎮滅を図る。

イ 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎよを行う。

ウ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎよでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎよにあたる。

エ 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。

オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎよを優先する。

(3) 救急・救助活動

① 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、宮古医師会、日本赤十字社岩手支部、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

② 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

イ 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

ウ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

① 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

② 避難指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

③ 避難指示がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

④ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

⑤ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外のものに対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

4 県本部長の措置

(1) 災害活動に対する援助

① 県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、市本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火資機材等の調達又はあっせんを行う。

② 県本部長は、あらかじめ、消火資機材等の調達又はあっせんに係るマニュアル等を作成する。

(2) 緊急消防援助隊

① 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。

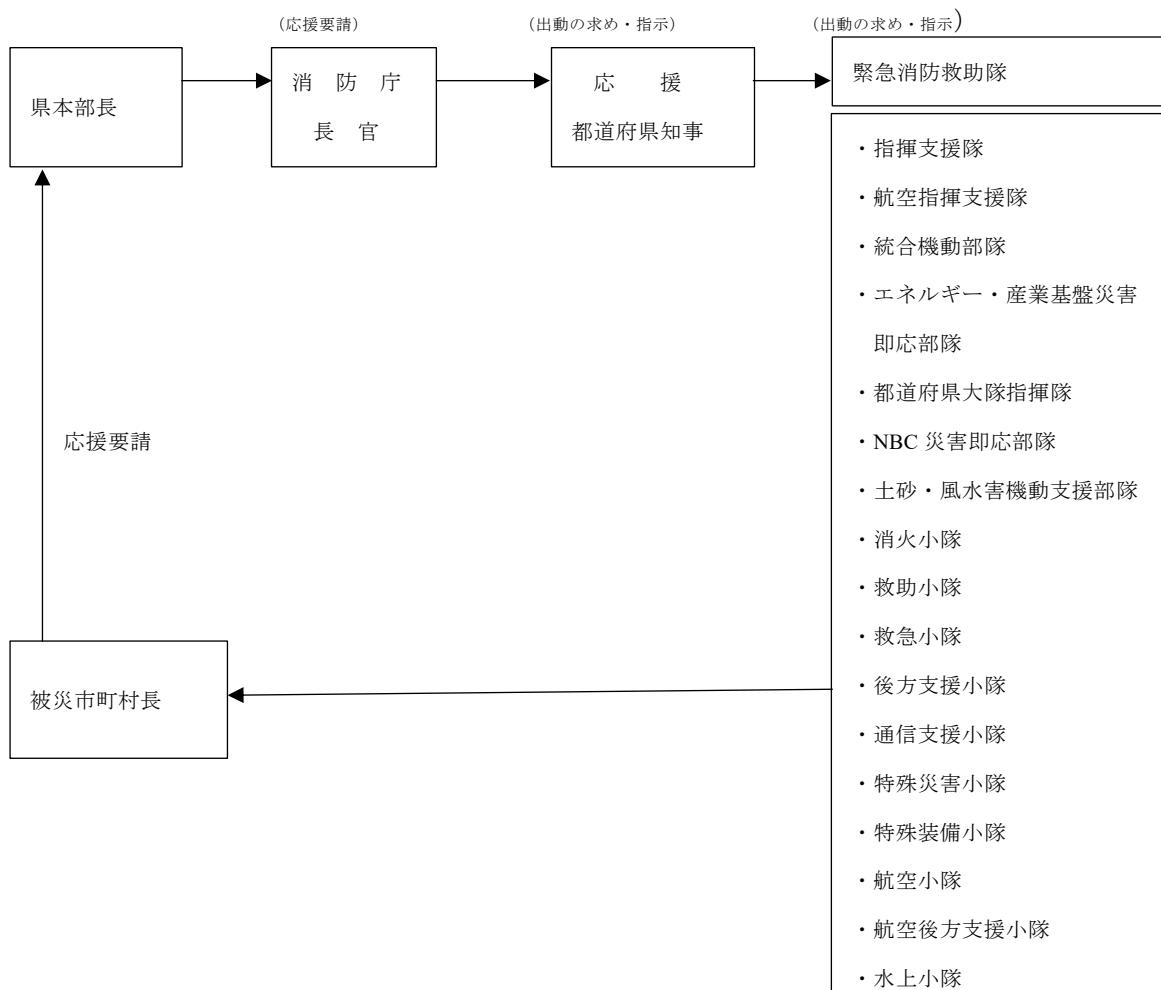
(消防組織法第45条に基づく登録部隊)

小隊名	構成消防本部	装備等
統合機動部隊指揮隊	盛岡(1隊)	指揮車
都道府県大隊指揮隊	盛岡、一関(2隊)	指揮車
消防小隊	盛岡(7)、花巻(4)、北上(2)、奥州金ヶ崎(4)、釜石大槌(3)、一関(6)、大船渡(2)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(4)、久慈(4)、二戸(4) (42隊)	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車
救助小隊	盛岡、北上(2)、奥州金ヶ崎、一関、宮古(6隊)	救助工作車、高度救助用資機材、津波・大規模風水害対策車
救急小隊	盛岡(4)、花巻(2)、北上(2)、奥州金ヶ崎(3)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(3)、久慈(2)、二戸(1) (23隊)	災害対応型特殊救急自動車、高度救命用資機材
後方支援小隊	岩手県(1)、盛岡(4)、花巻(2)、北上(1)、奥州金ヶ崎(2)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(2) (17隊)	支援車、資機材搬送車、上記の部隊が72時間対応できるために必要な物資等
通信支援小隊	盛岡(1隊)	広報通信車

特殊災害小隊（毒劇）	盛岡（1隊） (救助部隊と重複登録)	劇毒物、B災害、C災害対応資機材
特殊装備小隊	盛岡（はしご車、屈折はしご車）、奥州金ヶ崎（はしご車）、釜石大槌（水難救助車） (4隊)	
航空小隊	岩手県防災航空隊（1隊）	防災ヘリコプター

- ② 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱並びに大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱の規定に基づき出動する。
- ③ 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防機関の長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行う場合がある。
- ④ 県本部長は、大規模林野火災が発生し、必要と認められる場合においては、消防庁を通じて、緊急消防援助隊の出動を要請する。

緊急消防援助隊の出動



(3) 消防防災ヘリコプター等の応援要請

県本部長は、大規模林野火災時において、市本部長からの要請を受け、消防防災ヘリコプター等の応援が必要と認めた場合は、次により、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市、若しくは自衛隊に対して、速やかに、消防防災ヘリコプター等の応援を要請する。

- ① 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、他の都道府県等への消防防災ヘリコプターの応援要請
- ② 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく、他の道県への消防防災ヘリコプターの応援要請
- ③ 第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きによる自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請

第31節 原子力災害応急対策計画

第1 基本方針

- 1 市、その他の防災関係機関は、原子力災害が発生し、その影響が本市に及ぶおそれがある場合、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、体制を定め、広報・広聴、避難対策、モニタリング、医療保健についてそれぞれの実施体制を定める。
- 2 原発事故による放射性物質から市民の健康と安全を守るため、放射線の影響について測定し、市民の受ける年間被爆量を1ミリシーベルト以下にすることを目標とし、市民に対する情報提供及び必要に応じて除染を行う等の的確な対策を講じるものとする。

第2 活動体制

1 市の活動体制

- (1) 市は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が市域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合、及び原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に市域が含まれる場合においては、第一次的に緊急事態応急対策を実施する機関として、県その他の防災関係機関との連携のもとに、緊急事態応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員体制を定める。
- (2) 市対策本部の配備基準は、第2節「職員の動員計画」のその他災害の配備基準に準ずる。
- (3) 市本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、関係地方行政機関又は関係地方指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求めることができる。

2 防災関係機関の活動体制

- (1) 防災関係機関は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が市域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合においては、その所管する緊急事態応急対策を実施する。
- (2) 防災関係機関は、所管する緊急事態応急対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、緊急事態応急対策の実施に当っては、県、市との連携を図る。

- (3) 防災関係機関は、緊急事態応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- (4) 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第3 特定事象発生情報等の伝達

1 市の措置

- (1) 市本部長は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- (2) 市本部長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法等を定める。
- (3) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。
- (4) 市本部長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達手段の確保に努める。
- (5) 特定事象発生情報及び内閣総理大臣等による指示の広報は、おおむね、次の方法による。
 - ア 同報系防災行政無線
 - イ 有線放送
 - ウ CATV
 - エ コミュニティFM、臨時災害放送局
 - オ 電話
 - カ 携帯端末等の緊急速報メール
 - キ 広報車
 - ク 自主防災組織の広報活動

2 防災関係機関の措置

- (1) 放送事業者は、ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じて、関係団体等に通知する。

第4 情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達

市及びその他の防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。

- (1) 災害情報の収集、伝達に当っては、防災関係機関相互に密接に連携を図る。
- (2) 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- (3) 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

2 情報の収集・伝達実施要領

(1) 市

ア 市本部長は、県と連携し情報の把握に努めるとともに、県本部長から伝達された情報を関係機関に周知する。

イ 上記のほか、「第3章 第5節 情報の収集・伝達計画」に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

第5 住民等への情報提供・広報広聴

1 市による情報提供

(1) 市は、県から住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、当該区域内住民等に対し、同様の内容により情報提供を行う。なお、県から提供される情報は次に掲げる事項である。

ア 特定事象発生情報等の概要
イ 災害の概況
ウ 緊急時モニタリングの結果等
エ 県等の防災関係機関の対策状況
オ 住民等のとるべき措置、注意事項
カ その他必要と認める事項

(2) 住民等の情報提供は、次の方法によるほか多様な手段を活用する。

ア 同報系防災行政無線
イ 有線放送
ウ CATV
エ コミュニティFM、臨時災害放送局
オ 電話
カ 携帯端末等の緊急速報メール
キ 広報車

ク 自主防災組織の広報活動

2 防災関係機関による情報提供

防災関係機関は、県からの住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、職員及び所管する団体等に対し、同様の内容により情報提供を行う。

3 広報・広聴

市本部長は、次の内容について、広報・広聴を行う。

ア 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の概要及び災害の発生状況

イ 災害の発生時の注意事項

ウ 市本部長が実施した高齢者等避難、避難指示

エ 避難所の開設状況

オ 救護所の開設状況

カ 道路及び交通情報

キ 各緊急事態応急対策の実施状況

ク 災害応急復旧の見通し

ケ 二次災害の予防に関する情報

コ 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項

サ 安否情報及び避難者名簿情報

シ 生活関連情報

ス 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況

セ 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報

ゾ その他必要な情報

第6 緊急時モニタリング

市は、原子力災害が発生したときに県が行う、市内の環境への影響及び市内で販売される流通食品、市内で生産・収穫される農林水産物等、水道水、その他必要と認められるものの放射性濃度を把握するための緊急モニタリングに協力するほか、必要に応じて市の自主的な調査を実施する。

第7 避難・影響回避

1 市本部長は、原子力災害が発生した場合には、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。

2 市本部長は、原子力災害の発生に伴い、市外からの避難者を受け入れることとした場合は、迅速に避難所を開設し、その適正な運営を図るとともに、避難者が必要な情報や支援、サービスを容易に受け取ることができる体制の整備を図る。

- 3 市本部長は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。この場合において、市本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。
 - 4 県本部長及び市本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び市本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。
 - 5 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
 - 6 原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。
- 7 避難のための立退き又は屋内への退避の指示等
- (1) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示及び報告
 - ① 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は指示を行う。この場合において、市本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。
 - ② 県本部長及び市本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難が必要となった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び市本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。
 - (2) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容
実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。
 - ア 発令者
 - イ 避難のための立退き又は屋内への退避の別
 - ウ 指示の別
 - エ 指示の日時
 - オ 指示の理由
 - カ 指示の対象地域
 - キ 避難のための立退き先又は退避先
 - ク 避難のための立退き先又は退避する場合の経路
 - ケ その他必要な事項
 - (3) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知
 - ① 地域住民等への周知

ア 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

イ 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

② 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

第8 医療・保健

市本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施するとともに、県外からの避難者等に対し、被ばく医療の実施が必要な場合は、県内外の医療機関及び消防との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。また、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理及びこころのケアを実施する。

1 スクリーニング及び除染

(1) 市本部長は、国が指示又は決定する身体のスクリーニングを行なう際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他関係機関に対し、身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。

(2) 市本部長は、身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染は、当該施設において実施する。

2 初動医療体制

(1) 市本部長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体のスクリーニング等の結果、被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、被ばく医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。

- (2) 市本部長は、県本部長が市本部長からの報告に基づき、国、県内外の医療機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム、消防機関、自衛隊その他の関係機関と協議、調整し、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定した場合、その通知を受ける。
- (3) 市本部長は、県本部長の通知に基づき、被ばく医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は当該搬送等に協力する。

第9 放射線対策計画

1 実施機関 (市本部の担当)		部	班	担 当 業 務
市民生活部	衛生生活班	1 空間放射線量の測定及び公表 2 必要に応じた除染対策		
教育部	第1教育班	市内小中学校施設における空間放射線量の測定及び公表		
産業振興部	各班	放射性物質測定等にかかる市内事業者の補助		

2 実施要領

- (1) 空間放射線量の測定
- ① 市本部長は、放射性物質の影響を把握するための基礎的な数値として、町内の各地において空間放射線量を測定する。
 - ② 放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における測定に重点的に取り組む。
 - ③ 測定に用いる機器は、市が所有する測定機器や、沿岸広域振興局等が保有する測定機器を活用するものとする。
- (2) 測定結果の公表
- 測定した空間放射線量等については、正しい情報を提供し、風評被害を予防するためにも、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (3) 放射性物質測定等にかかる市内事業者の補助
- 市では、市内事業者の放射能風評被害防止支援等のため、必要に応じて、放射性物質測定等にかかる補助を実施する。
- (4) 除染対策
- 除染の必要が生じた場合、国の原子力災害対策本部による「市町村による除染実施ガイドライン」を参考にしながら、学校施設及び保育施設を最優先に優先順位を検討しながら計画的に実施するものとする。

第32節 防災ヘリコプター応援要請計画

第1 基本方針

- 災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。
- 市本部長及び消防機関の長は、防災ヘリコプターの派遣が決定された場合は、その受入れ体制を整備するとともに、応急対策活動に対する支援を行う。

第2 実施機関

実施機関	担当業務内容
県本部長	防災ヘリコプターの運航
市本部長並びに消防の一部事務組合の管理者	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	防災ヘリコプターの応援要請
	消防班	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

第3 実施要領

1 活動体制

- 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、市本部長又は消防の一部事務組合の管理者（以下「市本部長等」という。）の要請に基づき活動する。
- 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その活動が急を要し、市本部長等の要請を待ついとまがない場合においては、県本部長の判断に基づいて自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

2 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

公共性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
-----	--

緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

3 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災害応急対策活動	① 被災状況の偵察及び情報収集 ② 救援物資、人員等の搬送 ③ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 ④ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	① 林野火災における空中消火 ② 偵察、情報収集 ③ 消防隊員、資機材等の搬送 ④ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	① 中高層建築物等の火災における救助 ② 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 ③ 高速自動車道等の道路上の事故における救助 ④ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	① 交通遠隔地からの傷病者の搬送 ② 高度医療機関への転院搬送 ③ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 ④ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 応援要請

(1) 市本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- ⑤ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

(2) 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県総務部総合防災室 (岩手県防災航空センター)	電話 0198(26)5251 FAX 0198(26)5256
------------------------------	-------------------------------------

(3) 県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、市本部長等に回答する。

5 受入体制

市本部長等は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- ① 離着陸場所の確保及び安全対策
- ② 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ③ 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- ④ その他必要な事項

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害の発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 1 市等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 2 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - (1) 原状回復を基本としつつも、再度の災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとすること。
 - (2) 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
 - (3) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑に事業を推進すること。
 - (4) 環境汚染の未然防止等市民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - (5) 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
 - (6) 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。
- 3 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ② 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ③ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - ⑦ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ⑧ 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ⑨ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画

- ⑩ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- ⑪ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

- 1 市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、本節中「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。
- 2 市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 3 市は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定の促進

市の地域内に災害が発生した場合は、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

- 1 市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- 2 市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 担当課

市における担当課は、次のとおりである。

担当課	内容
税務課	1 災者台帳の作成 2 罷災証明書の交付に係る協力
危機管理課	罹災証明書の交付
農林課、水産課	農林漁業制度金融の確保
産業支援センター	中小企業融資の確保及びあっせん
福祉課	1 生活保護 2 災害弔慰金等の支給
建築住宅課	住宅金融支援機構融資のあっせん、公営住宅の建設

第3 生活相談

市は、被災者、市民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

- 1 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。
- 2 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。
- 3 県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。
- 4 国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。

第4 被災者台帳の作成

- 1 市は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- 2 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第5 罹災証明の交付

市は、災害が発生し、被害を受けたものがあるときは、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき、被災世帯調査を実施し、り災者台帳を作成するとともに、これを基に罹災証明書を交付する。

1 被災世帯調査の実施

- (1) 税務課（調査班）は、被災世帯調査を実施し、被災者台帳システムを活用して調査結果を被災者台帳としてとりまとめる。調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、学識経験者等の協力を得る等、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 市は、住宅被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (3) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

2 罹災証明の交付

危機管理課は、市民からの要望に応じて、被災者台帳システムを必要に応じて活用し、被災者台帳に基づき、罹災証明書を交付する。

災害対策本部を設置したときの罹災証明書の交付は、当該本部において交付場所、交付体制、交付体制の維持期間、期間終了後の交付部署を決定し、行うものとする。なお、交付体制は、税務課（調査班）を中心に構築するものとする。

第6 住宅金融支援機構融資のあっせん

1 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して災害復興資金の借入れの促進を図る。この場合において、資金の融通を早くするため、市においては、り災者が支援機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

2 災害特別貸付金

市は、災害により滅失住宅（修理不能となった半壊、半焼又は半流失を含む。）が発生した場合は、り災者の希望により災害の実態を把握した上で、災害特別貸付制度による融資を住宅金融支援機構支店に申し出るとともに、

現地に相談所を設置し、り災者に融資制度の内容を周知するために必要な措置をとり、借入申込みに際しては、その手続上の指導を行う。

第7 農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)又は農林漁業者の組織する団体(以下「被害組合」という。)に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置等について、指導あっせんを行うとともに、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)に基づく利子補給を行い、農林漁業の生産力の維持増進、経営の安定を図るものとし、このため市は次の措置を講ずる。

- 1 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあっせん
- 4 農林漁業金融公庫法に基づく、経営再建、収入源補てん資金の融資措置の促進及び利子補給の実施
- 5 農業保健法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- 6 林業改善資金助成法に基づく、被害森林整備資金の融通
- 7 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第8 中小企業融資の確保

市は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、次の措置を講ずる。

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害特別融資枠」の設定を促進するため関係機関に対し要請を行う。
- 2 銀行、信用金庫及び信用組合等の金融機関の中小企業向け融資の配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力する。
- 3 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるため必要な措置を講ずる。

第9 り災者の恒久的生活の確保

市は、り災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、次の措置を講ずる。

1 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低額所得者のり災者に対する住宅対策として、市は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居確保を図る。この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が図られるよう努める。

2 生活保護

り災者の恒久的生活確保の一環として、市は生活保護法に基づく保護の要件を具備したり災者に対しては、その困窮の程度に応じ、最低限度の生活を保障して生活の確保を図る。

3 災害弔慰金等の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。

資 金 名	支 給 対 象	支 給 額	
		生計維持者	その他の者
災 害 弔 慰 金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500 万円以内	250 万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250 万円以内	125 万円以内

4 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行なうとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- (2) 市は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- (3) 市は、申請書類の窓口となり、支給に関する事務については県を通じて被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。

- (4) 市は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- (5) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。
- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
 - ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 - ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
 - ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①から③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）
- (6) 支援金の支給対象
- 支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯
- ① 居住する住宅が「全壊」した世帯
 - ② 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）
 - ③ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
 - ⑤ ②から④までの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）
- (7) 支援金の支給 (単位：万円)
- 《複数世帯の場合》

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

《单数世帯の場合》

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

【基礎支援金】 生活関係経費（被災世帯の生活に必要な物品購入修理費、医療費、住居移転費、移転交通費等）

【加算支援金】 居住関係経費（住宅建設・購入費、補修費、住宅賃借料等）

① 支援金の申請から支給まで

- ア 住宅の被害の程度を確認する
- イ 住民票を取得する
- ウ 申請書を作成する
- エ 必要書類を用意する
- オ 市役所に申請する
- カ 支給金の支給

② 支給金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
----	-------	-------

申請期間	災害のあった日から 13 ヶ月の間	災害のあった日から 37 ヶ月の間
------	-------------------	-------------------

5 租税の徴収猶予及び減免等

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は宮古市市税条例により、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予、減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講ずる。

6 住宅資金等の貸付け

- (1) 県及び市は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金に関する広報活動を実施する。
- (2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

[資料編 1-4-2-1：災害復興住宅資金]

[資料編 1-4-2-2：生活福祉資金]

[資料編 1-4-2-3：災害援護資金]

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

市は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画作成組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や災害時要援護者等の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

3 復興計画の作成

- (1) 地域の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災集団移転促進事業、都市防災総合推進事業、漁業集落防災機能強化事業等の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (4) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- (5) ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- (6) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

4 復興計画策定マニュアル

市は平成28年5月、東日本大震災での経験を教訓にして、速やかに復興計画を策定するため、「復興計画策定マニュアル」をとりまとめた。

復興計画は、マニュアルを活用しながら作り上げるものとする。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項目	事業名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業 (14) 堆積土砂排除事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 滞水排除事業 (16) 都市防災総合推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 被災地における復興まちづくり総合支援事業
2 農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う滞水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他の特別の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 災害公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4 災害記録編纂計画

市は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

第4節 原子力災害復旧計画

第1 基本方針

市、その他の防災関係機関は、原子力災害からの復旧復興のため、被ばく線量の低減や廃棄物の処理についての計画を定めるとともに、風評被害の防止についてもその対策を図る。

第2 低減措置・廃棄物等対策

市は、県が緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量（自然被ばく及び医療被ばくを除く線量をいう。以下同じ。）の低減を図る必要があると認め、必要な措置を講じるときは、県と連絡調整を図る。

市及び県は、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置（以下「低減措置」という。）の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

1 低減措置の実施

(1) 低減措置を行う目安等

低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準は、低減措置の実施が必要と認めたときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、県が定める。

(2) 低減措置の対象、実施者等

ア 低減措置は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居など、住民等が日常生活において利用する頻度が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。

イ 低減措置は、住民等が日常生活において利用する頻度が高い箇所を優先して実施する。この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子どもの生活環境を最優先に実施する。

ウ 低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者（以下、本節中「実施者」という。）が、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

2 廃棄物の処理等

(1) 実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理し、処理する。

(2) 市は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

3 実施者の措置

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。

4 市の措置

- (1) 市は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。
- (2) 市及び県は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。

第3 健康確保等

市は、県と相互に連携し、健康に不安を感じる市民等（広域避難又は広域一時滞在により市内に滞在する市外からの避難者を含む。以下、この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、市民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。

また、原子力災害により被害を受けた市民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸し付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自立復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

1 健康相談の実施

市は、県と相互に連携し、健康に不安等を感じる市民等からの相談、問い合わせに対応できるよう対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

2 市民の健康確保に関する調査その他の対策の実施

- (1) 市は、県が行う緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めたときは、県と連携し、国その他の関係機関の助言を得て、必要な調査及び分析を行う。
- (2) 市は、県が行う調査及び分析の結果、市民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めたときは、県及び国その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

第4 風評被害対策

市は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林水産業その他の地場産業に及ぶ影響を軽減するために必要な活動を実施する。

- 1 市は、県及び関係機関・団体と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業の產品等の適切な流通等が確保され、及び観光客の減少が生じることがないよう、市内外での広報活動を行う。
- 2 広報活動を行うに当たっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限

等の状況その他の情報を提供し、市内で生産される產品等及び市内の環境等が安全な状況にあることを広報する。

- 3 市は、関係機関・団体が自ら風評被害対策に向けた活動を実施する場合においては、活動に必要な情報、資機材等の提供など、関係機関・団体に対し必要な支援を行う。